

# 環境影響評価調査計画書

— 世田谷清掃工場建替事業 —

令和4年8月

東京二十三区清掃一部事務組合



## 目 次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2 対象事業の名称及び種類	1
3 対象事業の内容の概略	1
4 対象事業の目的及び内容	2
4.1 事業の目的	2
4.2 事業の内容	2
4.2.1 位置及び区域	2
4.2.2 計画の内容	6
4.3 施工計画及び供用の計画	20
4.3.1 施工計画	20
4.3.2 供用の計画	25
5 事業計画の策定に至った経過	29
6 地域の概況	30
6.1 一般項目	33
6.1.1 人口	33
6.1.2 産業	36
6.1.3 交通	37
6.1.4 土地利用	43
6.1.5 水域利用	55
6.1.6 気象	58
6.1.7 関係法令の指定・規制等	65
6.1.8 環境保全に関する計画等	67
6.1.9 公害に関する苦情件数	73
6.2 環境項目	74
6.2.1 大気汚染	74
6.2.2 悪臭	92
6.2.3 騒音・振動	93
6.2.4 水質汚濁	97
6.2.5 土壌汚染	109
6.2.6 地盤	111
6.2.7 地形・地質	112
6.2.8 水循環	116
6.2.9 生物・生態系	120
6.2.10 日影	125
6.2.11 電波障害	130
6.2.12 風環境	130
6.2.13 景観	130
6.2.14 史跡・文化財	130

6.2.15	自然との触れ合い活動の場	132
6.2.16	廃棄物	132
6.2.17	温室効果ガス	134
7	環境影響評価の項目	136
7.1	選定した項目及びその理由	136
7.1.1	選定した項目	136
7.1.2	選定した理由	138
7.2	選定しなかった項目及びその理由	142
7.2.1	選定しなかった項目	142
7.2.2	選定しなかった理由	142
8	調査等の方法	144
8.1	調査等の概要	144
8.2	項目別の調査等の方法	153
8.2.1	大気汚染	153
8.2.2	悪臭	159
8.2.3	騒音・振動	162
8.2.4	土壌汚染	168
8.2.5	地盤	171
8.2.6	水循環	174
8.2.7	日影	176
8.2.8	電波障害	179
8.2.9	景観	182
8.2.10	廃棄物	186
8.2.11	温室効果ガス	188
9	当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される 地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名	190
10	その他	192
10.1	対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	192
10.2	調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	192
10.3	調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録	193





## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 : 管理者 山崎 孝明  
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

## 2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 世田谷清掃工場建替事業  
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

## 3 対象事業の内容の概略

世田谷清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都世田谷区大蔵一丁目1番1号に位置する既存の世田谷清掃工場（平成20年3月しゅん工、焼却炉300トン/日（150トン/日・炉×2炉）、灰溶融炉120トン/日（60トン/日・炉×2炉））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都世田谷区大蔵一丁目1番1号	
敷地面積	約30,000m <sup>2</sup>	
工事期間	令和8年度から令和14年度（予定）	
工場稼働年度	令和14年度（予定）	
処理能力	可燃ごみ 600トン/日 （300トン/日・炉×2炉）	
主な建築物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 高さ：約31.0m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約100m

## 4 対象事業の目的及び内容

### 4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

現在の世田谷清掃工場は、令和4年3月時点で建設から14年であるが、現行のガス化溶解炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和8年度から建て替えることとした。

あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な全量処理体制を確保するため、600トン/日とする。

### 4.2 事業の内容

#### 4.2.1 位置及び区域

本事業の対象となる区域（以下「計画地」という。）は図4-1、図4-2及び図4-3に示すとおりである。

計画地は、都立砧公園の北側に位置しており、また、環状八号線に隣接した敷地面積約30,000m<sup>2</sup>の区域である。



凡例

- |   |   |
|---|---|
|  : 計画地 |  : 高速自動車国道 |
|  : 都県界 |  : 都市高速道路  |
|  : 私鉄線 |  : 一般国道    |
|   |  : 主要地方道   |
|   |  : 特例都道    |



1:25,000



図 4-1 計画地の位置



凡 例

- : 計画地
- : 高速自動車国道
- ⋯ : 都県界
- : 都市高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 特例都道

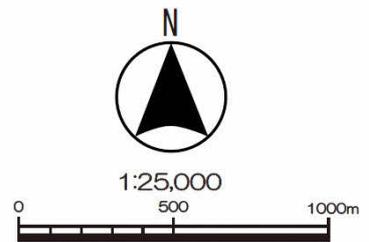


図 4-2 計画地周辺の写真



凡例

□ : 計画地

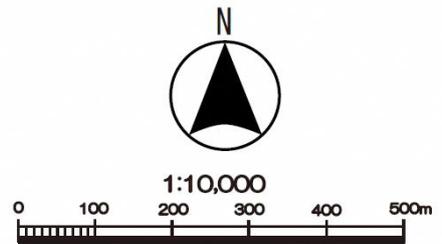


図 4-3 計画地の区域

#### 4.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

建替え後の主な施設としては、工場棟、付属施設及び煙突がある。

##### (1) 施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2 に示すとおりである。

計画地の北側には高層住宅が、南側には砧公園があることから、周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。また、北側の住宅地に配慮し、日影等の環境への影響を悪化させないように、工場棟は既存と同じ高さまでとする。

また、建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 100m とし、ステンレス製の内筒 2 本及び脱臭設備の排気筒 1 本を鉄筋コンクリート造の外筒に収めるものとする。

表 4-1 既存及び建替え後の施設概要：構造等

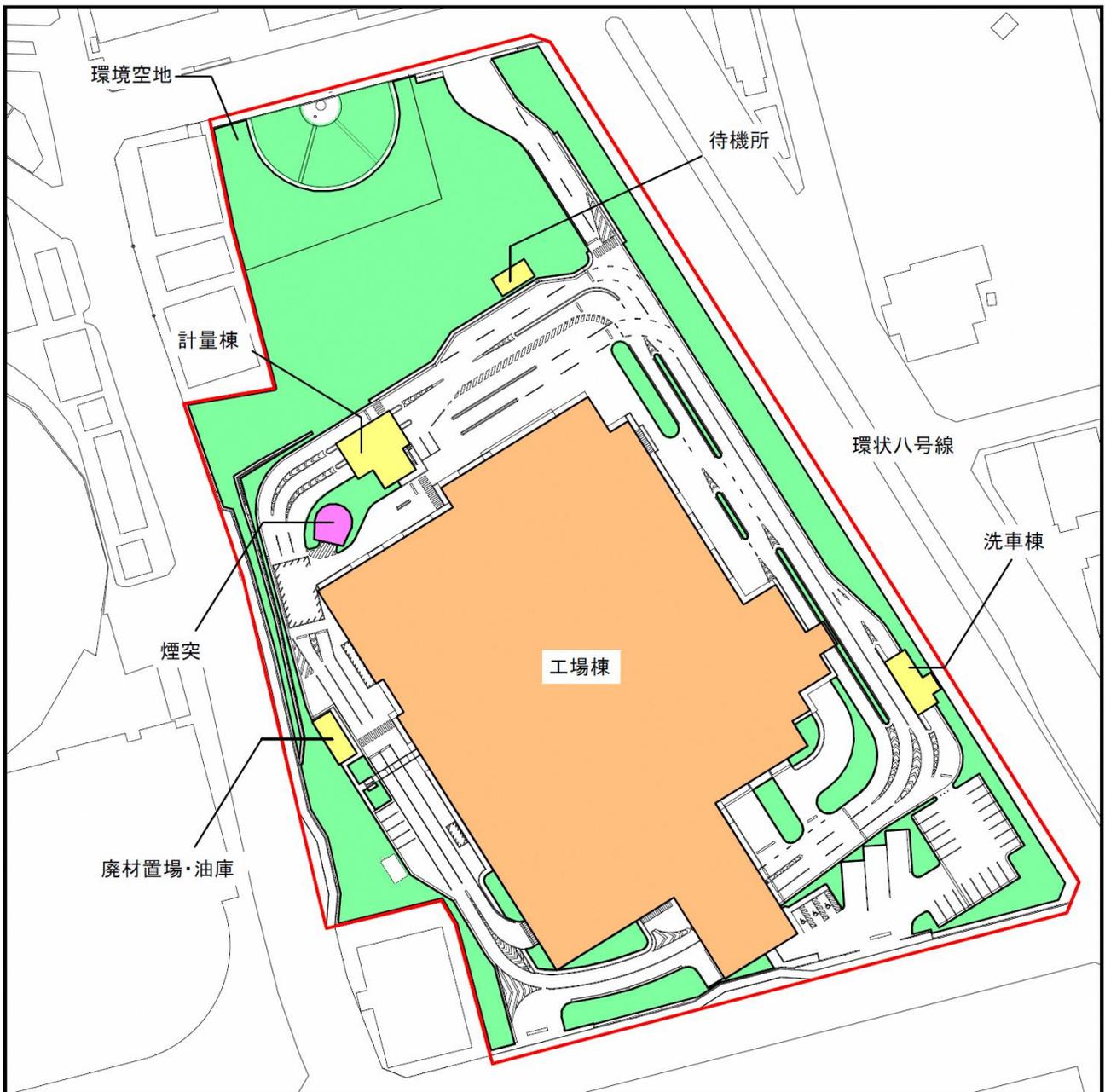
施設区分		既存	建替え後
敷地地盤 (GL)		A. P. 約 +39.5m	A. P. 約 +39.5m
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
	高さ	約 31.0m	約 31.0m
	深さ	約 19.1m	約 21.8m
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m

建築面積については、既存が約 9,982m<sup>2</sup>、建替え後が約 11,496m<sup>2</sup>となる。

既存施設配置は図 4-4、施設計画は図 4-5、設備配置計画は図 4-6 に示すとおりである。  
また、計画建築物の計画立面は図 4-7、完成予想図は図 4-8 に示すとおりである。

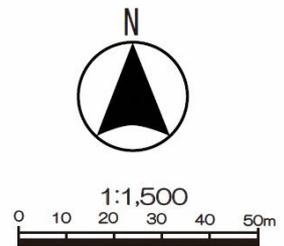
表 4-2 既存及び建替え後の施設概要：建築面積

施設区分	既存	建替え後
工場棟	約 9,590m <sup>2</sup>	約 11,340m <sup>2</sup>
附属施設	約 392m <sup>2</sup>	約 156m <sup>2</sup>
合計面積	約 9,982m <sup>2</sup>	約 11,496m <sup>2</sup>



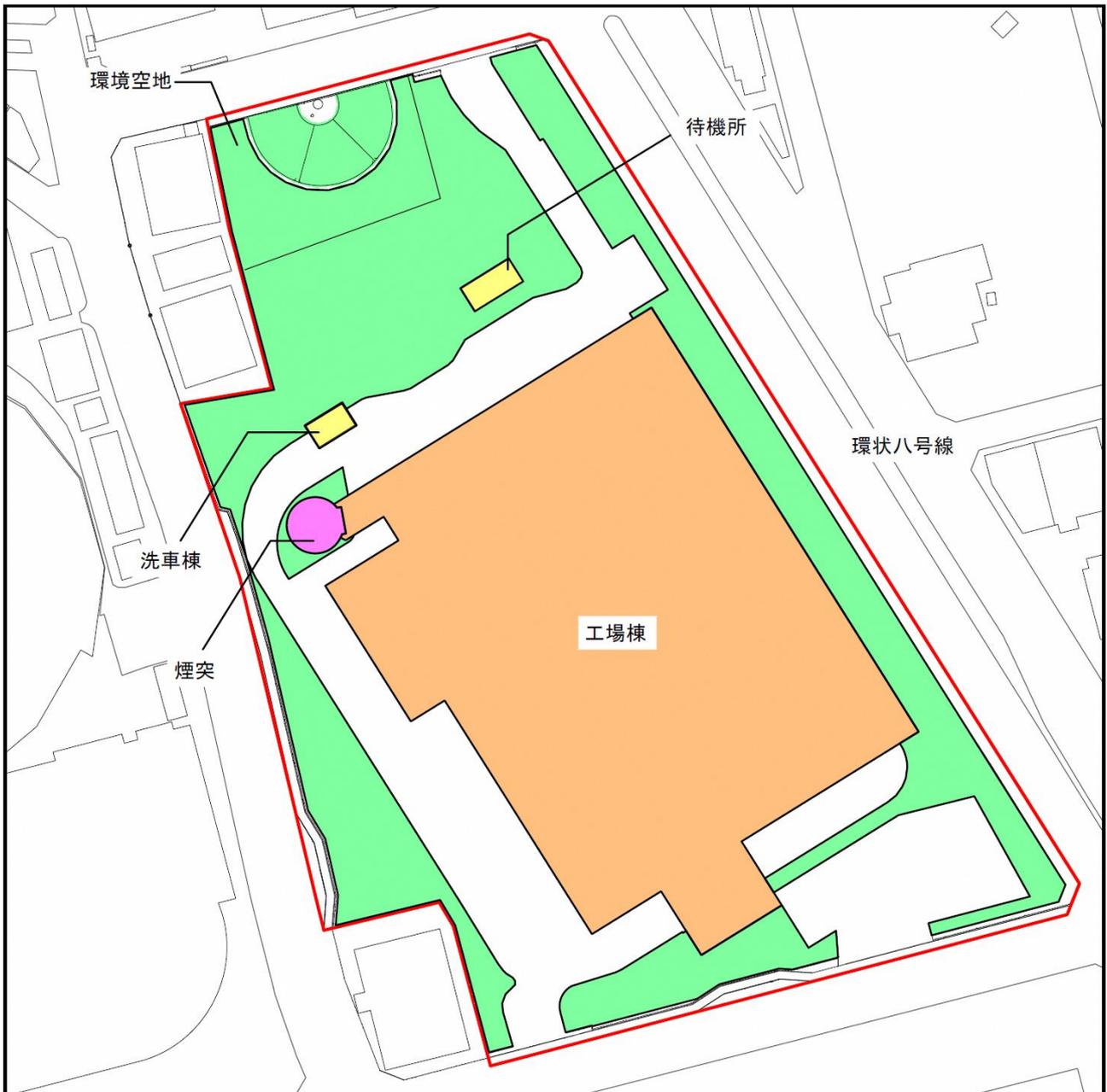
凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地



注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

図 4-4 既存施設配置図



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地

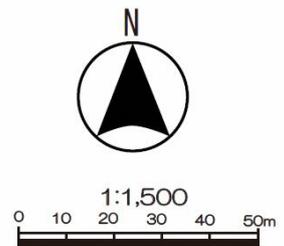
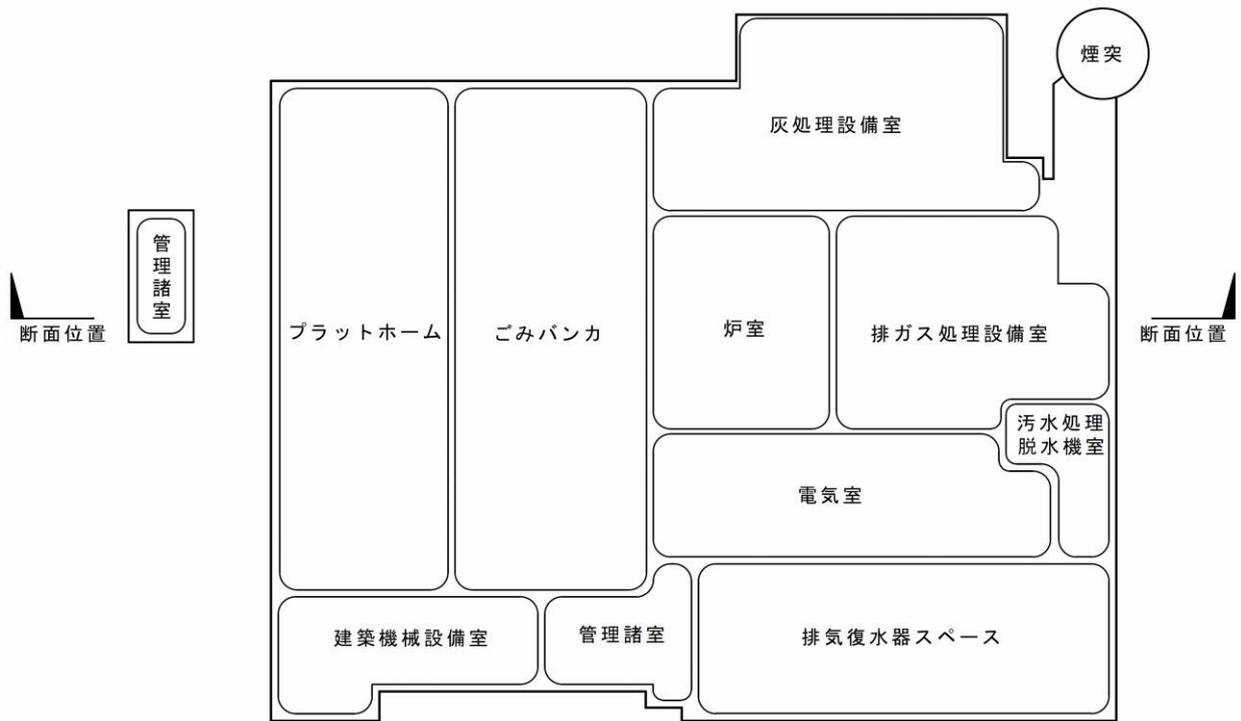
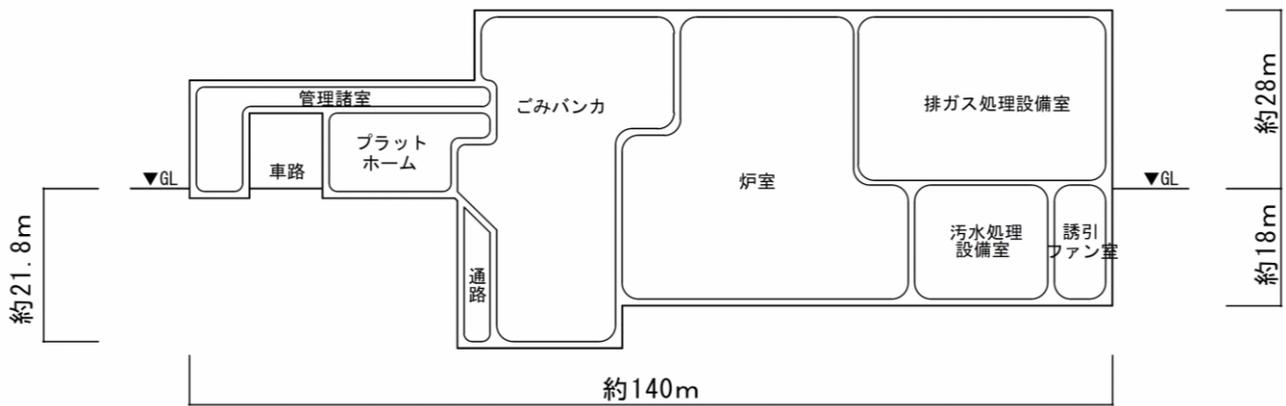


图 4-5 施設計画図



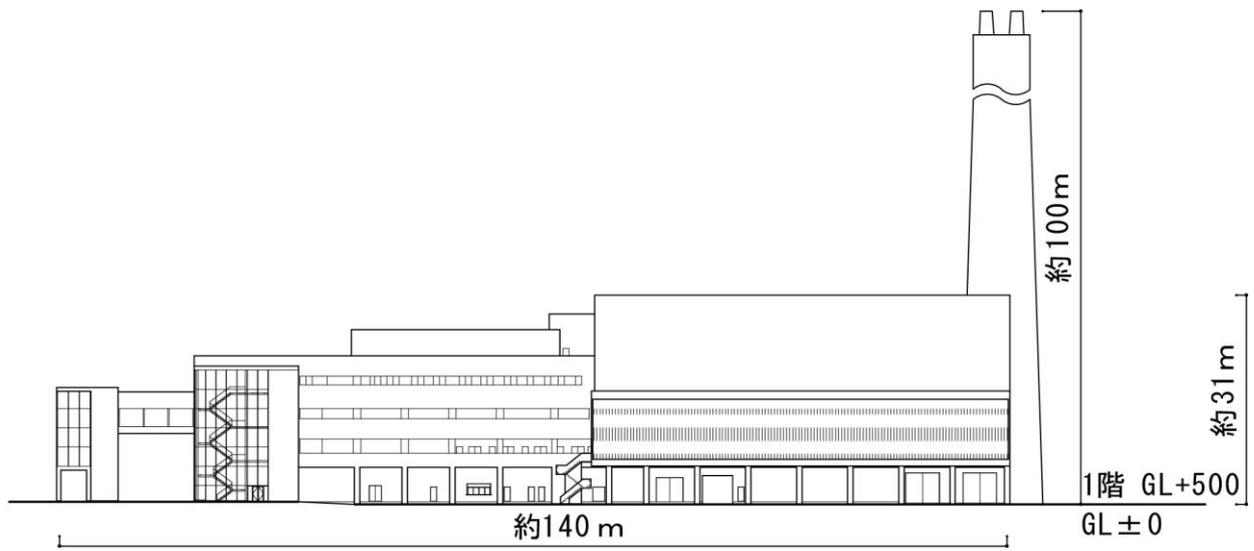
計画平面図（2階）



計画断面図

図 4-6 設備配置計画図

東側立面図



西側立面図

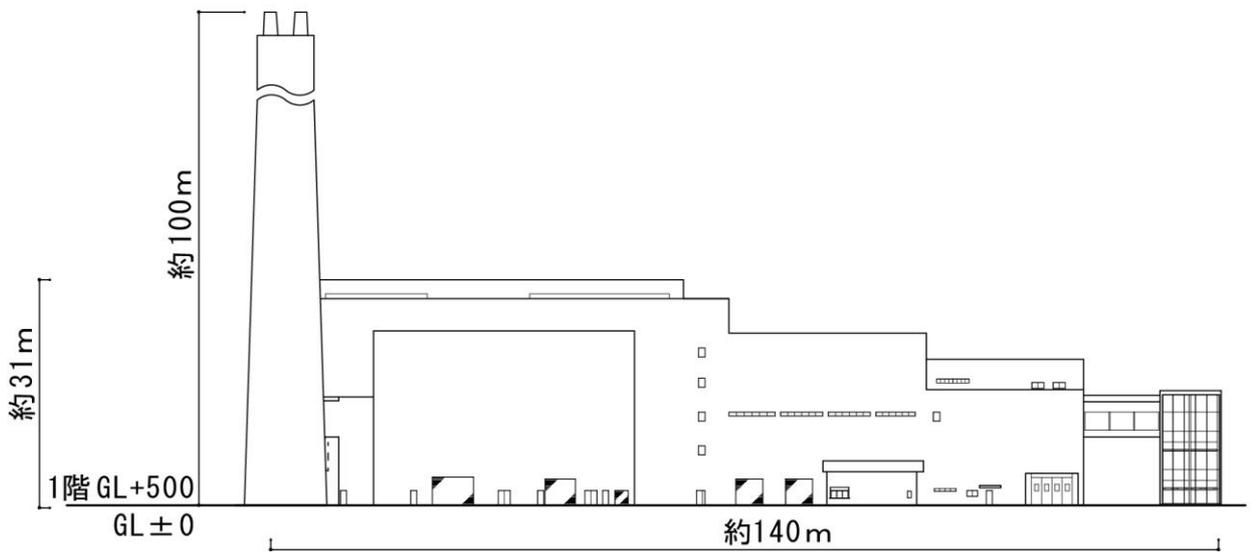
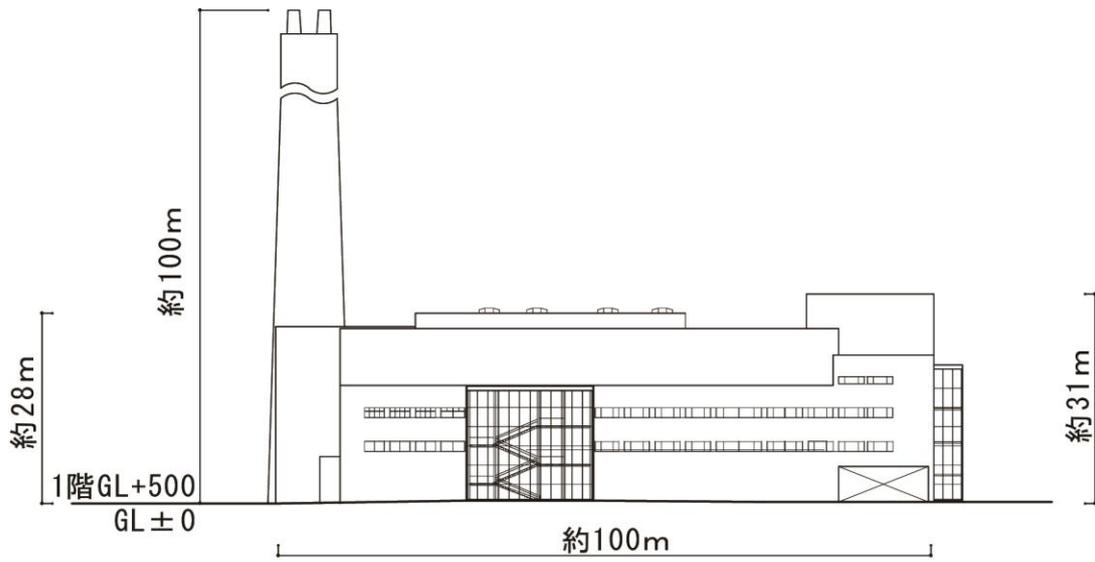


図 4-7 (1) 計画立面図 (1)

南側立面図



北側立面図

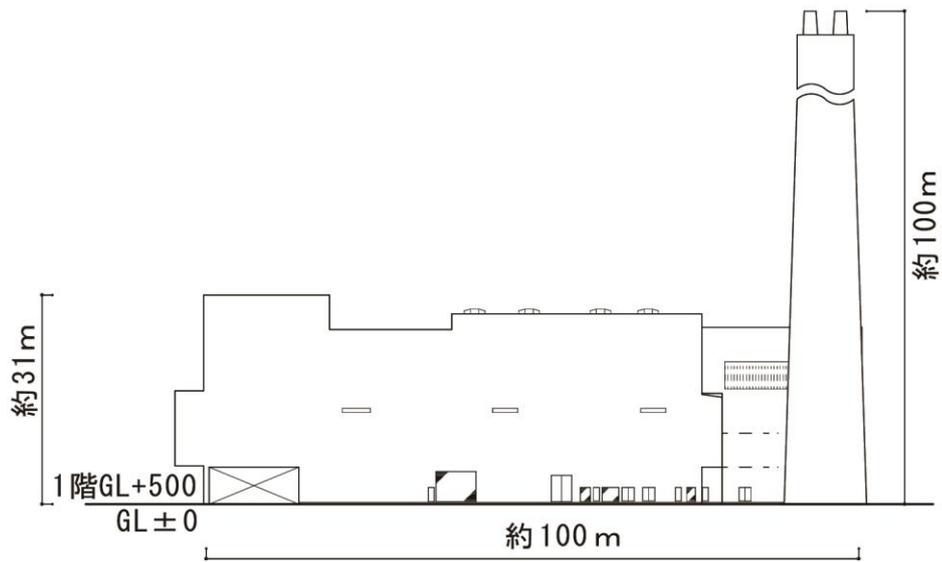


図 4-7 (2) 計画立面図 (2)

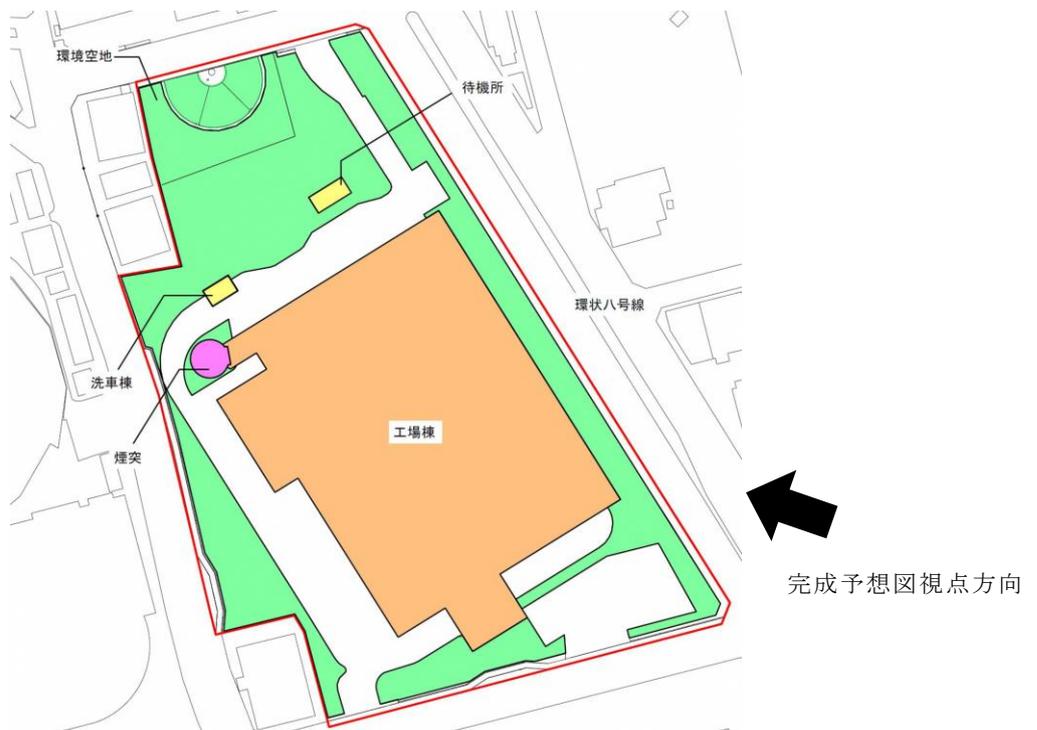


図 4-8 完成予想図(南東側)

(2) 設備計画

ア 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は、表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 設備概要（既存・建替え後）

項目		既存	建替え後
施設規模	焼却炉	300 トン/日 (150 トン/日・炉×2 炉)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
	灰溶融炉	120 トン/日 (60 トン/日・炉×2 炉)	—
処理能力		300 トン/日	600 トン/日
ごみ 処理	処理方式	全連続式ガス化溶融炉 (流動床式)	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
灰処 理	処理方式	電気加熱式灰溶融炉	—
	処理対象物	主灰及び飛灰の混合灰	—
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転

## イ 処理フロー

ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場のプラント設備による全体処理フローを、図 4-9 及び図 4-10 に示す。

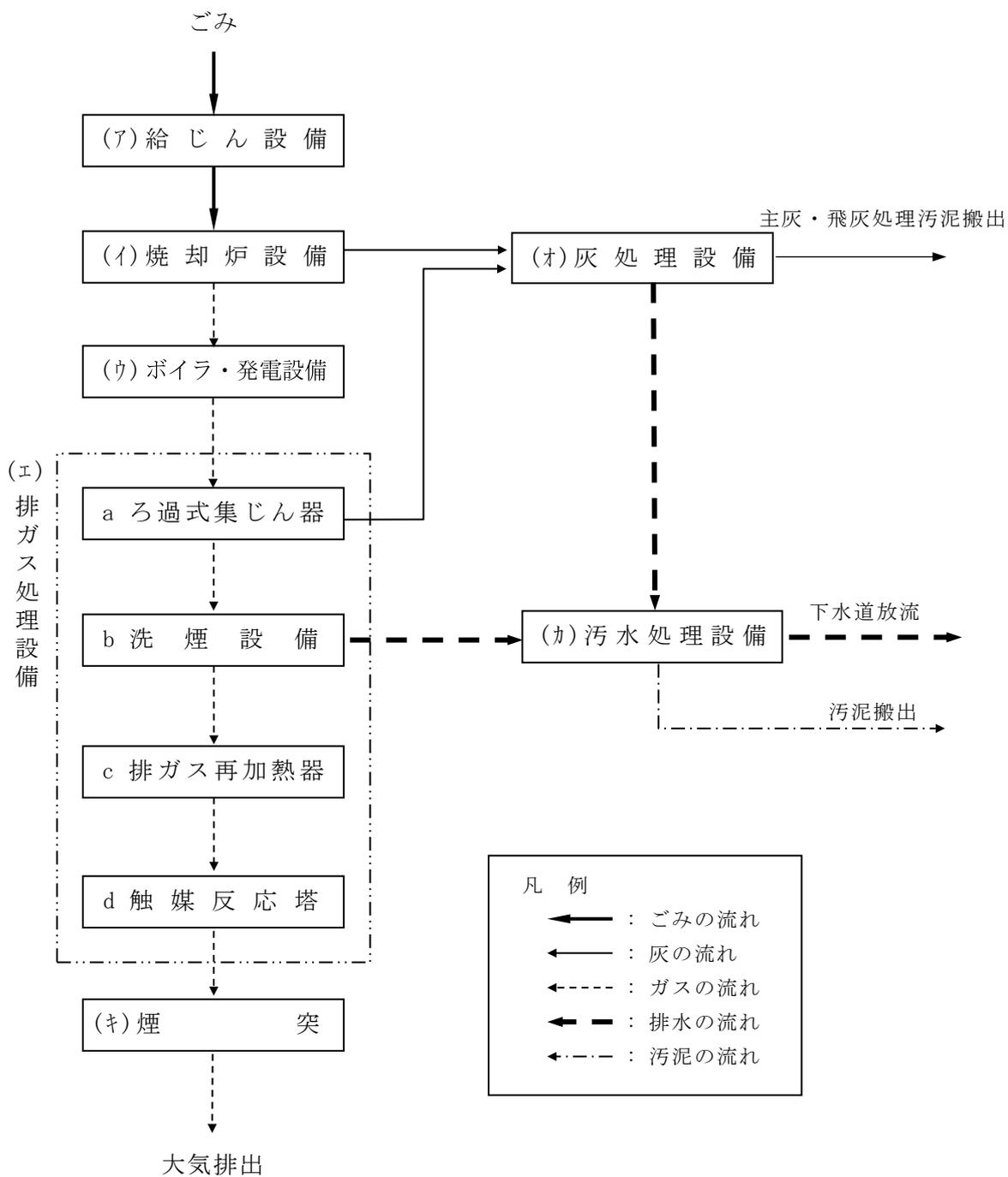


図 4-9 全体処理フロー

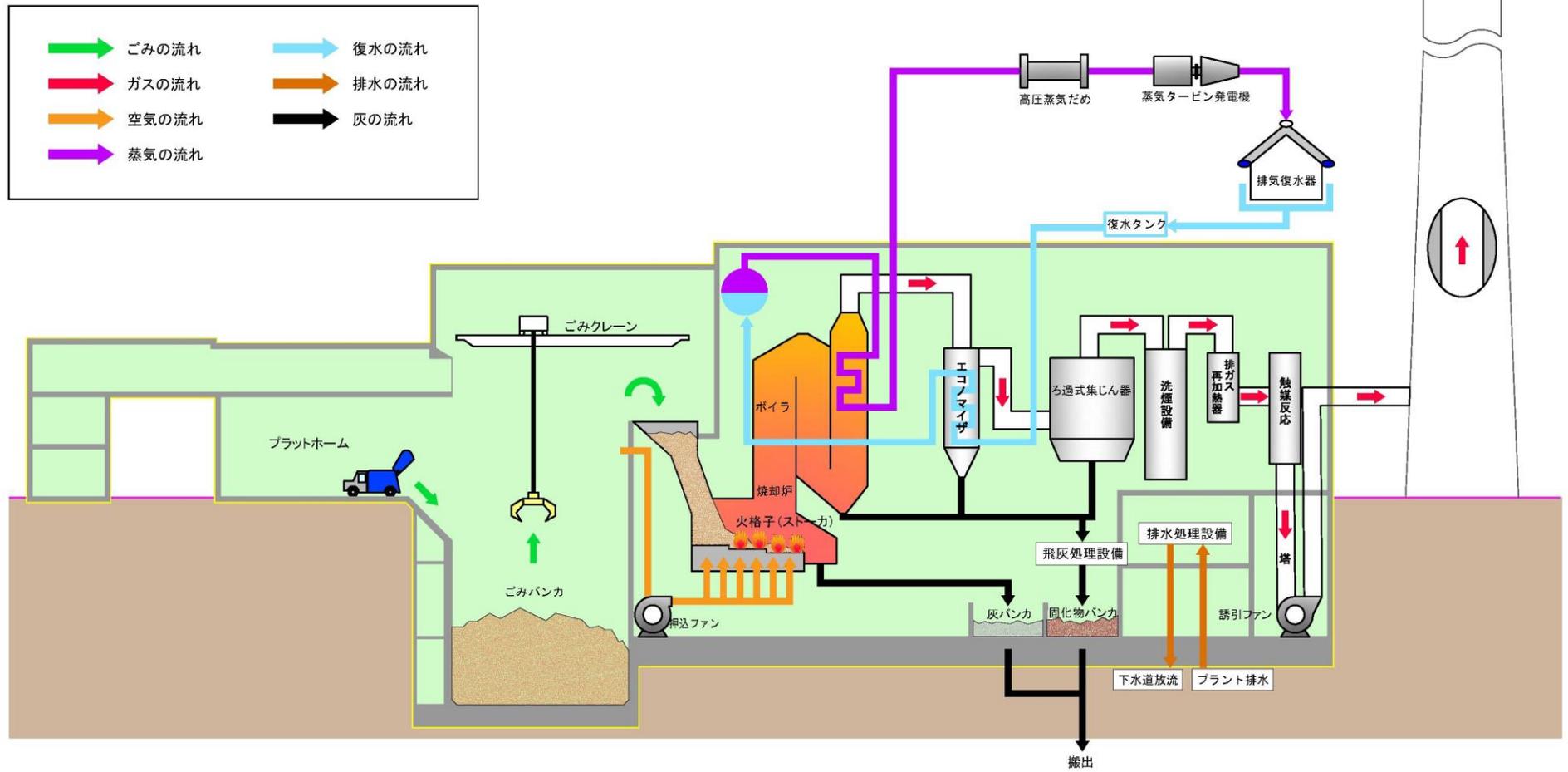


図 4-10 全体処理フロー（模式図）

## ウ プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

### (ア) 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは、7日分以上のごみを貯留できる容量とし、貯留したごみはクレーンでかく伴し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカにはゲートを設けた上で、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにし、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し消臭する。焼却炉の停止時においては、脱臭設備を稼働させる。また、プラットホームの出入口には自動扉及びエアカーテンを設置することで、臭気の流出を防止する。

### (イ) 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみを火格子（ストーカ）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

また、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度等を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

### (ウ) ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する廃熱を蒸気として回収し、回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコマイザでは、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、熱回収後の燃焼ガスの温度をさらに冷却する。

### (エ) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

#### a ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排ガス中のばいじんやこれに付着しているダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、薬剤の吹き込みにより塩化水素及び硫黄酸化物を除去する。

#### b 洗煙設備

排ガスを苛性ソーダ水溶液により洗浄し、塩化水素、硫黄酸化物を除去する。

また、水銀等の重金属との吸着性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加することにより、水銀を除去する。

### c 排ガス再加熱器

触媒反応塔での触媒反応の向上を図るため、排ガスを高温の蒸気により再加熱する。

### d 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を触媒の働きにより分解除去する。

## (オ) 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図 4-11 に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰<sup>注1)</sup>と飛灰<sup>注2)</sup>に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

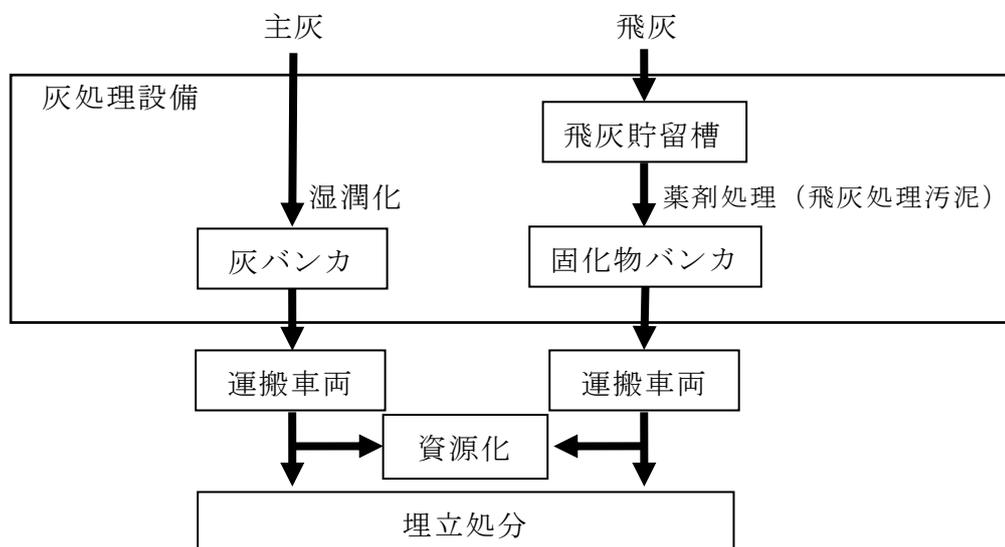


図 4-11 灰処理フロー

## (カ) 汚水処理設備

洗煙汚水等に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場へ運搬し、埋立処分する。

## (キ) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

注 1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から排出される「もえがら」をいう。

注 2) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

### (3) エネルギー計画

建替え後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。

省エネルギー機器等の導入によりエネルギー使用量の抑制を図る。また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用し、高効率発電を行うとともに、施設内で使用する給湯用の熱源として利用するほか、場外世田谷区施設(世田谷美術館)への熱供給を行う。

なお、太陽光発電設備による再生可能エネルギー発電も行う計画である。

### (4) 給排水計画

#### ア 給水計画

本事業における給水は、上水とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

なお、災害時等の非常用水源として、一時的に井戸水を使用する。井戸は月に一回点検のため揚水ポンプの動作確認を 30 分程度行う。

#### イ 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 4-12 に示す。

プラント排水等は、污水处理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、下水道に放流する。

污水处理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路にはごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水(3mm)は污水处理設備へ送り、処理後は下水道へ放流する。その後の雨水は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する。

また、屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、分流式の雨水管に放流する。

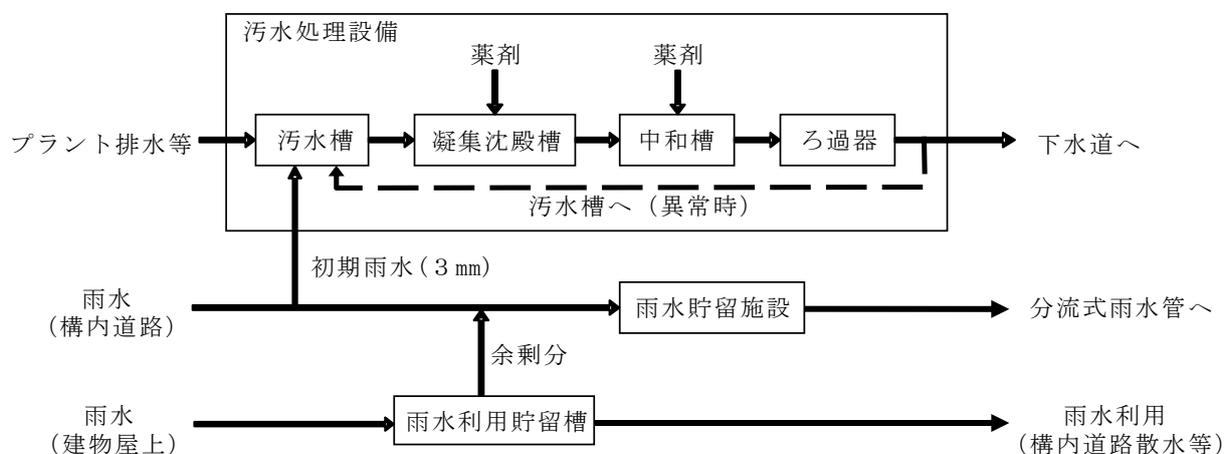


図 4-12 排水処理フロー

#### (5) 緑化計画

世田谷区みどりの基本条例に基づき、敷地面積の 28%にあたる、約 8,600 m<sup>2</sup>以上を緑化する。

計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地は建替工事による改変を行わずに保全するとともに、建替後も既存の環境空地等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮する。

#### (6) 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥<sup>注1)</sup>及び脱水汚泥がある。

これらの廃棄物は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化<sup>注2)</sup>による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで埋立処分量の更なる削減を図る。

### 4.3 施工計画及び供用の計画

#### 4.3.1 施工計画

##### (1) 工事工程の概要

工事は令和 8 年度に着手し、工事期間は 78 か月を予定している。工事工程を表 4-4 に示す。

なお、作業時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、原則、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び建替後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2 (p. 6 及び p. 7 参照) に示すとおりである。

表 4-4 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和						
	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
準備工事	■						
解体工事・土工事	■	■	■	■			
く体・プラント工事				■	■	■	
外構工事						■	
試運転							■

注 1) 飛灰処理汚泥とは、飛灰から重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものをいう。

注 2) 徐冷スラグ化とは、熔融処理した後にゆっくりと冷却（徐冷）させ石状のスラグを作ることをいう。

## (2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

### ア 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置場等の場内整備等を行う。

### イ 解体工事・土工事

#### (7) 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事に当たっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成 26 年 1 月厚生労働省労働基準局長通知)に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機等による解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に排ガスの通り道である内筒が 2 本と脱臭装置の排気筒が 1 本ある。解体作業に当たっては、外筒を残したまま内筒を解体する。

なお、外筒の塗装下地にアスベストの含有を確認していることから、工程ごとに適切な養生等を行い、アスベスト及び粉じんの飛散防止に努める。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」(令和 3 年 2 月東京都環境局)に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

#### (1) 既存建築物等解体

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存建築物等は全て解体する。解体に当たっては、必要に応じ、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、工場外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、大気汚染防止法に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を都に報告するなど、関係法令等に基づき適切に処理する。

#### (ウ) 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを深さ GL-28m まで行う。

なお、山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工を併用することで支持する。

掘削工事は、バックホウ、クラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を深さ GL-25m まで行う。また、掘削工事と併せて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

#### ウ く体・プラント工事

##### (ア) 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行った上で、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

##### (イ) 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラークレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。

##### (ウ) プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

#### エ 外構工事

外構工事としては、構内道路工事、植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

### (3) 建設機械及び工事用車両

#### ア 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4-5 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

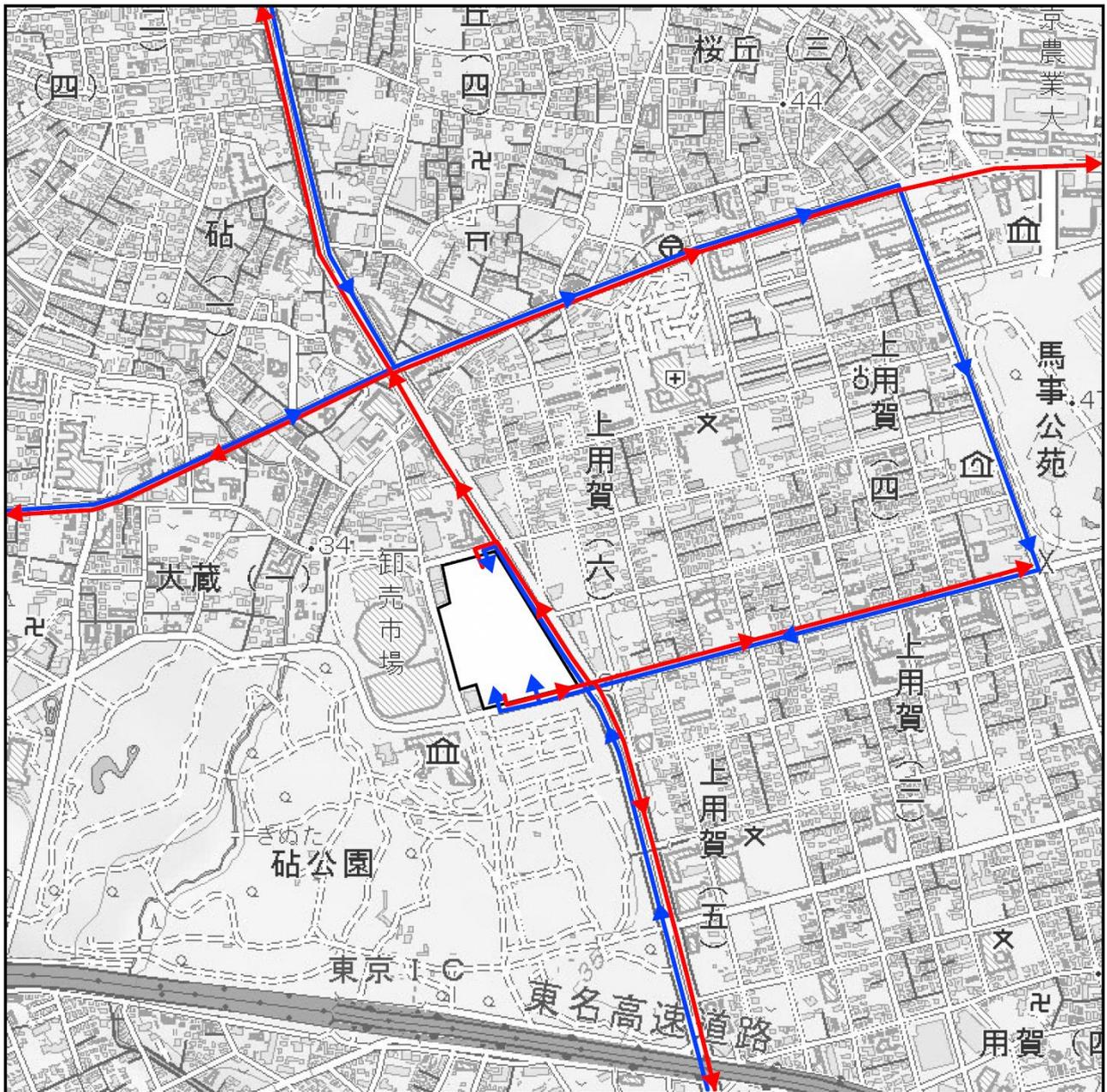
表 4-5 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧式破砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○	○										
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW 等） 地下解体 掘削	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○	○	○	○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

#### イ 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4-13 に示すとおりである。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）ほか、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



凡例

□ : 計画地

→ : 工事用車両 入車方向

→ : 工事用車両 出車方向

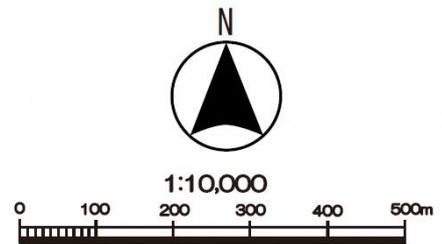


図 4-13 工事用車両の主な走行ルート

#### 4.3.2 供用の計画

##### (1) ごみ収集車両等計画

##### ア 運搬計画

##### (ア) ごみ等の運搬

世田谷区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、資源化する。

##### (イ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの5時から17時までとする。

##### (ウ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図4-14に示すとおりである。

##### (エ) ごみ収集車両等計画台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時、ごみ収集車両708台/日<sup>注)</sup>、灰等運搬車両12台/日、合計720台/日を計画する。

##### (オ) 時間帯別計画台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別計画台数は、表4-6に示すとおりである。

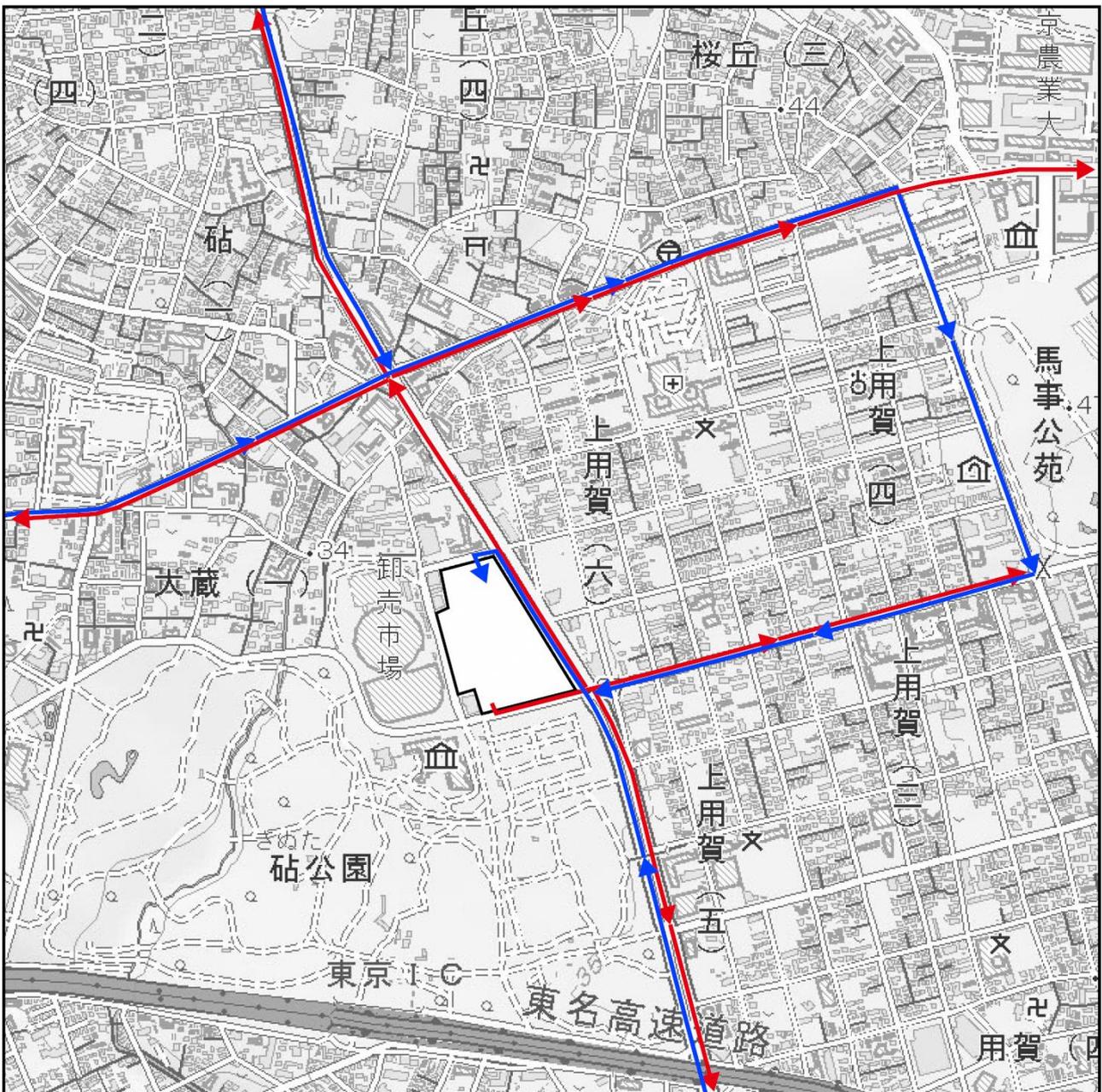
表4-6 時間帯別計画台数

単位：台

時間帯	車両	ごみ収集車両 (搬入)	灰等運搬車両 (搬出)	合計
5:00～6:00		8	0	8
6:00～7:00		4	0	4
7:00～8:00		8	0	8
8:00～9:00		94	2	96
9:00～10:00		134	4	138
10:00～11:00		117	0	117
11:00～12:00		83	0	83
12:00～13:00		49	0	49
13:00～14:00		113	6	119
14:00～15:00		80	0	80
15:00～16:00		18	0	18
16:00～17:00		0	0	0
合計		708	12	720

注) 時間帯別計画台数は既存施設の実績により<sup>あんぶん</sup>按分した。

注)一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン搬入する条件で台数を算出した。



凡例

□ : 計画地

→ (blue) : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入車方向

→ (red) : ごみ収集車両・灰等運搬車両 出車方向

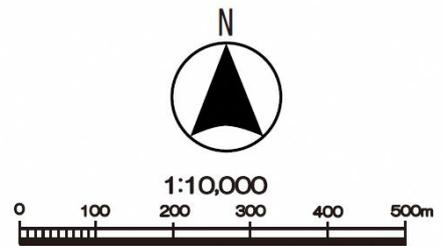


図 4-14 ごみ収集車両の主な走行ルート

## イ ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、図 4-15 及び図 4-16 に示すとおりである。

ごみ収集車は、汚水が漏れない密閉構造とする。また、灰等の運搬車両は、天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 4-15 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4m<sup>3</sup>）



図 4-16 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m<sup>3</sup>）

## (2) 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所での燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度等を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器への薬剤の吹き込み量等を制御し、排ガス中のばいじん、塩化水素及び硫黄酸化物を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 洗煙設備における苛性ソーダ水溶液の量や触媒反応塔へのアンモニアの吹き込み量等を制御し、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物等を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ④ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

### (3) ダイオキシン類対策

#### ア 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800℃以上を保ち、2 秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

#### イ 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、200℃以下に急冷することにより、排ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N<sup>注1)</sup>）以下にする。

#### ウ 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほぼ除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L<sup>注2)</sup>）以下とし、下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。

### (4) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥がある。

これらの廃棄物は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで、埋立処分量の更なる削減を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

---

注1) TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2) 1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。

## 5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

### 5.1 事業計画の策定

既存の世田谷清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成 20 年 3 月に建設され、令和 4 年 3 月現在で、建設後 14 年が経過している。

清掃一組は、設立と同時に一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）を策定した。その後、平成 18 年 1 月、平成 22 年 2 月、平成 27 年 2 月及び令和 3 年 2 月に一廃計画を改定し、現計画では世田谷清掃工場について、令和 8 年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、世田谷清掃工場の建替えを実施するものである。

### 5.2 地域住民との取組

令和 3 年 10 月、世田谷清掃工場の建替事業を開始するにあたり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、令和 4 年 5 月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、令和 4 年 8 月に「世田谷清掃工場建替計画」を策定した。

新しい世田谷清掃工場は、基本コンセプトを「環境にやさしく信頼される清掃工場」とし、基本方針として「環境に配慮した施設」、「エネルギーを有効利用する施設」、「区民の生活を守る施設」、「区民に親しまれる施設」を掲げ、環境にやさしく信頼される清掃工場を目指していく。

## 6 地域の概況

計画地は、東京都世田谷区に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要がある大気汚染については、煙突排ガスの影響や一般環境大気測定局の配置を勘案して、図 6-1 に示すとおり計画地から約 5 km の範囲とした。この範囲内に含まれる区市町村は、東京都世田谷区、目黒区、杉並区、大田区、調布市、狛江市、神奈川県川崎市多摩区、宮前区、高津区、中原区となっている。その他の項目については、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに世田谷区の適切な範囲を設定した。

地域の概況の調査項目は、表 6-1 に示す 26 項目とした。

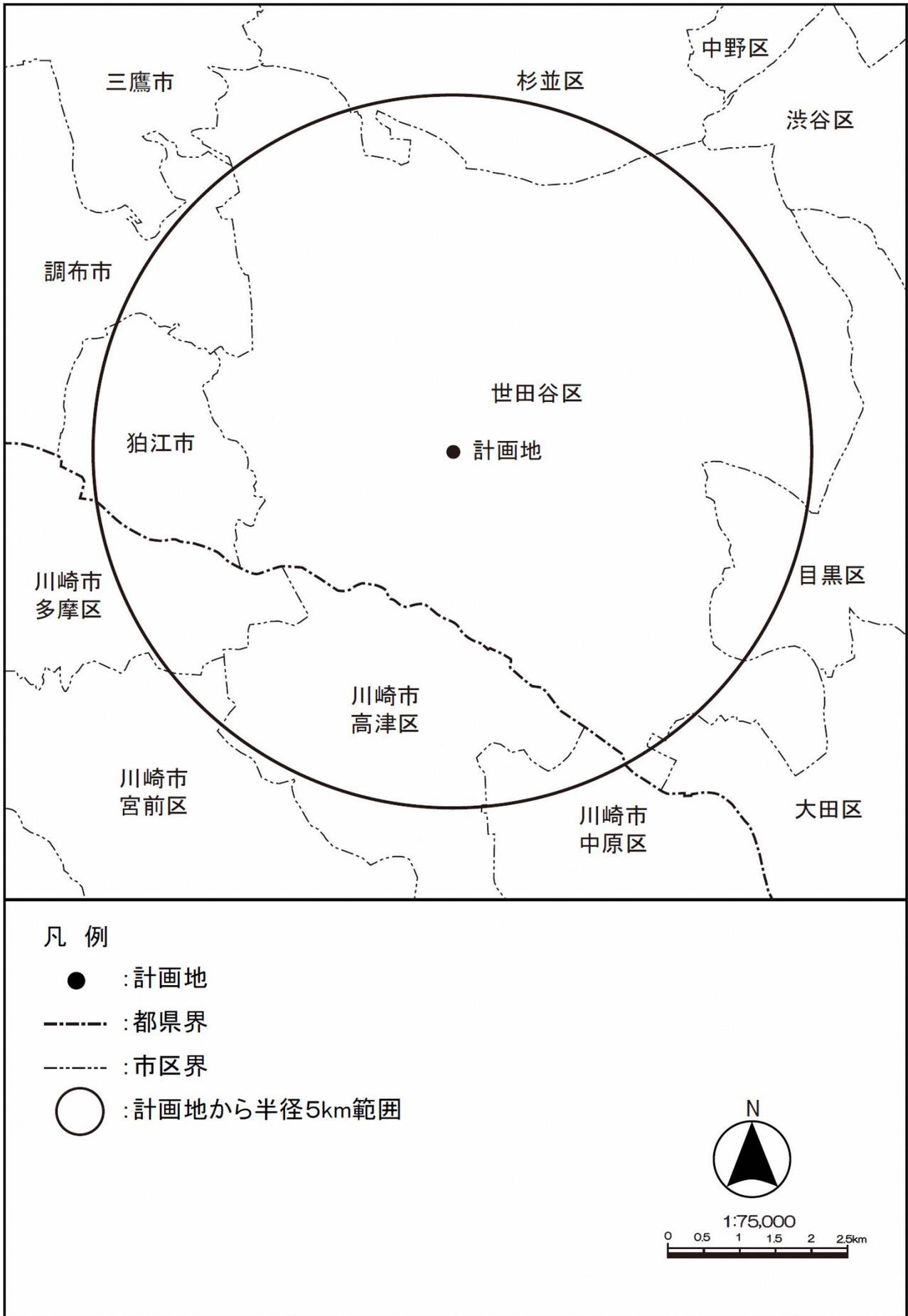


図 6-1 地域の概況の調査範囲（大気汚染）

表 6-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
6.1 一般項目	6.1.1 人口
	6.1.2 産業
	6.1.3 交通
	6.1.4 土地利用
	6.1.5 水域利用
	6.1.6 気象
	6.1.7 関係法令の指定・規制等
	6.1.8 環境保全に関する計画等
	6.1.9 公害に関する苦情件数
6.2 環境項目	6.2.1 大気汚染
	6.2.2 悪臭
	6.2.3 騒音・振動
	6.2.4 水質汚濁
	6.2.5 土壌汚染
	6.2.6 地盤
	6.2.7 地形・地質
	6.2.8 水循環
	6.2.9 生物・生態系
	6.2.10 日影
	6.2.11 電波障害
	6.2.12 風環境
	6.2.13 景観
	6.2.14 史跡・文化財
	6.2.15 自然との触れ合い活動の場
	6.2.16 廃棄物
	6.2.17 温室効果ガス

## 6.1 一般項目

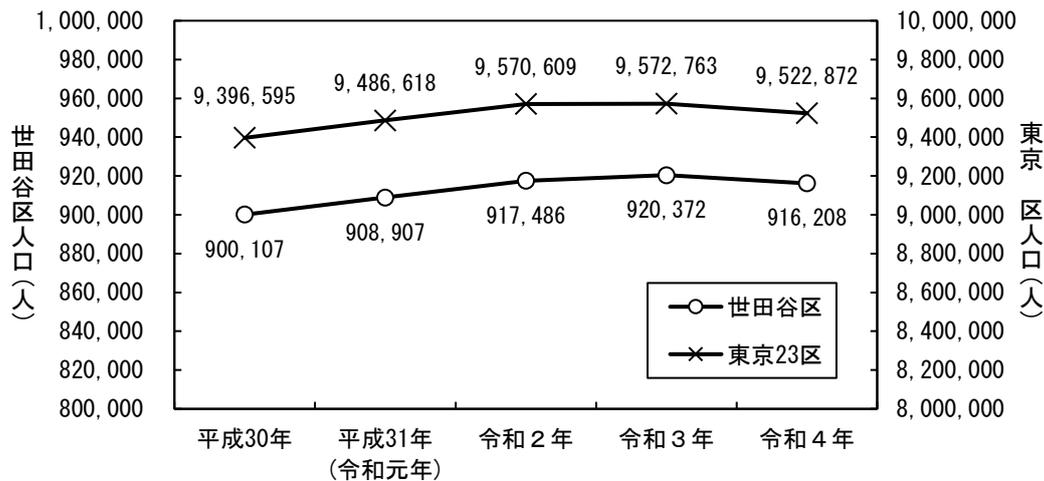
### 6.1.1 人口

#### (1) 人口及び人口密度

計画地の位置する世田谷区及び東京 23 区における平成 30 年から令和 4 年までの人口の推移を図 6-2 に、令和 4 年の世帯数を表 6-2 に示す。

令和 4 年 1 月 1 日現在、世田谷区の人口は 916,208 人であり、平成 30 年から令和 3 年までは微増傾向が続いていたが、令和 4 年にわずかに減少している。

なお、令和 4 年現在、世田谷区の世帯数は 489,372 世帯である。



注 1) 「人口」は、日本人と外国人を合わせた人口総数である。

注 2) 各年 1 月 1 日現在の人口総数である。

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

(令和 4 年 4 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

図 6-2 人口の推移

表 6-2 世帯数

単位：世帯

年	世田谷区	東京 23 区
令和 4 年	489,372	5,254,558

注 1) 令和 4 年 1 月 1 日現在

注 2) 「世帯数」は、日本人のみの世帯、外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯を合わせた総世帯数である。

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

(令和 4 年 4 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

令和 4 年における人口密度を表 6-3 に示す。計画地の位置する世田谷区の人口密度は 15,783 人/km<sup>2</sup>であり、東京 23 区の 15,175 人/km<sup>2</sup>より高くなっている。

表 6-3 人口密度

単位：人/km<sup>2</sup>

年	世田谷区	東京 23 区
令和 4 年	15,783	15,175

注) 令和 4 年 1 月 1 日現在

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

(令和 4 年 4 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

## (2) 人口動態

計画地が位置する世田谷区及び東京 23 区における人口動態を表 6-4 に示す。

世田谷区の人口は、他道府県との移動、都内間の移動及びその他が減少しており、合計で 4,164 人の人口減となっている。

表 6-4 人口動態

単位：人

地域名	増減人口	他都道府県との移動			都内間の移動増減数	自然動態			その他の増減
		社会増減	転入	転出		自然増減	出生	死亡	
世田谷区	-4,164	-2,106	28,181	30,287	-1,073	-520	6,818	7,338	-465
東京 23 区	-49,891	-4,694	321,422	326,116	-12,472	-14,717	72,176	86,893	-18,008

注 1) 令和 3 年中の数値である。

注 2) 「社会増減」は、「他都道府県との移動の増減」を意味している。

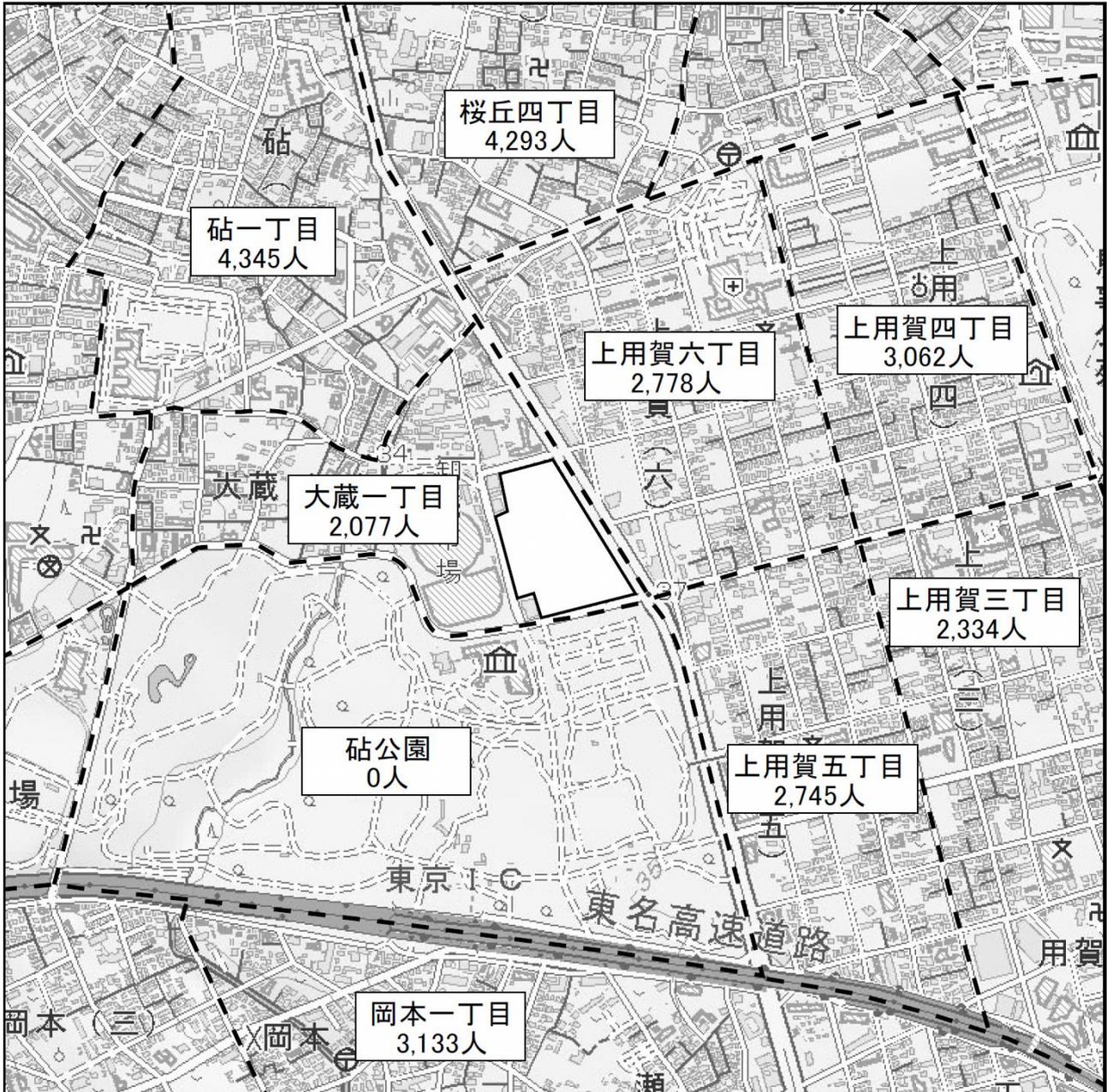
注 3) 「その他の増減」とは、出国、入国並びに帰化、国籍離脱及び実態調査等職権による記載、消除及び補正による増減等である。

資料) 「人口の動き（令和 3 年中）」（令和 4 年 4 月閲覧、東京都総務局ホームページ）

## (3) 町丁別人口

計画地が位置する世田谷区大蔵一丁目及び隣接する町丁別人口を図 6-3 に示す。

計画地の位置する世田谷区大蔵一丁目は人口 2,077 人である。計画地周辺で最も人口が多いのは、砧一丁目で 4,345 人であり、次いで桜丘四丁目の 4,293 人である。



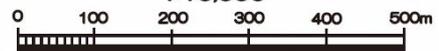
凡 例

□ : 計画地

--- : 町丁界



1:10,000



資料) 「町丁目別人口 (令和4年1月1日現在)」  
(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

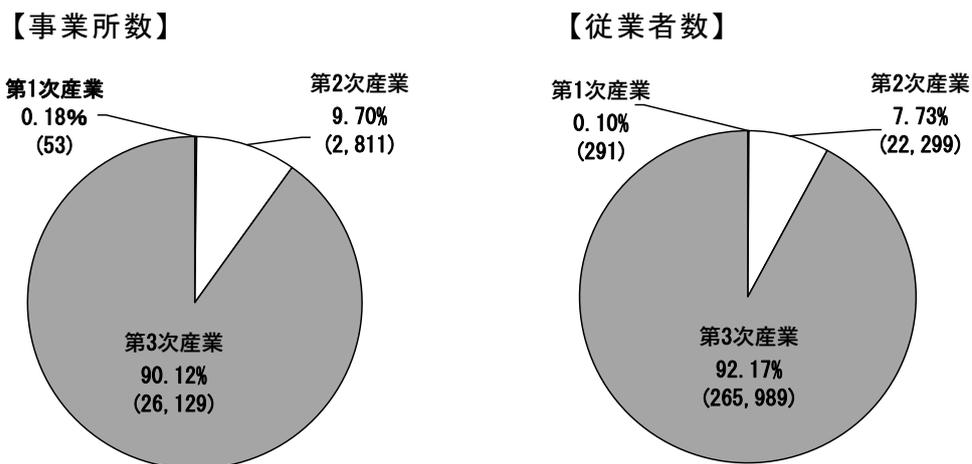
図 6-3 計画地周辺の町丁別人口

### 6.1.2 産業

計画地が位置する世田谷区における産業別事業所数及び従業者数の構成割合を図 6-4 に示す。

世田谷区における事業所数は、第3次産業が最も多く全体の約90%を占めており、次いで第2次産業が約10%、第1次産業が全体の約0.2%とごくわずかとなっている。

また、従業者数は、第3次産業が最も多く全体の約92%を占めており、次いで第2次産業が約8%、第1次産業が全体の約0.1%とごくわずかとなっている。



注1) 平成26年7月1日現在

注2) カッコ内は実数を示す。

資料) 「平成26年経済センサス 基礎調査」(令和4年4月閲覧、総務省統計局ホームページ)

図 6-4 産業別事業所数及び従業者数構成割合

### 6.1.3 交通

#### (1) 道路交通状況

計画地及びその周辺地域の主要な道路を図 6-5 に示す。

計画地及びその周辺地域の主要道路としては、高速自動車国道である東名高速道路、都市高速道路である高速 3 号渋谷線、一般国道である国道 246 号、466 号ほか、主要地方道である環状八号線、環状七号線、世田谷町田線（世田谷通り）、大田調布線が挙げられる。その他、特例都道の高円寺砦浄水場線、瀬田貫井線、都道の白金台等々力線（目黒通り）及び調布経堂停車場線等が走っている。

計画地は、環状八号線沿いに位置している。

計画地及びその周辺地域の交通量及び大型車混入率を表 6-5 に、交通量調査地点を図 6-5 に示す。

平成 27 年度において最も交通量が多かったのは、図中番号 1 の高速 3 号渋谷線（用賀出入口～三軒茶屋出入口）であり、平日自動車類 12 時間交通量は 62,491 台、昼間 12 時間大型車混入率は 15.8%となっている。また、計画地に近い道路として、図中番号 6 の環状八号線における平日自動車類 12 時間交通量は 47,415 台、昼間 12 時間大型車混入率は 16.5%となっている。

表 6-5(1) 計画地周辺の交通量

No.	路線名	観測地点名 (世田谷区内)	平日自動車類 12 時間交通量 (台)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
1	高速 3 号渋谷線	用賀出入口～ 三軒茶屋出入口	-	60,776	62,491
2	東名高速道路、 高速 3 号渋谷線	東名道～用賀出入口	-	45,896	46,603
(1, 2)	高速 3 号渋谷線	用賀四丁目 5 番	52,184	-	-
3	一般国道 246 号	用賀二丁目 1 番	-	30,339	29,424
(3)	一般国道 246 号	新町二丁目 8 番	26,879	-	-
4	一般国道 246 号	玉川一丁目 9 番	-	11,911	11,809
(4)	一般国道 246 号	瀬田二丁目 31 番	49,208	-	-
5	一般国道 466 号	瀬田一丁目 22 番	41,641	39,367	35,480
6	環状八号線	上用賀五丁目 12 番	51,372	54,656	47,415
(6)	環状八号線	船橋二丁目 7 番	44,745	-	-
7	環状七号線	若林五丁目 32 番	43,494	39,822	41,798
(7)	環状七号線	代田二丁目 17 番	42,052	-	-
8	世田谷町田線(世田谷通り)	桜丘一丁目 1 番	17,297	-	-
-	世田谷町田線(世田谷通り)	喜多見七丁目 25 番	17,297	14,607	12,328
9	大田調布線	大蔵六丁目 19 番	10,305	9,297	7,808
(9)	大田調布線	玉川一丁目 2 番	9,872	-	-
10	瀬田貫井線	弦巻四丁目 33 番	4,774	5,050	3,516
-	高円寺砦浄水場線	桜上水四丁目 16 番	-	139	82
-	高円寺砦浄水場線	桜上水五丁目 6 番	2,902	-	-
11	白金台等々力線(目黒通り)	等々力六丁目 40 番	-	26,710	26,063
(11)	白金台等々力線(目黒通り)	等々力六丁目 36 番	22,862	-	-
12	調布経堂停車場線	桜上水二丁目 5 番	10,103	9,934	8,589

注) No.の ( ) は平成 17 年度のみ調査地点を、- は図 6-5 の図郭範囲外にある調査地点を示す。

資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(令和 4 年 4 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(令和 4 年 4 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)

表 6-5(2) 計画地周辺の大型車混入率

No.	路線名	観測地点名 (世田谷区内)	平日昼間 12 時間大型車混入率 (%)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
1	高速 3 号渋谷線	用賀出入口～ 三軒茶屋出入口	-	16.7	15.8
2	東名高速道路、 高速 3 号渋谷線	東名道～用賀出入口	-	18.5	18.7
(1, 2)	高速 3 号渋谷線	用賀四丁目 5 番	26.4	-	-
3	一般国道 246 号	用賀二丁目 1 番	-	13.8	12.8
(3)	一般国道 246 号	新町二丁目 8 番	19.9	-	-
4	一般国道 246 号	玉川一丁目 9 番	-	13.7	13.8
(4)	一般国道 246 号	瀬田二丁目 31 番	19.1	-	-
5	一般国道 466 号	瀬田一丁目 22 番	17.3	16.5	15.3
6	環状八号線	上用賀五丁目 12 番	20.1	19.2	16.5
(6)	環状八号線	船橋二丁目 7 番	20.2	-	-
7	環状七号線	若林五丁目 32 番	20.9	21.2	18.2
(7)	環状七号線	代田二丁目 17 番	22.6	-	-
8	世田谷町田線(世田谷通り)	桜丘一丁目 1 番	16.8	-	-
-	世田谷町田線(世田谷通り)	喜多見七丁目 25 番	16.8	12.1	10.5
9	大田調布線	大蔵六丁目 19 番	17.4	16.2	16.5
(9)	大田調布線	玉川一丁目 2 番	15.6	-	-
10	瀬田貫井線	弦巻四丁目 33 番	10.2	11.1	9.4
-	高円寺砦浄水場線	桜上水四丁目 16 番	-	14.4	22.0
-	高円寺砦浄水場線	桜上水五丁目 6 番	10.6	-	-
11	白金台等々力線(目黒通り)	等々力六丁目 40 番	-	13.2	10.2
(11)	白金台等々力線(目黒通り)	等々力六丁目 36 番	14.3	-	-
12	調布経堂停車場線	桜上水二丁目 5 番	17.3	14.9	14.2

注) No.の ( ) は平成 17 年度のみ調査地点を、- は図 6-5 の図郭範囲外にある調査地点を示す。

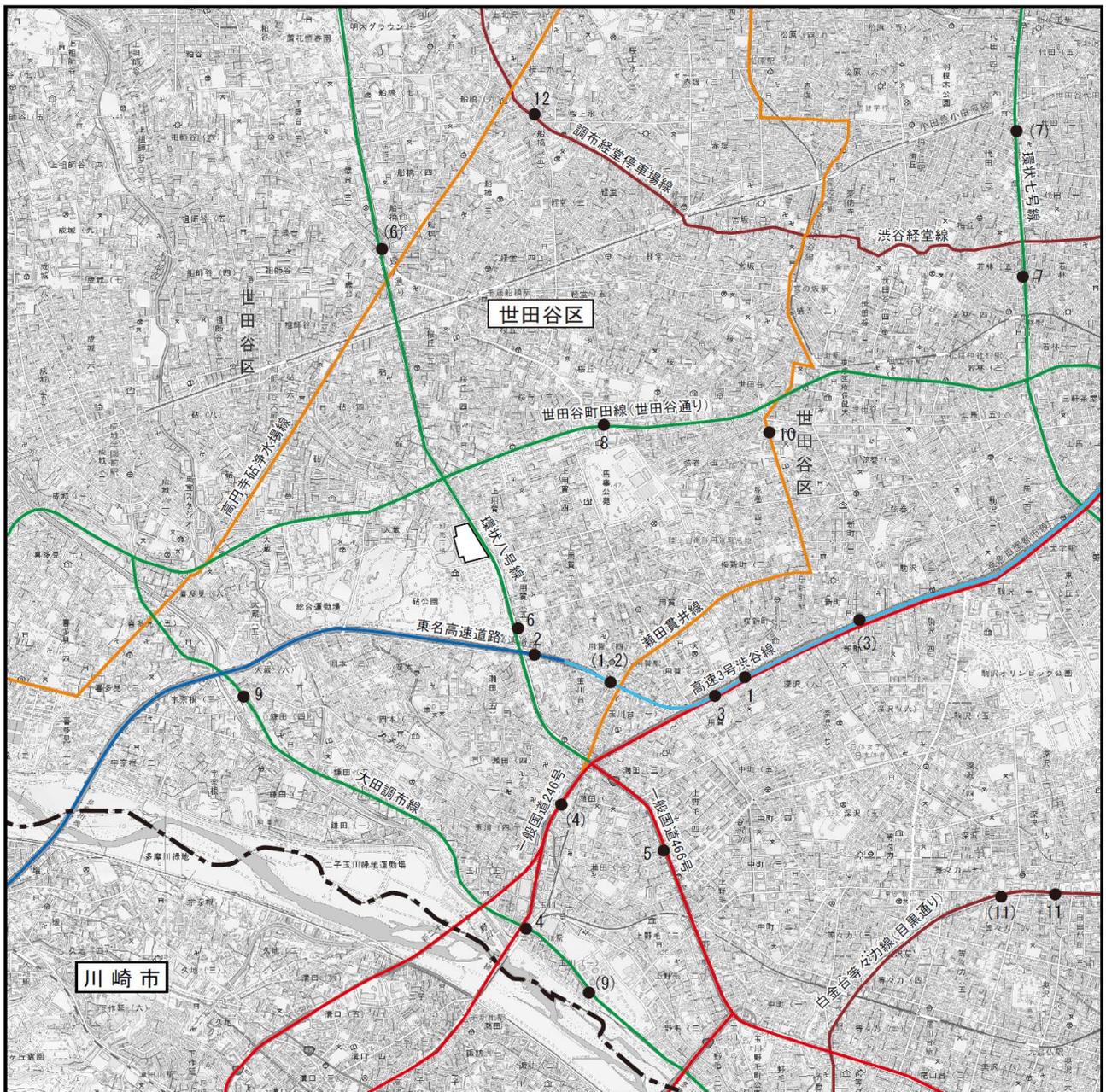
資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(令和 4 年 4 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」

(令和 4 年 4 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)



凡例

- : 計画地
- ..... : 都県界
- (Blue) : 高速自動車国道
- (Light Blue) : 都市高速道路
- (Red) : 一般国道
- (Green) : 主要地方道
- (Orange) : 特例都道
- (Brown) : 都道
- : 交通量調査地点 (1~12) (道路交通センサス)



1:40,000



注) 交通量調査地点の( )は平成17年度のための調査地点を表す。

図 6-5 計画地周辺の主要な道路及び交通量調査地点

## (2) 鉄道の状況

計画地及びその周辺地域の鉄道路線を図 6-6 に示す。

計画地及びその周辺地域においては、計画地北側に小田急小田原線が東方向から西方向に走っている。南東側に東急田園都市線が東方向から南方向に走っている。また、東側に東急世田谷線が南方向から北方向へ走っている。

なお、計画地の最寄り駅は、東急田園都市線用賀駅である。

計画地及びその周辺地域の鉄道駅における過去 5 年間（平成 28 年度から令和 2 年度まで）の 1 日平均鉄道乗降人員数を表 6-6 に示す。

令和 2 年度の 1 日平均鉄道乗降人員数は、小田急小田原線の経堂駅で 57,253 人、千歳船橋駅で 44,739 人、祖師ヶ谷大蔵駅で 33,774 人、東急田園都市線の桜新町駅で 50,395 人、用賀駅で 48,985 人であった。また、計画地北東に位置する東急世田谷線の宮の坂駅について、東急世田谷線は駅ごとの発表が無いいため全線での乗降人員数となっている。

また、過去 5 年間の 1 日平均鉄道乗降人員数は、令和元年度までは増加傾向であったが、令和 2 年度は減少した。

表 6-6 1 日平均鉄道乗降人員数

単位：人

路線名	駅	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
小田急 小田原線	経堂駅	76,363	77,959	80,941	82,540	57,253
	千歳船橋駅	57,112	58,019	60,091	60,683	44,739
	祖師ヶ谷大蔵駅	48,170	48,533	50,982	51,085	33,774
東急 田園都市線	桜新町駅	71,753	72,687	73,447	73,288	50,395
	用賀駅	64,114	66,948	67,710	67,550	48,985
東急 世田谷線	全線	112,376	115,082	116,152	116,006	84,204

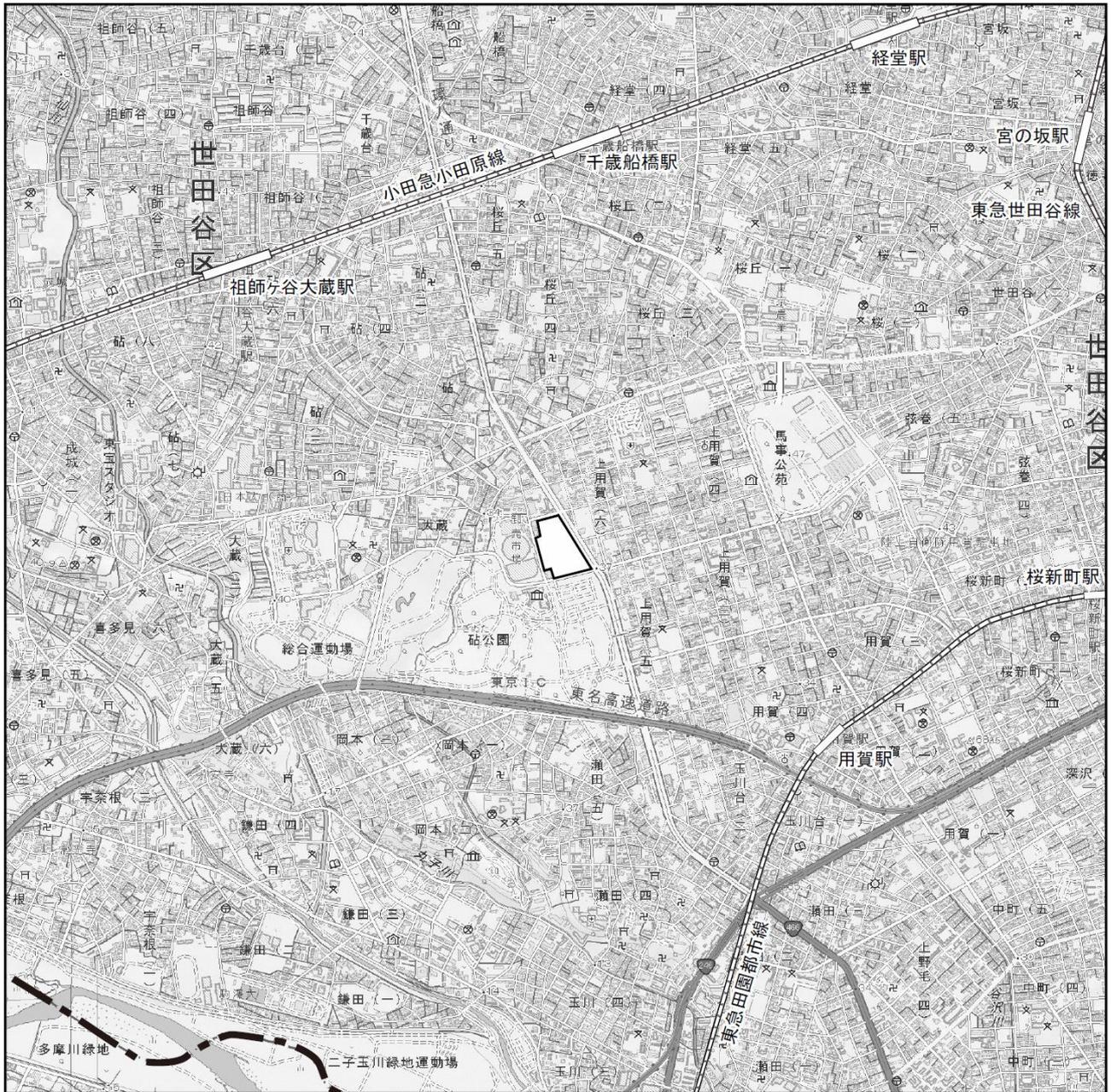
資料) 「1 日平均駅別乗降人員」(令和 4 年 4 月閲覧、小田急電鉄ホームページ)

「各駅 1 日平均乗降人員」(令和 4 年 4 月閲覧、小田急交通広告ホームページ)

「経堂駅、千歳船橋駅、祖師ヶ谷大蔵駅(小田急線)の乗降客数の統計」

(令和 4 年 4 月閲覧、統計情報リサーチホームページ)

「2016、2017、2018、2019、2020 年度乗降人員」(令和 3 年 11 月閲覧、東急電鉄ホームページ)



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- ≡≡≡ : 私鉄線

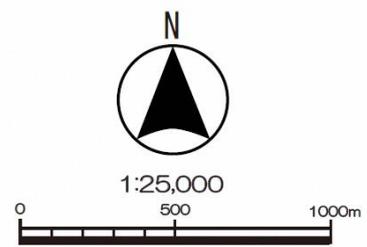


図 6-6 計画地周辺の鉄道路線

## 6.1.4 土地利用

### (1) 地目別土地面積

計画地の位置する世田谷区における地目別面積を表 6-7 に示す。

世田谷区では宅地が多く、全体の約 95%を占めている。

表 6-7 地目別土地面積（世田谷区）

単位:ha

項目	総数	宅地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点 未済
		計	商業 地区	工業 地区	住宅 地区	その他							
面積 (割合)	3,674.66 (100.0%)	3,506.11 (95.4%)	22.96 (0.6%)	- (-%)	3,482.98 (94.8%)	0.17 (0.0%)	- (-%)	90.62 (2.5%)	5.04 (0.1%)	- (-%)	- (-%)	71.13 (1.9%)	1.76 (0.0%)

注1) 令和3年1月1日現在

注2) 数値は、固定資産税の対象となる土地面積である。

注3) 宅地のその他は、生産緑地区内宅地をいう。

注4) 雑種地とは、宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で、野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注5) 免税点未済とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が30万円に満たないものである。

資料) 「特別区の統計」(令和4年4月閲覧、特別区協議会ホームページ)

### (2) 土地利用現況

計画地が位置する世田谷区大蔵一丁目及び隣接する町丁別土地利用の面積を表 6-8 に、計画地周辺の土地利用現況図を図 6-7 に示す。

計画地の南側には砧公園が広がり、東側の環状八号線及び北側の世田谷通り沿道に商業施設が分布している。幹線道路から内側に入った地域では住居系の施設が多くみられる。

表 6-8 計画地周辺における土地利用（世田谷区）

単位:ha

町丁名	土地面積	宅地	非宅地	その他
大蔵一丁目	20.4	14.3	5.8	0.0
砧公園	51.5	1.9	49.9	0.0
砧一丁目	26.6	19.4	7.2	0.0
桜丘四丁目	29.5	18.5	11.0	0.0
上用賀三丁目	15.4	11.0	4.4	0.0
上用賀四丁目	21.6	14.9	6.7	0.0
上用賀五丁目	21.2	13.5	7.7	0.0
上用賀六丁目	23.3	16.2	7.0	0.0

注1) 平成28年度の数値

注2) 各数値は原則として小数点2位で四捨五入を行っているため、合計値が一致しない場合がある。

資料) 「世田谷の土地利用 2016」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)



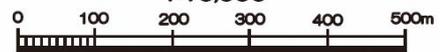
凡 例

: 計画地

--- : 町丁界

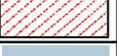
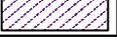


1:10,000



資料) 「世田谷の土地利用2016」  
(令和4年4月閲覧、世田谷区都市整備政策部ホームページ)

図 6-7(1) 土地利用現況図

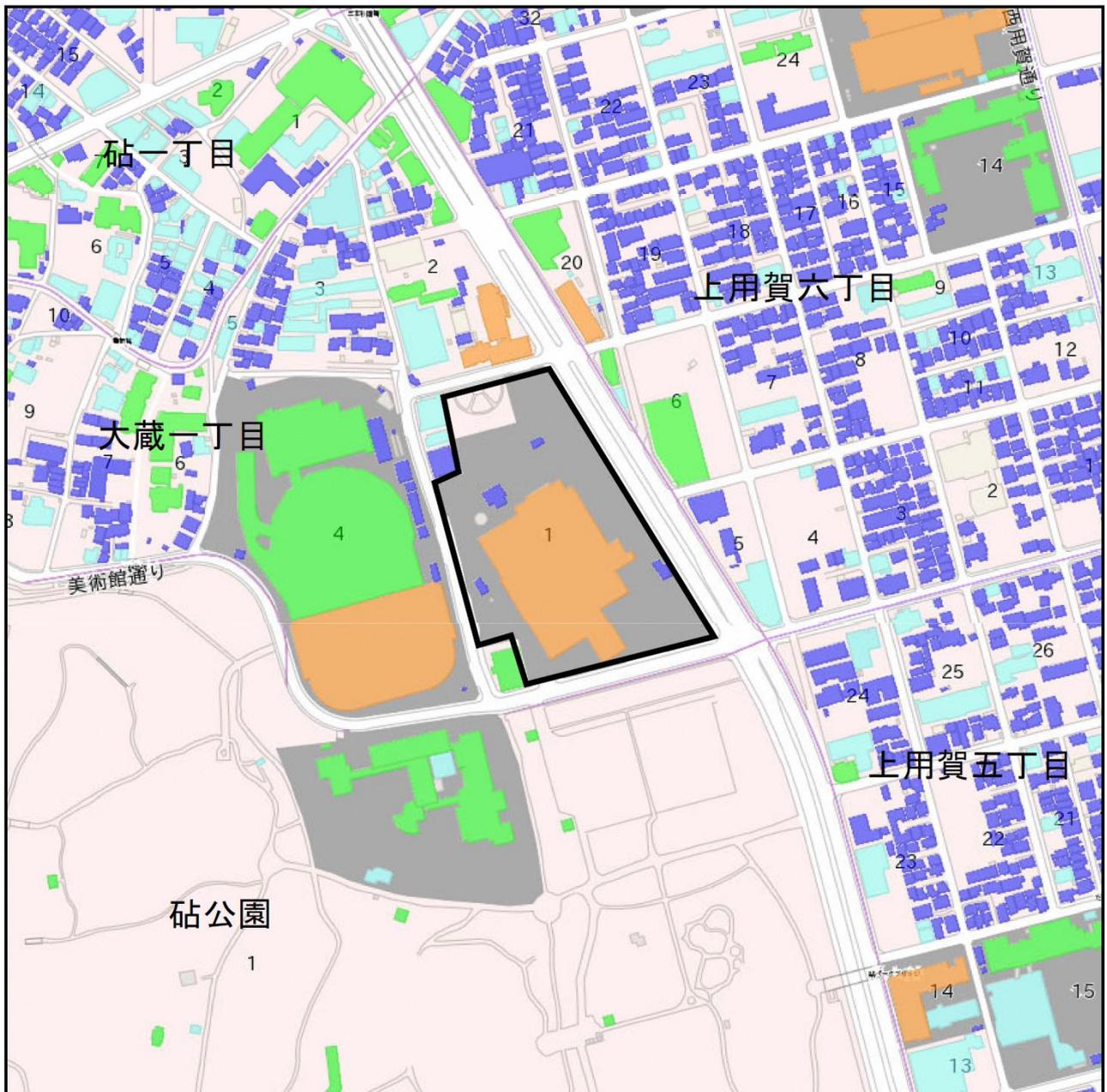
凡 例					
	公共系	官公庁施設		空地系	屋外利用地・仮設建物
		教育文化施設			公園・運動場等
		厚生医療施設			未利用地等
		供給処理施設		鉄道・港湾等	
	商業系	事務所建築物		農林系	農林漁業施設
		専用商業施設			畑
		住商併用建物			樹園地
		宿泊・遊興施設		水面・河川・水路	
		スポーツ・興行施設		林野系	森林
	専用住宅		原野		
	住宅系	集合住宅			
	工業系	専用工場			
		住居併用工場			
		倉庫運輸関係施設			

資料) 「世田谷の土地利用2016」(平成28年度、世田谷区都市整備政策部ホームページ)

図 6-7(2) 土地利用現況図(凡例)

(3) 計画地周辺の建築物の高さ

計画地周辺の建築物の高さを図 6-8 に示す。計画地周辺の建築物の高さは 45m 以下であり、その多くが集合住宅である。



凡 例

- : 計画地
- : 10m未満の建築物
- : 10m～15mの建築物
- : 15m～30mの建築物
- : 30m～45mの建築物
- : 45m以上の建築物

資料) せたがやiMap「R03建物高さランク図」  
 (世田谷区電子地図情報配信サービス)  
 (令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

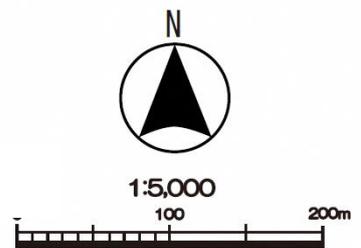
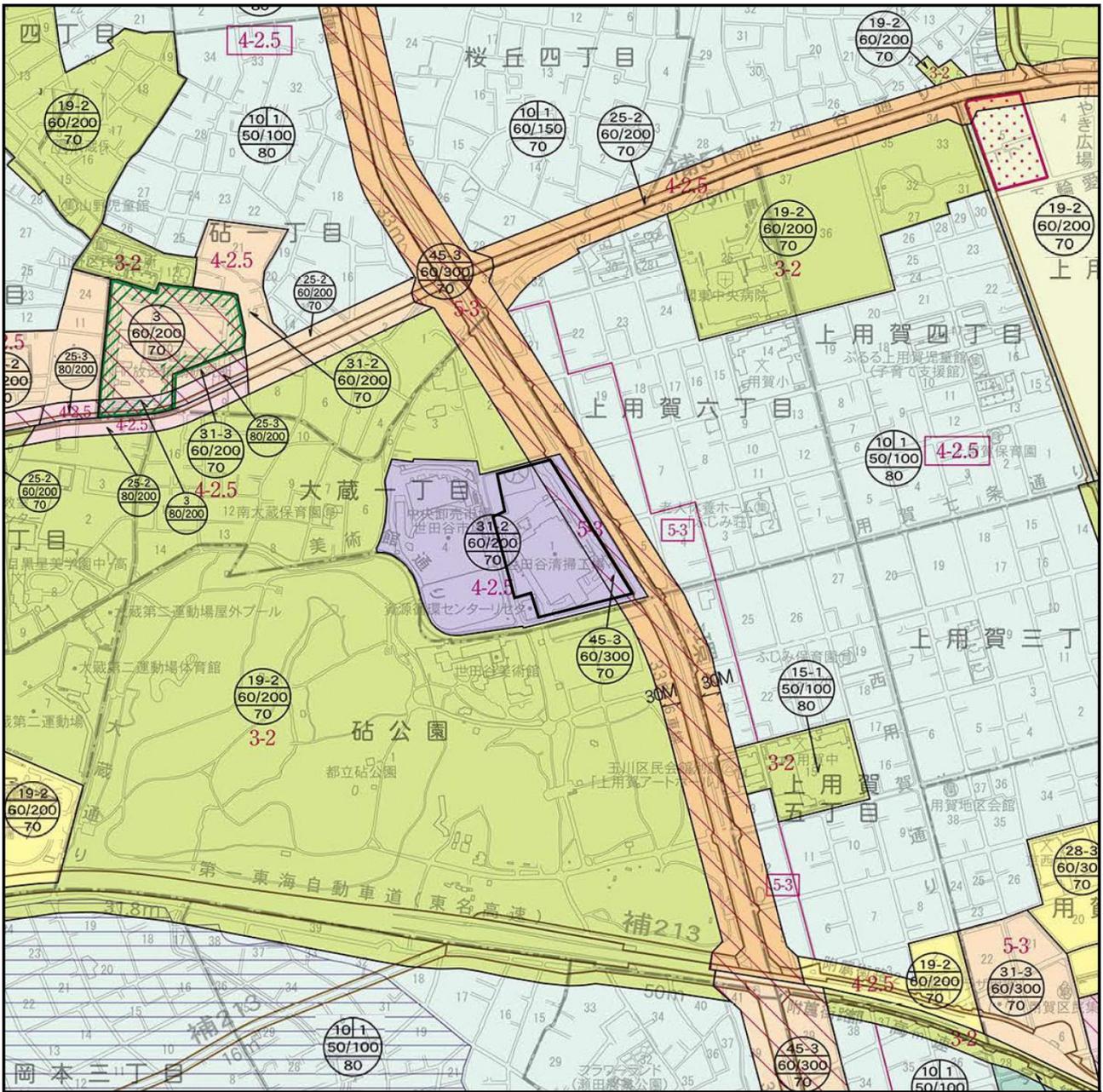


図 6-8 計画地周辺の建築物の高さ

#### (4) 都市計画法に基づく指定の状況

計画地及びその周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定を図 6-9 に示す。

計画地の位置する世田谷区は、全域が都市計画区域に指定されている。計画地は準工業地域に指定されている。計画地周辺は第一種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域に指定されている。



凡例

□ : 計画地



資料) 世田谷区都市計画図1(世田谷地域、玉川地域、砧地域)(令和4年3月現在)  
(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

1:10,000

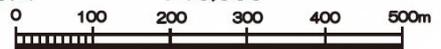


図 6-9(1) 用途地域図 (世田谷区)

凡 例			
地域地区			
	第一種低層住居専用地域		第一種文教地区
	第二種低層住居専用地域		第二種文教地区
	第一種中高層住居専用地域		特別工業地区
	第二種中高層住居専用地域		高度地区(最低限度7m)
	第一種住居地域		高度利用地区
	第二種住居地域		第一種風致地区
	準住居地域		第二種風致地区
	近隣商業地域		特別緑地保全地区
	商業地域		特定街区
	準工業地域		
高度地区等・建蔽率・容積率・敷地面積の最低限度			
	A.高度地区等 (記入のないところは無指定) 例:19-2→19m第2種高度地区 10   1→絶対高さ制限10m第1種高度地区		
	B.建蔽率/容積率 C.最低敷地面積 (記載のないところは無指定)		
防火地域の指定			
	防火指定なし(2重枠)※		
	準防火地域		
	防火地域		
※建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根等の構造制限区域に指定されています。			
都市計画施設			
	都市計画道路		
	都市計画交通広場		
	都市計画都市高速鉄道		
日影規制			
	日影規制時間 ただし□(第一種・第二種低層住居専用地域内)は 測定面の高さ1.5m、他は4.0m		

日影規制の概要(標準) ※区内には、田園住居地域及び測定水平面6.5mの指定はありません。

	用途地域 ※1	制限を受ける建築物	規制値の種別	規制される日影時間 ※2		
				規制される範囲		測定水平面 平均地盤面から の高さ
				5mライン	10mライン	
一	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒高が7mを超える建築物 又は地上3階以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
			(二)	4時間以上	2.5時間以上	
			(三)	5時間以上	3時間以上	
二	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4m
			(二)	4時間以上	2.5時間以上	
			(三)	5時間以上	3時間以上	
三	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
			(二)	5時間以上	3時間以上	

※1 商業地域内で、高さが10mを超える建築物は、他の規制区域に影を落とす場合、影を落とす規制区域の規制を受けず。

※2 規制される日影は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影です。例えば、「3時間以上」というのは、日影になっている時間が3時間以上あるという事です。

図 6-9(2) 用途地域図(世田谷区凡例)

## (5) 公共施設等

計画地周辺における公共施設等のうち、学校、保育所、病院、福祉施設、文化施設の施設数を表 6-9 に、計画地周辺における公共施設等の分布状況を表 6-10 及び図 6-10 にそれぞれ示す。

計画地周辺には、学校 5 か所、保育所 8 か所、病院 2 か所、福祉施設（保育所を除く）11 か所、文化施設 2 か所が存在している。

表 6-9 世田谷区及び計画地周辺の公共施設等の施設数

内訳		計画地周辺	世田谷区
学校	幼稚園	—	62
	小学校	2	70
	中学校	2	52
	高等学校	1	38
	特別支援学校	—	3
	各種学校	—	9
	専修学校	—	14
	短期大学	—	1
	大学	—	12
	小計	5	261
保育所		8	254
病院		2	27
福祉施設 (保育所を除く)		11	233
図書館		—	16
文化施設		2	13
合 計		28	804

注 1) 「—」は皆無又は該当数値のないものを示す。

注 2) 「保育所」とは「認可保育所」、「認証保育所」及び「幼保連携型認定こども園」を示す。

注 3) 「病院」とは患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。

注 4) 「福祉施設」とは「社会福祉施設等一覧」の「高齢者施設一覧」と「老人福祉センター（A 型・B 型）」及び「児童福祉施設等」のうち「児童館」に掲載されている施設を示す。

資料) 「学校基本調査報告 令和 3 年度」（令和 4 年 4 月閲覧、東京都総務局ホームページ）

「文部科学省関係機関リンク集 教育」（令和 4 年 4 月閲覧、文部科学省ホームページ）

「社会福祉施設等一覧(令和 3 年 5 月 1 日現在)」（令和 4 年 4 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ）

「医療機関届出情報(令和 3 年 7 月 1 日現在)」（令和 4 年 4 月閲覧、医療介護情報局ホームページ）

「都内公立図書館一覧」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都立図書館ホームページ)

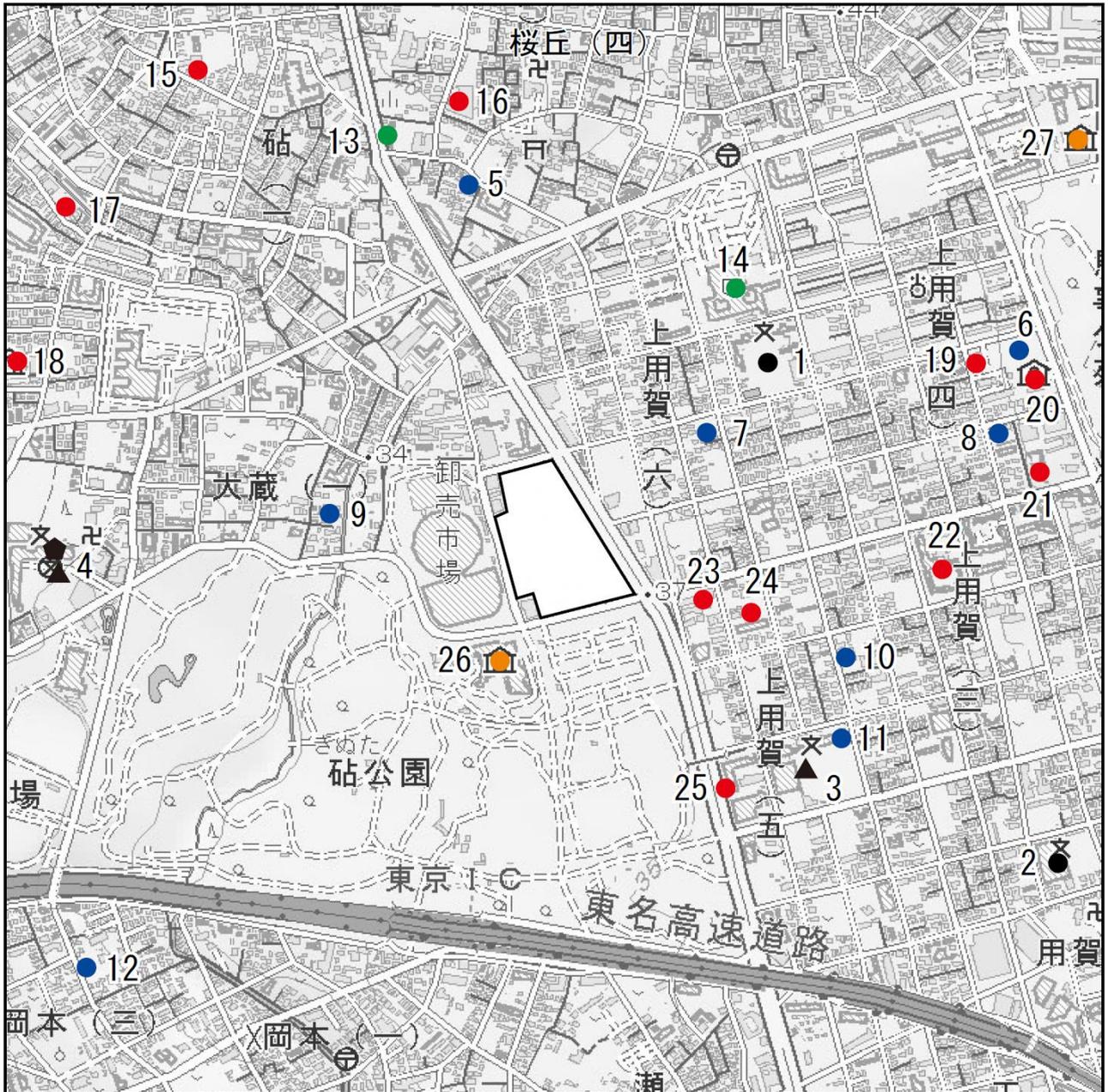
「東京都認証保育所一覧(令和 3 年 11 月 1 日現在)」「幼保連携型認定こども園施設一覧(令和 2 年 10 月 1 日)」（令和 4 年 4 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ）

「高齢者施設一覧(令和 3 年 11 月 1 日現在)」（令和 4 年 4 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ）

「世田谷の美術館・博物館・ギャラリー一覧」（令和 4 年 4 月閲覧、世田谷ガイドホームページ）

表 6-10 計画地周辺の公共施設等（世田谷区）

種別	図 No.	名 称	所在地
小学校●	1	用賀小学校	上用賀六丁目 14 番 1 号
	2	京西小学校	用賀四丁目 27 番 4 号
中学校▲・ 高等学校●	3	用賀中学校	上用賀五丁目 15 番 1 号
	4	目黒星美学園中学高等学校	大蔵二丁目 8 番 1 号
保育所●	5	桜の詩保育園	桜丘四丁目 26 番 22 号
	6	馬事公苑ひかり保育園	上用賀四丁目 16 番 14 号
	7	上用賀青い空保育園	上用賀六丁目 8 番 17 号
	8	上用賀保育園	上用賀四丁目 2 番 10 号
	9	南大蔵保育園	大蔵一丁目 7 番 11 号
	10	ふじみ保育園	上用賀五丁目 19 番 6 号
	11	青い空保育園分園 森の家	上用賀五丁目 15 番 1 号
	12	岡本こもれび保育園	岡本三丁目 20 番 10 号
病院●	13	世田谷井上病院	桜丘四丁目 25 番 8 号
	14	関東中央病院	上用賀六丁目 25 番 1 号
福祉施設● (保育所を 除く)	15	マザアスホーム だんらん世田谷	砧一丁目 34 番 5 号
	16	ベストライフ世田谷	桜丘四丁目 16 番 9 号
	17	山野児童館	砧四丁目 1 番 7 号
	18	砧ホーム	砧三丁目 9 番 11 号
	19	ぷるる上用賀児童館（子育て支援館）	上用賀四丁目 14 番 3-101 号
	20	特別養護老人ホーム 馬事公苑	上用賀四丁目 15 番 12 号
	21	ウェルケアヒルズ馬事公苑	上用賀四丁目 1 番 8 号
	22	フランシスコ・ヴィラ	上用賀三丁目 19 番 8 号
	23	障害者休養ホームひまわり荘	上用賀五丁目 24 番 18 号
	24	リハビリホームくらら砧公園	上用賀五丁目 25 番 23 号
25	発達障害者就労支援センターゆに (UNI)	上用賀五丁目 14 番 1 号 上用賀アートホール 2 階	
文化施設●	26	世田谷美術館	砧公園 1 番 2 号
	27	「食と農」の博物館	上用賀二丁目 4 番 28 号



凡例

- : 計画地
- : 小学校 1~2
- ▲ : 中学校 3~4
- ◆ : 高等学校 4
- (blue) : 保育所 5~12
- (green) : 病院 13~14
- (red) : 福祉施設 15~25
- (orange) : 文化施設 26~27

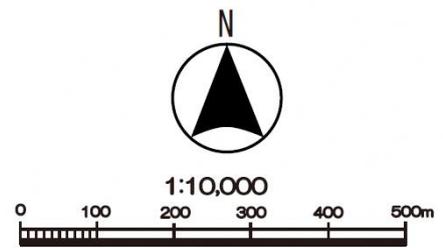


図 6-10 計画地周辺の公共施設等

## (6) 公園等

計画地周辺における公園等の分布状況を表 6-11 及び図 6-11 に示す。

計画地の南側から西側にかけて広い範囲に砧公園が広がっている。その他にも周辺には、複数の公園、緑地及び広場が整備されている。

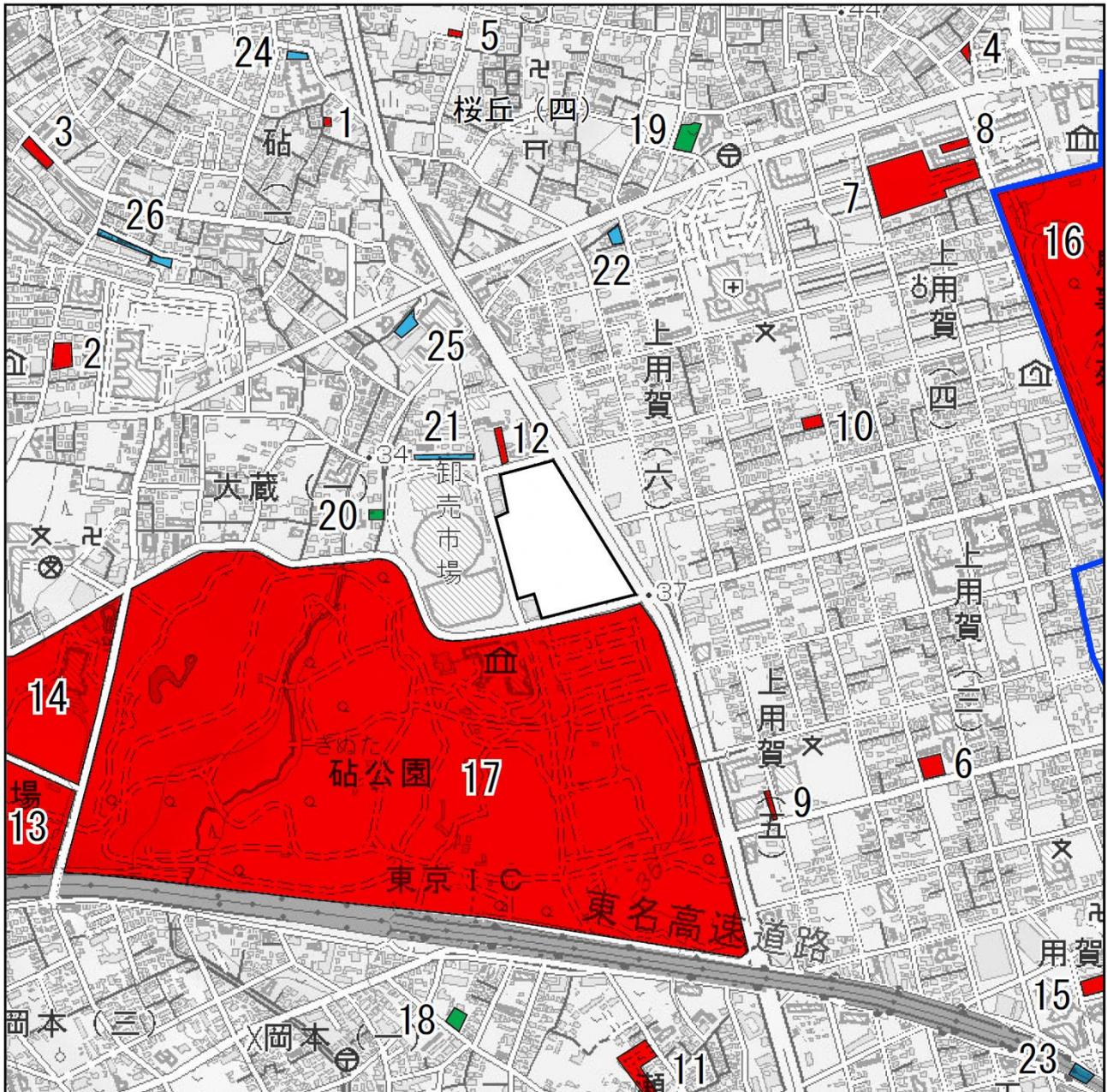
表 6-11 計画地周辺の公園等（世田谷区）

種別	図 No.	名称	規模 (㎡)	種類	所在地
公園 ■	1	砧一丁目ろっかく公園	102.45	区立	砧一丁目 30 番 6 号
	2	砧町公園	1,530.33	区立	砧三丁目 10 番 8 号
	3	観音公園	892.22	区立	砧四丁目 15 番 14 号
	4	桜丘南公園	364.54	区立	桜丘三丁目 4 番 8 号
	5	桜丘きたっぱら公園	254.58	区立	桜丘四丁目 24 番 40 号
	6	上用賀三丁目公園	1,291.04	区立	上用賀三丁目 6 番 3 号
	7	上用賀公園	10,033.81	区立	上用賀四丁目 32 番 32 号
	8	上用賀四丁目公園	230.63	区立	上用賀四丁目 33 番 16 号
	9	上用賀五丁目公園	192.82	区立	上用賀五丁目 13 番 13 号
	10	用賀公園	529.00	区立	上用賀六丁目 13 番 18 号
	11	瀬田農業公園	9,130.78	区立	瀬田五丁目 30 番 1 号
	12	大蔵一丁目公園	465.03	区立	大蔵一丁目 2 番 5 号
	13	大蔵運動公園	112,816.44	区立	大蔵四丁目 6 番 1 号
	14	大蔵第二運動公園	40,030.17	区立	大蔵四丁目 7 番 1 号
	15	用賀くすのき公園	760.17	区立	用賀四丁目 9 番 10 号
	16	JRA 馬事公苑	約 180,000	JRA	上用賀二丁目 1 番 1 号
	17	砧公園	391,777.35	都立	砧公園、大蔵一丁目、岡本一丁目
緑地 ■	18	岡本いこいのもり緑地	1,135.36	区立	岡本一丁目 17 番 3 号
	19	桜丘宇山緑地	1,470.32	区立	桜丘三丁目 28 番 10 号
	20	大蔵ひまわり緑地	181.88	区立	大蔵一丁目 6 番 22 号
広場 ■	21	やっちゃば広場	1,397.94	区立	大蔵一丁目 4 番 33 号
	22	上用賀六丁目広場	755.54	区立	上用賀六丁目 30 番 15 号
	23	用賀高架下広場	2,590.55	区立	用賀四丁目 6 番 1 号先
	24	砧一丁目広場	379.00	区立	砧一丁目 32 番 17 号
	25	三本杉広場	428.52	区立	砧一丁目 1 番 21 号
	26	東山野広場	1,797.76	区立	砧一丁目 11 番 13 号
ウォーキングコース ■	—	用賀駅コース	約 1.6km	—	用賀駅～馬事公苑

資料) 「公園・緑地」 (令和 4 年 4 月閲覧、世田谷区ホームページ)

「公園調書」 (令和 4 年 4 月閲覧、東京都ホームページ)

「ウォーキングマップ」 (令和 4 年 4 月閲覧、世田谷区ホームページ)

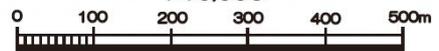


凡 例

- : 計画地
- : 公園1～17
- : 緑地18～20
- : 広場21～26
- : ウォーキングコース



1:10,000



資料) 「公園・緑地」 (令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)  
「ウォーキングマップ」 (令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

図 6-11 計画地周辺の公園等

## 6.1.5 水域利用

### (1) 河川の状況

計画地及びその周辺地域における一級河川の概要は表 6-12 に、位置は図 6-12 に示すとおりである。計画地の南西側を一級河川多摩川とその支川の野川、仙川、丸子川、谷沢川が北西から南東方向に流下している。

野川は南岸が平坦、北岸が急斜面となっていて、兩岸の高さが異なる。北岸の崖は、武蔵野段丘面を多摩川が削りこんで作った国分寺崖線である。「ハケ」と呼ばれる崖の斜面はかつてに比べれば大幅に減少しているものの、計画地の南側でも多くの清水が湧き、都内でも珍しい自然が残っている。

仙川は世田谷区岡本三丁目にある堰で水浄化施設へと水が送り込まれ、ここで浄化された水がそのまま仙川下流に流されるほか、地下導水管により谷沢川に送水している。

丸子川はかつての六郷用水の中流部分が整備され、名称を変えて残っている川である。大蔵運動公園と仙川の間には整備された親水公園から西谷戸橋までは暗渠を進み、そこから開渠となり仙川を離れる。

計画地の南東側を流れる谷沢川も多摩川の支川である。世田谷区中町より上流の流路は玉川全円耕地整理により直線化されており、途中の首都高速 3 号渋谷線下の田中橋付近から多摩川への合流口までが開渠となっている。

表 6-12 計画地及びその周辺地域を流れる河川の概要

河川名	種別	水源	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )
多摩川	一級河川	山梨県甲州市の笠取山	138	1,240
野川	一級河川	国分寺市株式会社日立製作所中央研究所内の大池	20.2	69.6
仙川	一級河川	小金井市貫井北町	20.9	19.8
丸子川	一級河川	世田谷区内の大蔵住宅と東名高速道路下の湧水	7.27	6.42
谷沢川	一級河川	世田谷区桜丘付近	3.70	5.30

資料)「関東の一級河川」(令和 4 年 4 月閲覧、国土交通省ホームページ)

「多摩川水系野川流域河川整備計画」(平成 29 年 7 月、東京都)

「多摩川水系谷沢川及び丸子川流域河川整備計画」(平成 29 年 7 月、東京都)



## (2) 水域の利用状況

計画地の南西部を流下している多摩川の水利用の歴史は古く、表 6-13 に示すとおり江戸時代から二ヶ領用水（当時は四ヶ領用水）、玉川上水などによって、沿川及び武蔵野台地のかんがい用水や江戸の生活用水として広く利用されてきた。

計画地周辺では、東京都水道局が多摩川の砧取水所で水道用水を取水している。

また、多摩川には、あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎの漁業権が設定されている（「漁業権設定状況」（令和 4 年 4 月閲覧、東京都産業労働局ホームページ））。

表 6-13 多摩川の水利用内訳（平成 11 年度）

水利用等	農業用水	水道用水	工業用水	発電用水	雑用水	合計
多摩川等 (m <sup>3</sup> /秒) (割合)	4.61 (4%)	28.25 (23%)	4.25 (3%)	84.78 (69%)	0.53 (0%)	122.42 (100%)

注) 割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計は一致しない。

資料) 「河川整備基本方針 多摩川水系」（令和 4 年 4 月閲覧、国土交通省ホームページ）

## (3) 下水道普及状況

東京都の区部においては東京都が下水道事業を行っている。「東京都下水道局事業概要（令和 3 年版）」（令和 3 年 11 月閲覧、東京都下水道局ホームページ）によると、計画地周辺は、森ヶ崎処理区域に含まれており、森ヶ崎水再生センターで下水処理が行われている。

計画地の位置する世田谷区における下水道普及状況を表 6-14 に示す。

世田谷区の下水道は、北東部が合流地域、計画地の位置している南西部が分流地域となっている。

表 6-14 下水道普及状況

行政区	全体人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
世田谷区	920,471	919,962	100※

注 1) 全体人口は、総務局統計部の資料(令和 3 年 4 月 1 日現在)による。

注 2) 普及率は令和元年度末現在。

注 3) ※印は普及率 99.5%以上であるため、100%概成となっている。

資料) 「東京都下水道局事業概要(令和 3 年版)」

(令和 4 年 4 月閲覧、東京都下水道局ホームページ)

### 6.1.6 気象

計画地及びその周辺地域で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、東京管区气象台（計画地の北東、約 13.6km）、練馬地域気象観測所（計画地の北、約 12km）及び府中地域気象観測所（計画地の北西、約 15.6km）の 3 か所である。

気象観測地点の位置を図 6-13 に示す。

また、計画地及びその周辺地域で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、世田谷区世田谷測定局（計画地の北東、約 3.0km）、世田谷区成城測定局（計画地の北西、約 3.2km）、目黒区碑文谷測定局（計画地の南東、約 5.6km）、狛江市中和泉測定局（計画地の西、約 4.8km）、川崎市高津区生活文化会館測定局（計画地の南、約 3.9km）、川崎市中原区中原測定局（計画地の南東、約 7.0km）の 6 か所である。

東京管区气象台及び練馬地域気象観測所、府中地域気象観測所の主要な気象要素を表 6-15 に、平均気温及び降水量の月別推移を図 6-14 にそれぞれ示す。

東京管区气象台における平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の平年値は、平均気温が 16.5℃、年間降水量が 1,694.5mm であった。

練馬地域気象観測所における平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の平年値は、平均気温が 16.0℃、年間降水量が 1,571.3mm であった。

府中地域気象観測所における平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の平均値は、平均気温が 15.6℃、年間降水量が 1,643.3mm であった。



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 気象観測所
- ▲ : 一般環境大気測定局

資料) 「地域気象観測所一覧 (令和4年3月16日現在)」  
 (令和4年4月閲覧、気象庁ホームページ)

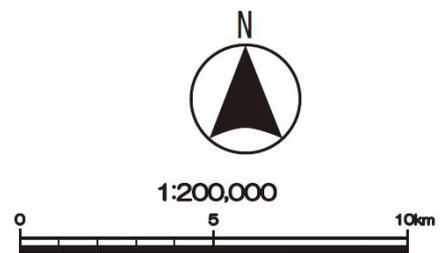


図 6-13 気象観測地点の位置

表 6-15(1) 主要な気象要素（東京管区気象台）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(°C)	5.7	6.7	10.6	14.8	20.0	22.4	26.2	27.9	23.9	18.6	13.2	8.0	16.5
	日最高(°C)	10.1	11.3	15.3	19.7	24.7	26.5	30.2	32.1	27.7	22.5	17.4	12.2	20.8
	日最低(°C)	1.8	2.7	6.3	10.4	15.9	19.2	23.2	24.8	20.9	15.5	9.7	4.2	12.9
降水量(mm)	59.1	58.2	122.7	158.0	120.1	189.3	162.9	152.9	250.4	266.0	93.1	62.2	1694.5	

注) 平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の平年値

資料) 「過去の気象データ・ダウンロード」(令和 4 年 4 月閲覧、気象庁ホームページ)

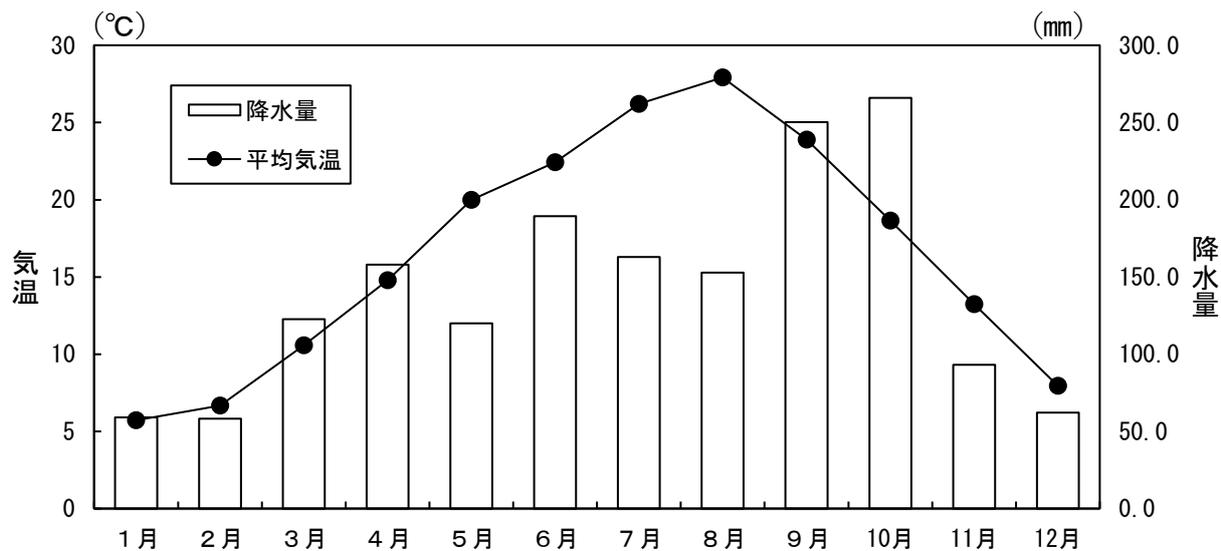


図 6-14(1) 平均気温及び降水量の月別推移（東京管区気象台）

表 6-15(2) 主要な気象要素（練馬地域気象観測所）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(°C)	4.7	5.8	10.0	14.5	19.9	22.4	26.3	27.9	23.6	18.2	12.3	6.8	16.0
	日最高(°C)	9.7	10.9	15.3	20.0	25.3	27.0	30.8	32.6	27.7	22.2	16.8	11.6	20.8
	日最低(°C)	0.1	1.4	5.3	9.5	15.1	18.9	23.0	24.3	20.3	14.7	8.3	2.5	12.0
降水量(mm)	47.8	46.3	115.2	127.2	102.5	200.9	174.8	164.4	226.2	238.7	73.8	53.8	1571.3	

注) 平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の平年値

資料) 「過去の気象データ・ダウンロード」(令和 4 年 4 月閲覧、気象庁ホームページ)

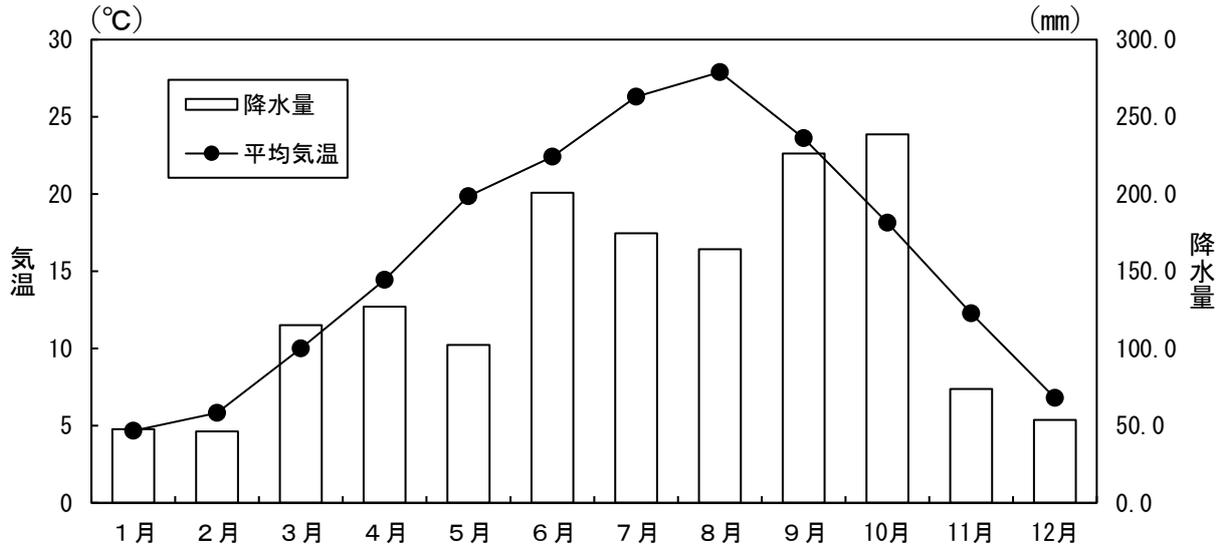


図 6-14(2) 平均気温及び降水量の月別推移（練馬地域気象観測所）

表 6-15(3) 主要な気象要素（府中地域気象観測所）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(°C)	4.4	5.6	9.7	14.0	19.3	21.9	25.8	27.3	23.1	17.8	11.9	6.6	15.6
	日最高(°C)	9.9	10.9	14.9	19.3	24.6	26.4	30.2	32.0	27.4	22.2	17.0	11.9	20.6
	日最低(°C)	-1.1	0.5	4.5	8.6	14.2	18.3	22.4	23.7	19.5	13.8	7.0	1.3	11.0
降水量(mm)	53.0	51.1	121.4	126.3	98.0	199.2	183.0	166.4	255.9	255.2	76.3	57.8	1643.3	

注) 平成24年から令和3年までの10年間の平年値  
資料) 「過去の気象データ・ダウンロード」(令和4年4月閲覧、気象庁ホームページ)

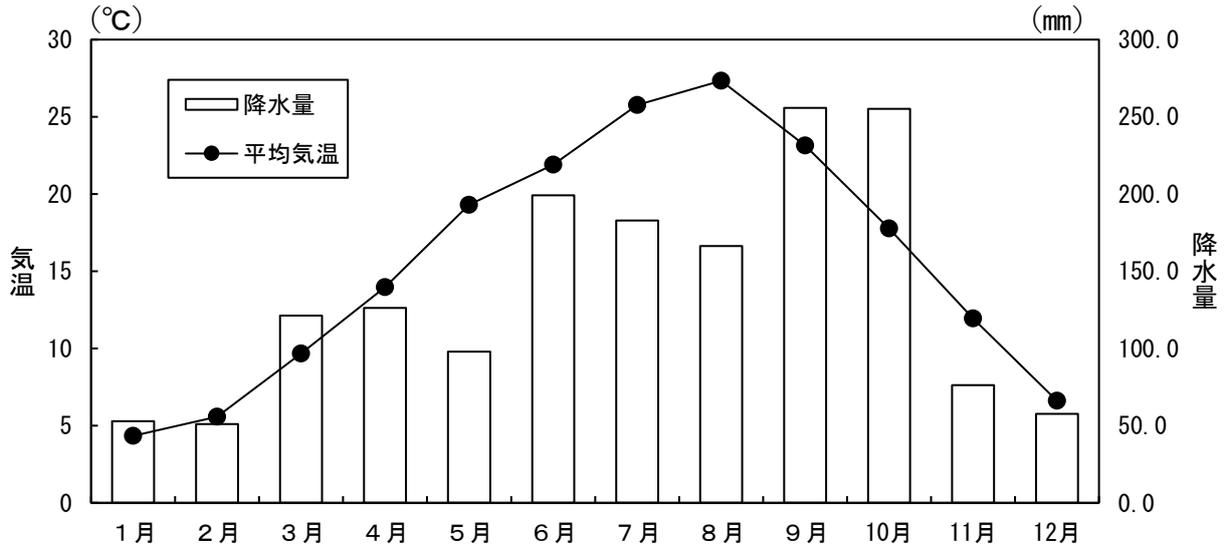


図 6-14(3) 平均気温及び降水量の月別推移（府中地域気象観測所）

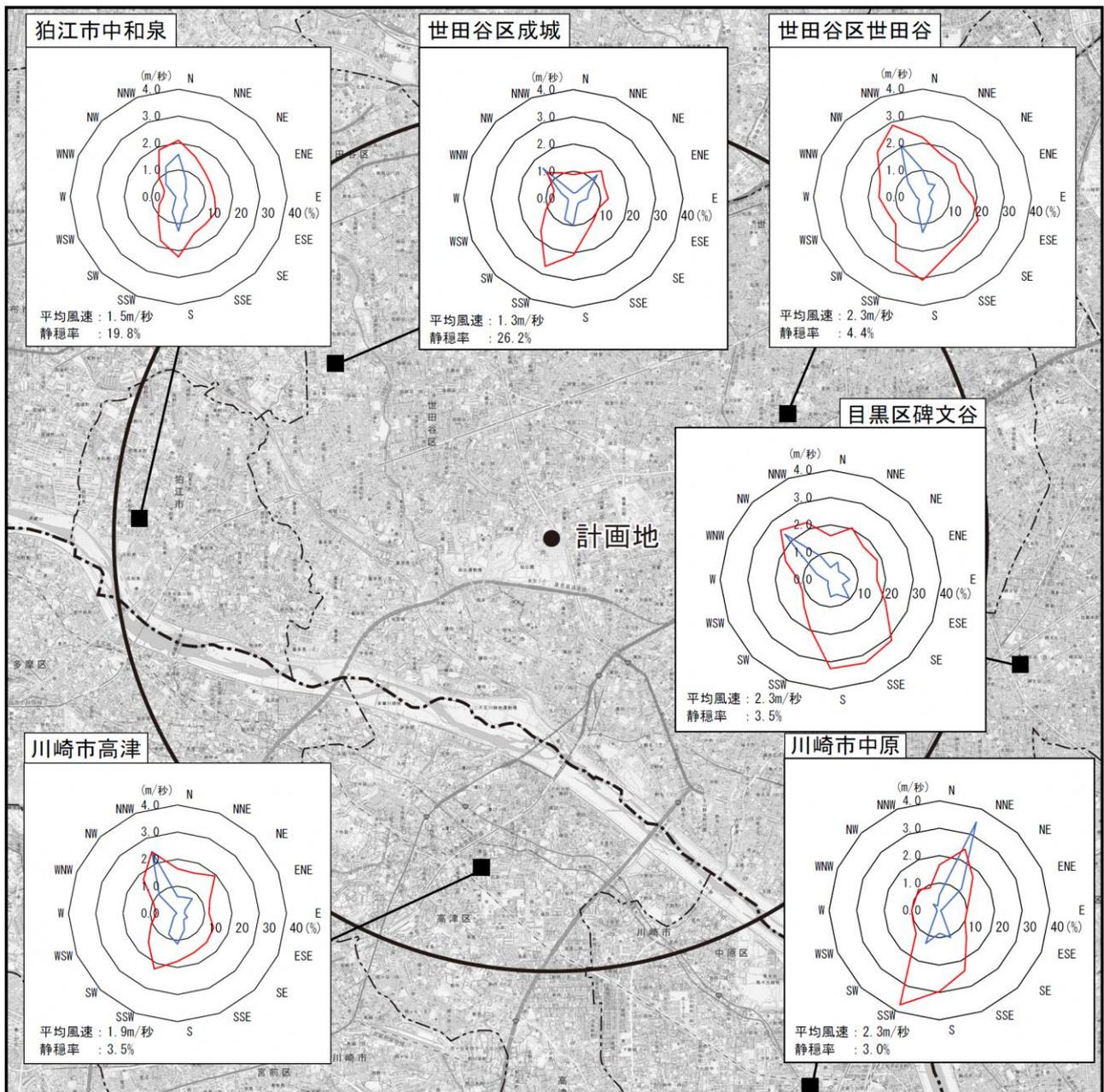
計画地周辺の一般環境大気測定局における令和2年度の風向及び風速の状況は、表6-16及び図6-15に示すとおりである。

風向については、年間を通して北方向からの風の頻度が高くなっており、春から夏にかけては南方向からの風の頻度も高い。風速については、年間平均で1.3~2.3m/秒となっている。

表6-16 風向・風速調査結果（令和2年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
世田谷区 世田谷	最多風向	南	南	北北西	北北西	北北西	地上31m
	平均風速	2.5m/秒	2.3m/秒	2.0m/秒	2.6m/秒	2.3m/秒	
世田谷区 成城	最多風向	南	南南西	北西	北西	北西	地上14m
	平均風速	1.4m/秒	1.3m/秒	0.8m/秒	1.5m/秒	1.3m/秒	
目黒区 碑文谷	最多風向	北西	南東	北西	北西	北西	地上20m
	平均風速	2.5m/秒	2.3m/秒	1.9m/秒	2.4m/秒	2.3m/秒	
狛江市 中和泉	最多風向	南	南	北	北	北	地上9m
	平均風速	1.6m/秒	1.5m/秒	1.3m/秒	1.6m/秒	1.5m/秒	
川崎市 高津	最多風向	北北西	南	北北西	北北西	北北西	地上27m
	平均風速	2.0m/秒	1.7m/秒	1.7m/秒	2.0m/秒	1.9m/秒	
川崎市 中原	最多風向	北北東	南南西	北北東	北北東	北北東	地上27m
	平均風速	2.4m/秒	2.4m/秒	1.9m/秒	2.3m/秒	2.3m/秒	

資料)「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)  
「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県ホームページ)



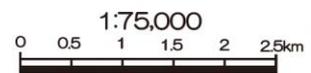
凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 一般環境大気測定局

風配図

- : 平均風速
- : 出現率

※ 静穏率は、静穏時(風速0.4m/秒以下)となる時間の割合を示す。



資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)  
「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県ホームページ)

図 6-15 風配図 (令和2年度)

### 6.1.7 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令を表 6-17 に示す。

表 6-17(1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 法 91）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 法 48）
	東京都環境基本条例（平成 6 都条例 92）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 都条例 96）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）（平成 12 都条例 215）
	東京都建築安全条例（昭和 25 都条例 89）
	世田谷区環境基本条例（平成 6 区条例 18）
	世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 53 区条例 51）
	世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例（平成 28 区条例 8）
	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
騒音	騒音規制法（昭和 43 法 98）
振動	振動規制法（昭和 51 法 64）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	水循環基本法（平成 26 法 16）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）
	工業用水法（昭和 30 法 146）
生物・生態系	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 都条例 216）
	世田谷区みどりの基本条例（平成 17 区条例 77）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 都条例 63）
景観	景観法（平成 16 法 110）
	東京都景観条例（平成 18 都条例 136）
	東京都風致地区条例（昭和 45 都条例 36）
	世田谷区風景づくり条例（平成 11 区条例 3）

表 6-17(2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
史跡・文化財	文化財保護法（昭和 25 法 214）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 都条例 25）
	世田谷区文化財保護条例（昭和 52 区条例 15）
自然との触れ合い活動の場	自然公園法（昭和 32 法 161）
	都市緑地法（昭和 48 法 72）
	都市公園法（昭和 31 法 79）
	東京都立公園条例（昭和 31 条例 107）
	世田谷区公園条例（昭和 33 区条例 4）
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 法 137）
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 法 104）
	東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 4 都条例 140）
	世田谷区清掃・リサイクル条例（平成 12 区条例 52）
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法 117）
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 法 49）
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 法 53）
その他	道路法（昭和 27 法 180）

### 6.1.8 環境保全に関する計画等

東京都が策定する環境保全に関する計画等を表 6-18 に、世田谷区が策定する環境保全に関する計画を表 6-19 に示す。

表 6-18(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>「未来の東京」戦略 version up 2022 (令和 4 年 2 月)</p>	<p>新たな都政の羅針盤として策定する都の総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)第 9 条第 1 項にいう「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられる。本事業に係るものとしては、以下の記述がある。</p> <p>&lt;戦略 3 グリーン&amp;デジタル&gt; 2050 年「ゼロエミッション東京」実現に向けた脱炭素化の取組 「緑を守る」・「緑を増やす」取組</p>
<p>都市づくりの グランドデザインー東京 の未来を創ろうー (平成 29 年 9 月)</p>	<p>目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す計画であり、おおむね 2040 年代を目標時期として設定している。</p> <p>本事業に係るものとしては、以下の記述がある。</p> <p>&lt;戦略 3 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築&gt; 政策方針 15 都市全体でエネルギー負荷を減らす 政策方針 16 持続可能な循環型社会を実現する</p>
<p>東京の都市づくりビジョン (改定)ー魅力とにぎわいを 備えた環境先進都市の創造ー (平成 21 年 7 月)</p>	<p>東京都は 2001 (平成 13) 年 10 月「東京の新しい都市づくりビジョン」を策定し、首都東京の都市再生の取組を進めたが、国際競争力の強化、環境、緑や景観、耐震などの視点を一層重視した都市づくりが必要である。</p> <p>そこで、魅力とにぎわいがあり、環境面でも先進都市となる東京の実現に向けて、東京都は 2009 (平成 21) 年 7 月に都市づくりビジョンを改定した。ここでは目標時期を 2025 年とし、2016 (平成 28) 年までを「10 年後の東京」計画実現に向けた集中取組期間としている。</p> <p>本ビジョンでは取り組む施策の方向性として、新たに 7 つの基本戦略を提示し、東京が目指す都市構造としては、広域的には「環状メガロポリス構造」をめざし、身近な圏域ではコンパクトな市街地への再編を進めるとした。</p> <p>また、東京を 5 つのゾーンに区分した「ゾーン戦略」については見直しを行い、内容を充実させ、都市像を実現するための施策についても強化、充実させた。</p> <p>そして、ビジョンの実現に向け、既存の法制度の活用や都独自のルールについて検討し、必要な分野別計画を早期に策定するとした。</p>

表 6-18(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。</p> <p>東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の 5 つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① スマートエネルギー都市の実現</li> <li>② 3 R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進</li> <li>③ 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承</li> <li>④ 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保</li> <li>⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組</li> </ol>
<p>ゼロエミッション東京戦略 2020 Update &amp; Report (令和 3 年 3 月)</p>	<p>2019 年 12 月に、都が 2050 年 CO2 排出実質ゼロに向けた「ゼロエミッション東京戦略」を公表してから 1 年あまり、新型コロナの猛威により世界が未曾有の危機に直面する中で、気候危機の状況は一層深刻化している。</p> <p>2050 年 CO2 排出実質ゼロに向けて、2030 年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要であり、行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2021 年 1 月、都は、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減 (2000 年比) すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めることを表明した。</p> <p>2030 年までの CO2 排出量の半減、カーボンハーフの実現には、ビジネス、市民生活、都市づくりなど、あらゆる分野の社会経済構造を脱炭素型に移行する再構築・再設計が必要であり、都は、2030 年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起している。</p>
<p>ヒートアイランド対策 ガイドライン (平成 17 年 7 月)</p>	<p>このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。</p>
<p>ヒートアイランド 対策取組方針 (平成 15 年 3 月)</p>	<p>この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の 3 つの基本的考え方が示されている。</p> <p>[基本的考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した都市づくりの推進</li> <li>・総合的な施策の展開 ～都庁内外の総力を結集して</li> <li>・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開</li> </ul>

表 6-18(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>東京都資源循環・廃棄物処理計画 (令和3年9月)</p>	<p>この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略(2021年3月策定)及び東京都環境基本計画(2016年3月策定)に基づく個別分野の計画である。廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、三本の柱を掲げている。</p> <p>柱1 持続可能な資源利用の実現            施策1 資源ロスの更なる削減            施策2 廃棄物の循環利用の更なる促進</p> <p>柱2 廃棄物処理システムのレベルアップ            施策3 廃棄物処理システムの強化            施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展</p> <p>柱3 社会的課題への果敢なチャレンジ            施策5 社会的な課題への的確な対応</p>
<p>東京都建設リサイクル推進計画 (令和4年4月)</p>	<p>この計画は、都内で行われる社会資本等の整備・更新、建設資材の製造・販売、使用及び廃棄等を対象として、建設資源循環の仕組みを構築するとともに、計画的かつ統一的な取組を推進し、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指すものである。基本的考え方として、建設副産物の発生を抑制した上で、建築物等に蓄積された建設資材を有効に再生利用する。</p> <p>実効性を確保するため、9つの個別計画を策定し、各種施策を展開する。</p> <p>目標としては、令和6年度末までに達成すべき達成基準値を定めている。</p>
<p>東京都建設リサイクルガイドライン (令和4年4月)</p>	<p>東京都建設リサイクルガイドラインは、東京都建設リサイクル推進計画の戦略を着実に推進するため、建設資源循環に関する各種の施策(事前調査、リサイクル計画、情報システム活用、利用調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握等をいう。)の実施について必要な事項を定めたものである。</p> <p>建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、ガイドラインに基づき各種の施策を実施し、都内における建設資源循環の促進を図ることとしている。</p>
<p>東京地域公害防止計画 (平成24年3月)</p>	<p>この計画は、環境基本法第17条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成23年度から平成32年度までの10年間とした東京都の第9次公害防止計画である。</p> <p>東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の2つを計画の主要課題としている。</p> <p>(1)東京湾の水質汚濁            東京湾のCODに係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。</p> <p>(2)横十間川のダイオキシン類汚染            横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。</p>

表 6-18(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>東京都自動車排出 窒素酸化物及び 自動車排出粒子状物質 総量削減計画 (平成 25 年 7 月)</p>	<p>この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。</li> </ul> <p>[施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等）</li> <li>車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進</li> <li>低公害・低燃費車の普及促進</li> <li>エコドライブの普及促進</li> <li>交通量対策</li> <li>交通流対策</li> <li>局地汚染対策の推進</li> <li>普及啓発活動の推進</li> <li>その他（関係者間の連携等）</li> </ul>
<p>東京が新たに進めるみどりの取組 (令和元年 5 月)</p>	<p>都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月策定）で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、以下 4 つの方針に基づき、各種施策を進めていくことを示している。</p> <p>方針Ⅰ 拠点・骨格となるみどりを形成する</p> <p>方針Ⅱ 将来にわたり農地を引き継ぐ</p> <p>方針Ⅲ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る</p> <p>方針Ⅳ 特色あるみどりが身近にある</p>
<p>緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)</p>	<p>この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の 3 つを挙げている。</p> <p>[将来像]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。</li> <li>豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。</li> <li>東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。</li> </ul>
<p>在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月)</p>	<p>東京都環境局では、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月）に基づき、生態系に配慮した緑化の推進に取り組んでいる。</p> <p>地域本来の生物多様性を向上させるため、植栽に在来種を選定する場合に参考となるよう、「在来種選定ガイドライン」を平成 26 年に作成した。</p>
<p>東京都景観計画 -美しく風格のある東京の再生- (平成 30 年 8 月)</p>	<p>東京都景観計画は、都民や事業者、区市町村等と連携、協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示したものである。</p> <p>東京の景観形成において特に重要と考えられる地域を景観基本軸として設定しており、世田谷区では、「国分寺崖線景観基本軸」が設定されている。</p> <p>この基本軸では、国分寺崖線を軸に広域的に連続する緑や湧水などの自然環境、歴史的・文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観形成を図るという景観形成の目標が設定されている。</p>

表 6-19(1) 世田谷区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
世田谷区基本構想 (平成 25 年 9 月)	世田谷区基本構想は、今後の目標や理念を九つのビジョンにまとめ、20 年間の公共的指針として位置づけたものである。 ビジョンには「環境に配慮したまちをつくる」等が示されている。
世田谷区基本計画 (平成 26 年度 (2014 年度) ~ 令和 5 年度 (2023 年度)) (平成 26 年 3 月)	世田谷区基本計画は、区民生活のニーズと世田谷区の抱える課題に対して、区民とともに実現をめざす将来目標を設定し、向こう 10 年間に区が取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針であり、区の最上位の行政計画である。 区民・事業者・各活動団体の活動により営まれている世田谷という地域社会を住民自治と協働を基調に、地域の資源を最大限活用し発展させるための地域経営の指針となる。 また、区の各行政分野の個別の計画を総合的に調整する指針の役割を果たし、中長期的展望に基づき、具体的な事業を推進する新実施計画において、推進を図る。
世田谷区環境基本計画 (後期) (令和 2 年 3 月)	世田谷区環境基本計画 (以下「環境基本計画」という。) は、世田谷区環境基本条例 (以下「条例」という。) 第 7 条の規定に基づき、区の環境の現状と課題を踏まえ、環境の保全、回復及び創出 (以下「環境の保全等」という。) に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、環境の保全等に関する目標と方針、重点的に取り組むべき事項を定めている。 これまで、平成 8 年、平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年に、環境基本計画を策定し、環境保全等に関する施策を進めてきた。この度、パリ協定の採択を踏まえた国の「地球温暖化対策計画」及び「世田谷区地球温暖化地域推進計画」 (平成 30 年 3 月策定) などの関連計画との整合を図るとともに、区民と事業者との協働による環境保全活動の一層の推進を図るため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年の計画を策定した。
みどりの基本計画 (平成 30 年 4 月)	区は、みどりの将来像『多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷』の実現をめざして、区制 100 周年となる 2032 年にみどり率 33%とする長期目標「世田谷みどり 33」を掲げ、これを踏まえて「世田谷区みどりの基本計画」を策定した。 この計画は、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する計画で、世田谷区基本計画、世田谷区新実施計画とも整合するものである。 計画の体系 基本方針 1 水環境を支えるみどりを保全する 基本方針 2 核となる魅力あるみどりを創出する 基本方針 3 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる 基本方針 4 みどりと関わる活動を増やし、協働する 基本方針 5 みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える
世田谷区地球温暖化対策地域推進計画 (平成 30 年 3 月)	世田谷区は、平成 23 年度に世田谷区地球温暖化対策地域推進計画を策定し、地球温暖化対策に関するさまざまな施策を推進してきた。その後、区民、事業者の皆さんと区の実践によるこれまでの成果を踏まえ、地球温暖化対策をさらに推進するための目標や具体策などを定め、平成 30 年度からの計画として改定を行った。この計画に基づき、さらなる地球温暖化対策の取組みを進めていく。 なお、本計画については、「世田谷区気候非常事態宣言」において 2050 年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明したことを踏まえ、令和 3 年 7 月に世田谷区環境審議会に諮問し、見直しを進めている。 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条第 2 項に基づき策定する地方公共団体の実行計画 (区域施策編) に該当するものである。

表 6-19(2) 世田谷区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>都市整備方針（都市計画マスタープラン） （平成 27 年 4 月）</p>	<p>都市整備方針は、都市づくり・街づくりにおける区の総合的方針である。</p> <p>計画期間は平成 26 年度から概ね 20 年間。将来都市像として「安全で快適な暮らしをともにつくる都市 世田谷」をかかげ、次の 4 つのまちの姿を将来像としている。</p> <p>1：安全で、災害に強く復元力のあるまち 2：みどりとやすらぎがあり、住みたくなるまち 3：活動と交流の場をもち、魅力を高めるまち 4：誰もが快適に移動できるまち</p>
<p>世田谷区一般廃棄物処理基本計画 （平成 27 年度（2015 年度）～平成 36 年度（2024 年度）） （平成 27 年 3 月）</p>	<p>一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理計画に該当し、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ・生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものである。</p>
<p>世田谷区風景づくり計画 （平成 27 年 4 月）</p>	<p>風景づくり計画は、景観法第 8 条及び世田谷区風景づくり条例に基づく景観計画であり、世田谷らしい風景づくりを総合的に進めるための計画として策定している。また、世田谷区都市整備方針に基づく分野別の計画であり、世田谷区基本計画と整合するものである。</p> <p>世田谷区では、平成 20 年に風景づくり計画を策定し運用してきた。平成 25～26 年度にはさらに充実した計画とするため見直しを行い、平成 27 年 4 月 1 日より運用している。</p>

### 6.1.9 公害に関する苦情件数

計画地が位置する世田谷区における過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の公害苦情件数を表6-20に示す。

令和2年度の世田谷区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多い。

表 6-20 公害に関する苦情件数（世田谷区）

現象	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
大気汚染	41	57	44	36	42
水質汚濁	-	2	-	-	3
土壌汚染	-	-	-	-	-
騒音	184	150	167	152	182
低周波	5	5	1	2	-
振動	38	49	41	11	35
地盤沈下	-	-	-	-	-
悪臭	26	29	28	17	24
廃棄物投棄	-	-	-	-	-
その他	13	12	8	7	11
合計	302	299	288	223	297

資料) 「公害苦情統計調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

## 6.2 環境項目

### 6.2.1 大気汚染

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における大気汚染物質の状況をまとめた。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、水銀及びその化合物については大気環境常時監視の測定結果を、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては有害大気汚染物質モニタリングの測定結果を、ダイオキシン類についてはダイオキシン類調査結果をそれぞれまとめた。

各測定局における調査項目を表6-21に、測定局の位置を図6-16に示す。

表6-21(1) 大気汚染物質の調査項目

種別	図No.	測定局名 (所在地)	測定 主体	調査項目 <sup>注1</sup>								
				二酸化 硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼ ン等 <sup>注2</sup>	ダイオ キシン 類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM <sub>2.5</sub> )	水銀 及び その 化合物
一般環境 大気測定局	1	世田谷区世田谷局 (世田谷区世田谷 四丁目21番27号)	東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	世田谷区成城局 (世田谷区成城 九丁目25番1号)	東京都			○	○					○
	3	狛江市中和泉局 (狛江市中和泉 三丁目4番10号)	東京都	○		○	○	○				○
	4	生活文化会館測定局 (川崎市高津区溝口 一丁目6番10号)	川崎市	○		○	○	○				○
自動車排 出ガス 測定局	5	環八通り八幡山局 (世田谷区粕谷 二丁目19番)	東京都			○	○			○		○
	6	二子測定局 (川崎市高津区溝口 五丁目15番7号)	川崎市			○	○					○

注1) 調査項目は、令和3年度現在の項目である。

注2) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「ダイオキシン類調査結果」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

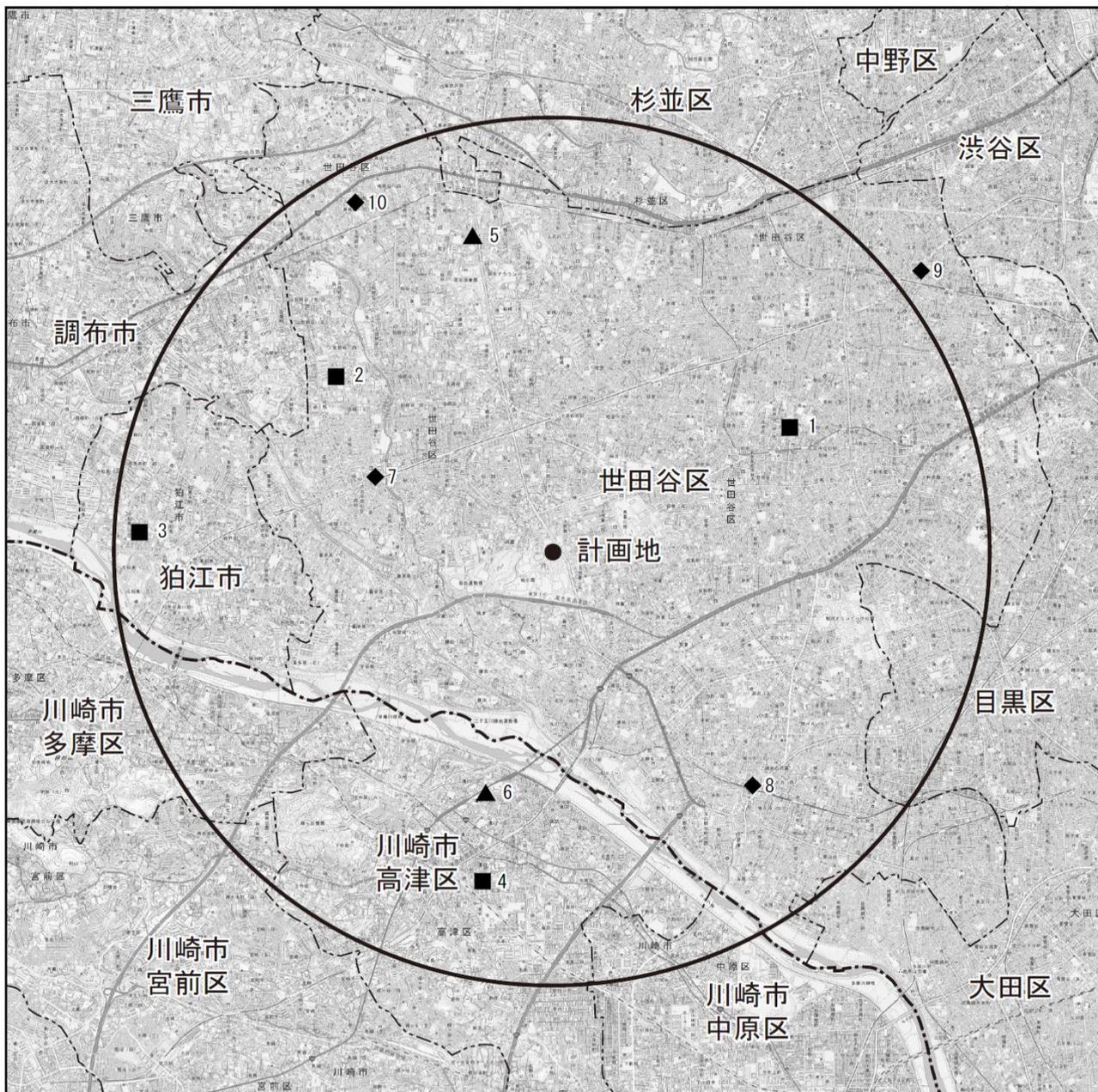
「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県ホームページ)

表 6-21 (2) 大気汚染物質の調査項目

種別	図 No.	測定局名 (所在地)	測定 主体	調査項目 <sup>注1</sup>								
				二酸化 硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼ ン等 <sup>注2</sup>	ダイオ キシン 類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM <sub>2.5</sub> )	水銀 及び その 化合物
大気汚染常時測定室	7	砧総合支所測定室 (世田谷区成城 六丁目3番10号)	世田谷 区	○	○	○	○	○		○		
	8	玉川総合支所測定室 (世田谷区等々力 三丁目4番1号)	世田谷 区	○		○	○	○				
	9	北沢総合支所測定室 (世田谷区北沢 二丁目8番18号)	世田谷 区			○	○	○				
	10	烏山総合支所測定室 (世田谷区烏山 六丁目22番14号)	世田谷 区			○	○	○				

注1) 調査項目は、令和3年度現在の項目である。

注2) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン  
資料) 「世田谷区内の大気汚染調査結果」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)



凡 例

- : 計画地
- : 計画地から半径5km範囲
- : 都県界
- : 市区界

大気汚染物質測定地点

- : 一般環境大気測定局(1~4)
- ▲ : 自動車排出ガス測定局(5~6)
- ◆ : 大気汚染常時測定室(7~10)

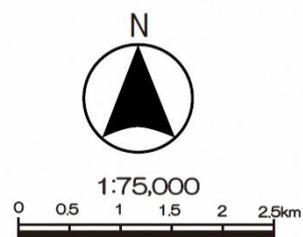


図 6-16 大気汚染物質測定地点

(1) 一般環境

ア 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局及び大気汚染常時測定室（以下「一般環境大気測定局等」という。）における二酸化硫黄の調査結果の推移を表6-22に、年平均値の推移を図6-17にそれぞれ示す。

調査は5地点で実施されており、令和2年度の各局の年平均値は0.001ppmである。過去5年間の年平均値は横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6-22 一般環境大気測定局等における二酸化硫黄調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	世田谷区世田谷測定局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
3	狛江市中和泉測定局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
4	生活文化会館測定局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
7	砧総合支所測定室	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
8	玉川総合支所測定室	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○

注1) 二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「世田谷区内の大気汚染調査結果」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県ホームページ)

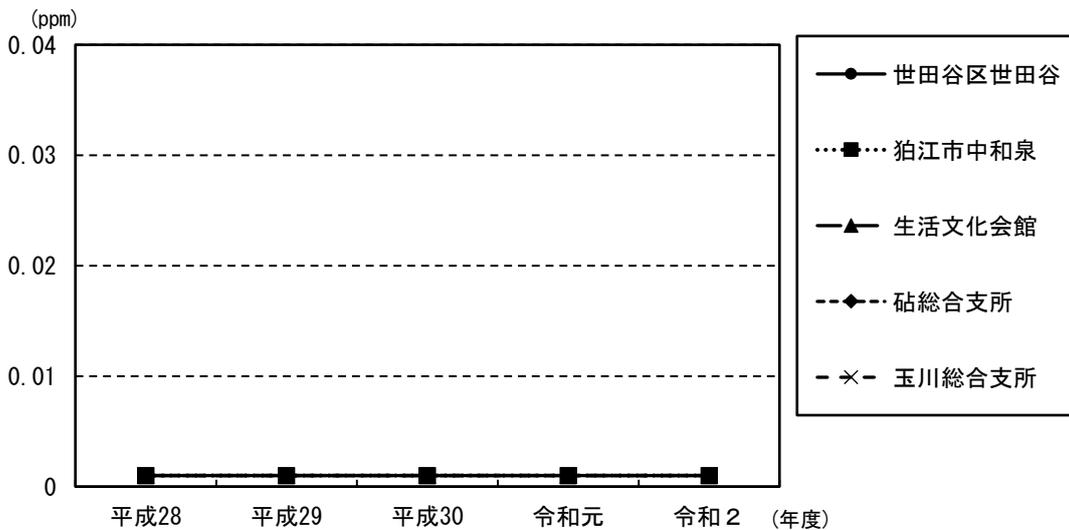


図6-17 一般環境大気測定局等における二酸化硫黄濃度（年平均値）の推移

## イ 一酸化炭素 (CO)

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局等における一酸化炭素の調査結果の推移を表6-23に、年平均値の推移を図6-18にそれぞれ示す。

調査は2地点で実施されており、令和2年度の年平均値はそれぞれ0.3ppmである。過去5年間の年平均値は横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-23 一般環境大気測定局等における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	世田谷区世田谷測定局	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	○	○	○	○	○
7	砧総合支所測定室	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	○	○	○	○	○

注1) 一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)  
「世田谷区内の大気汚染調査結果」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

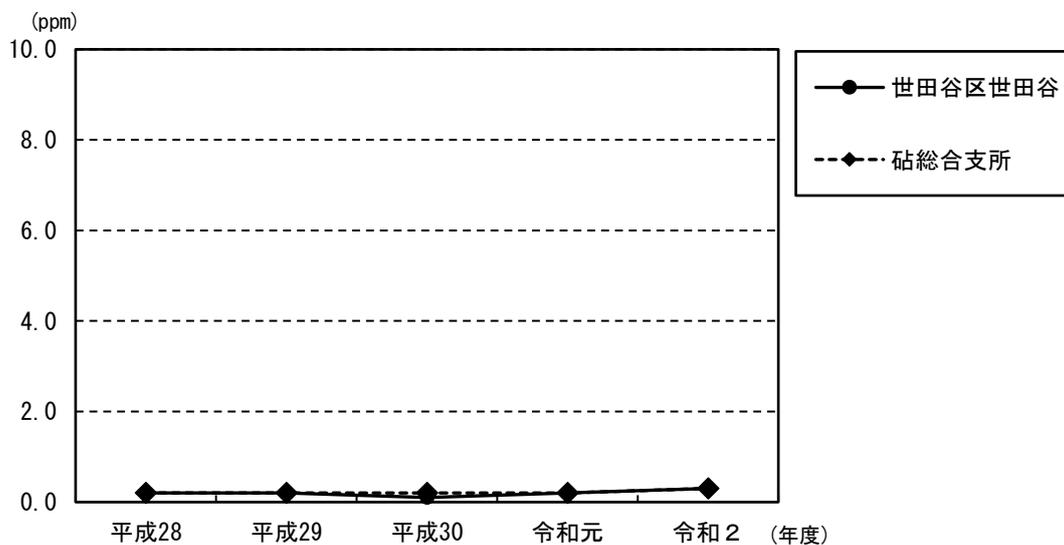


図 6-18 一般環境大気測定局等における一酸化炭素濃度（年平均値）の推移

## ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局等における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表6-24に、年平均値の推移を図6-19にそれぞれ示す。

調査は8地点で実施されていたが、令和2年度は北沢測定室を除く7地点で実施されており、その年平均値は0.008~0.015mg/m<sup>3</sup>である。過去5年間の年平均値は、横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表6-24 一般環境大気測定局等における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	世田谷区世田谷測定局	0.017	0.017	0.018	0.016	0.015	○	○	○	○	○
2	世田谷区成城測定局	0.016	0.016	0.017	0.015	0.014	○	○	○	○	○
3	狛江市中和泉測定局	0.015	0.015	0.016	0.014	0.012	○	○	○	○	○
4	生活文化会館測定局	0.015	0.016	0.018	0.015	0.014	○	○	○	○	○
7	砧総合支所測定室	0.013	0.014	0.015	0.013	0.012	○	○	○	○	○
8	玉川総合支所測定室	0.016	0.016	0.016	0.015	0.013	○	○	○	○	○
9	北沢総合支所測定室	0.018	0.017	0.017	0.016	—	○	○	○	○	—
10	烏山総合支所測定室	0.015	0.015	0.015	0.012	0.008	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)  
 「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県環境科学センターホームページ)  
 「世田谷区内の大気汚染調査結果」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

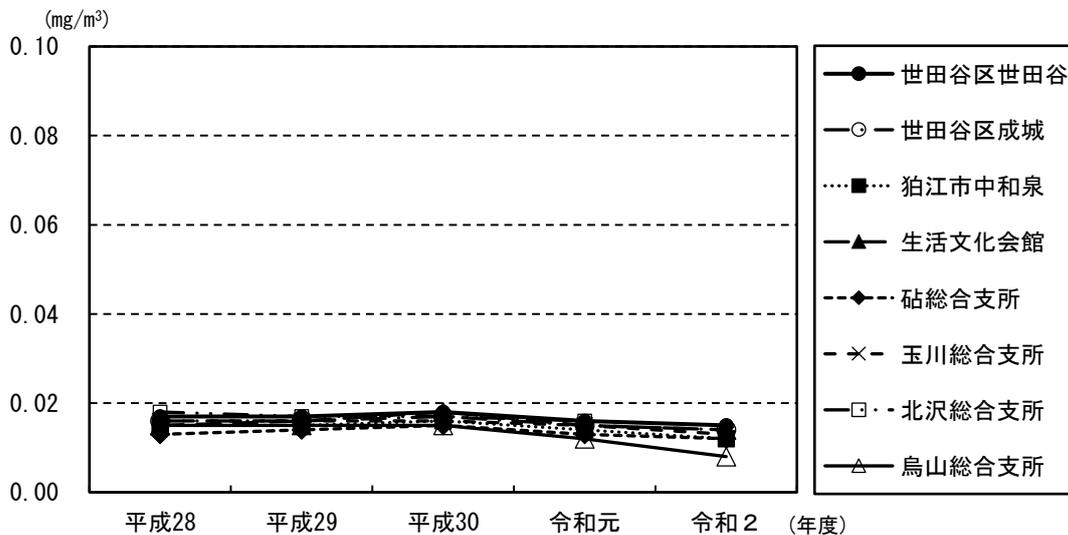


図6-19 一般環境大気測定局等における浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移

## エ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局等における二酸化窒素の調査結果の推移を表6-25に、年平均値の推移を図6-20にそれぞれ示す。

調査は8地点で実施されていたが、令和2年度は北沢測定室を除く7地点で実施されており、その年平均値は0.011~0.014ppmである。過去5年間の年平均値は、全体的にやや減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表6-25 一般環境大気測定局等における二酸化窒素調査結果の推移

図No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	世田谷区世田谷測定局	0.015	0.015	0.014	0.013	0.012	○	○	○	○	○
2	世田谷区成城測定局	0.015	0.015	0.013	0.013	0.012	○	○	○	○	○
3	狛江市中和泉測定局	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	○	○	○	○	○
4	生活文化会館測定局	0.017	0.017	0.016	0.015	0.011	○	○	○	○	○
7	砧総合支所測定室	0.015	0.016	0.014	0.013	0.012	○	○	○	○	○
8	玉川総合支所測定室	0.018	0.02	0.016	0.015	0.013	○	○	○	○	○
9	北沢総合支所測定室	0.017	0.016	0.017	0.019	—	○	○	○	○	—
10	烏山総合支所測定室	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	○	○	○	○	○

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県環境科学センターホームページ)

「世田谷区内の大気汚染調査結果」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

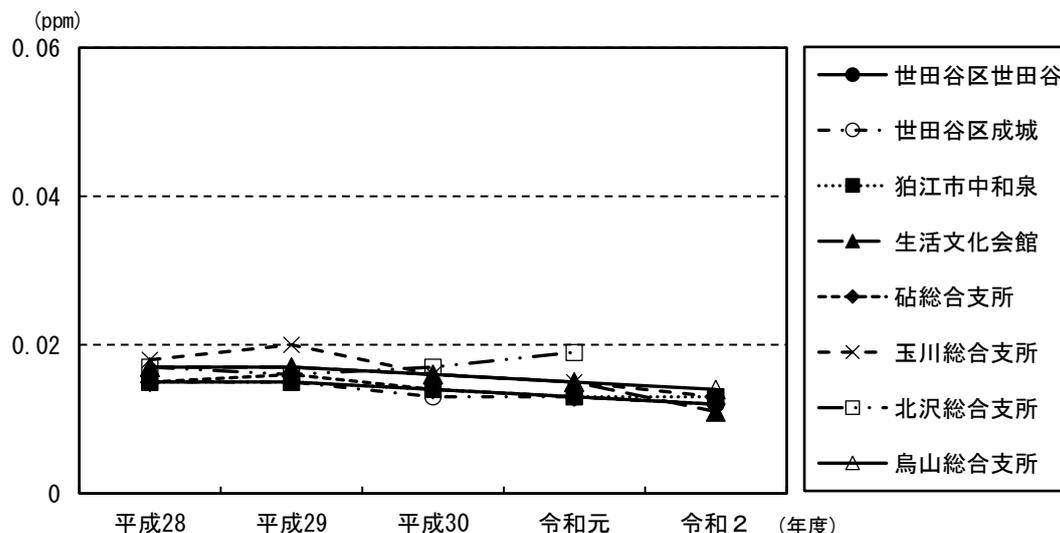


図6-20 一般環境大気測定局等における二酸化窒素濃度（年平均値）の推移

## オ 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局等における光化学オキシダントの調査結果の推移を表6-26に、年平均値の推移を図6-21にそれぞれ示す。

調査は7地点で実施されていたが、令和2年度は北沢測定室を除く6地点で実施されており、その昼間の1時間値の年平均値は0.030~0.034ppmである。過去5年間の年平均値は、横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で未達成である。

表6-26 一般環境大気測定局等における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	昼間1時間値の年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○:達成、×:未達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	世田谷区世田谷測定局	0.033	0.034	0.035	0.034	0.033	×	×	×	×	×
3	狛江市中和泉測定局	0.033	0.034	0.035	0.034	0.034	×	×	×	×	×
4	生活文化会館測定局	0.032	0.033	0.033	0.033	0.033	×	×	×	×	×
7	砧総合支所測定室	0.032	0.034	0.033	0.032	0.032	×	×	×	×	×
8	玉川総合支所測定室	0.033	0.033	0.034	0.033	0.030	×	×	×	×	×
9	北沢総合支所測定室	0.034	0.035	0.035	0.034	—	×	×	×	×	—
10	烏山総合支所測定室	0.032	0.034	0.035	0.035	0.033	×	×	×	×	×

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間（5時～20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間（5時～20時）の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には未達成と評価する。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県環境科学センターホームページ)

「世田谷区内の大気汚染調査結果」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

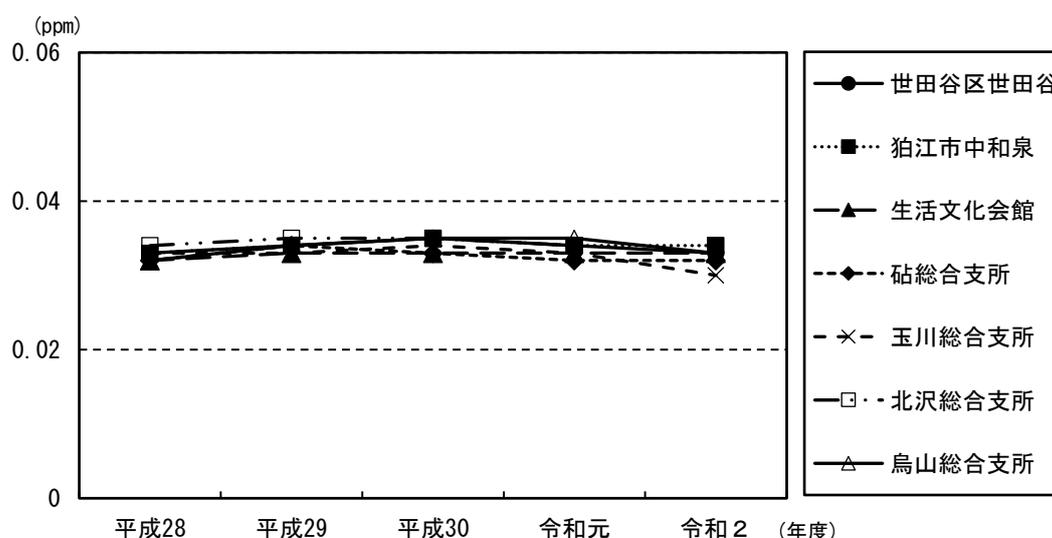


図6-21 一般環境大気測定局等における光化学オキシダント濃度(昼間の1時間値の年平均値)の推移

## カ ベンゼン等

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局におけるベンゼン等の調査結果の推移を表6-27に、年平均値の推移を図6-22にそれぞれ示す。

調査は1地点で実施されており、令和2年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが0.0007mg/m<sup>3</sup>、トリクロロエチレンが0.0005mg/m<sup>3</sup>、テトラクロロエチレンが0.0001mg/m<sup>3</sup>、ジクロロメタンが0.0010mg/m<sup>3</sup>である。年平均値は、過去5年とも環境基準を全ての物質で達成している。

表6-27 一般環境大気測定局におけるベンゼン等調査結果の推移

物質名	図No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注</sup> (○:達成、×:未達成)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ベンゼン	1	世田谷区世田谷測定局	0.0010	0.0008	0.0009	0.0010	0.0007	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	1	世田谷区世田谷測定局	0.0007	0.0006	0.0007	0.0007	0.0005	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	1	世田谷区世田谷測定局	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0001	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	1	世田谷区世田谷測定局	0.0013	0.0014	0.0014	0.0013	0.0010	○	○	○	○	○

注) ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。

ベンゼン：1年平均値が0.003mg/m<sup>3</sup>以下であること。

トリクロロエチレン：1年平均値が0.13mg/m<sup>3</sup>以下であること。

テトラクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下であること。

ジクロロメタン：1年平均値が0.15mg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

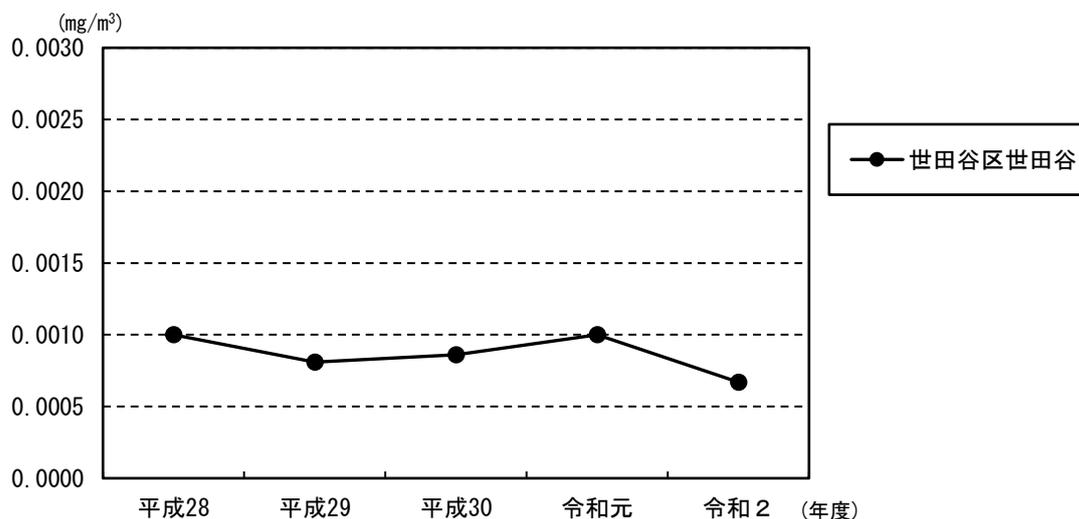


図6-22(1) 一般環境大気測定局におけるベンゼン濃度（年平均値）の推移

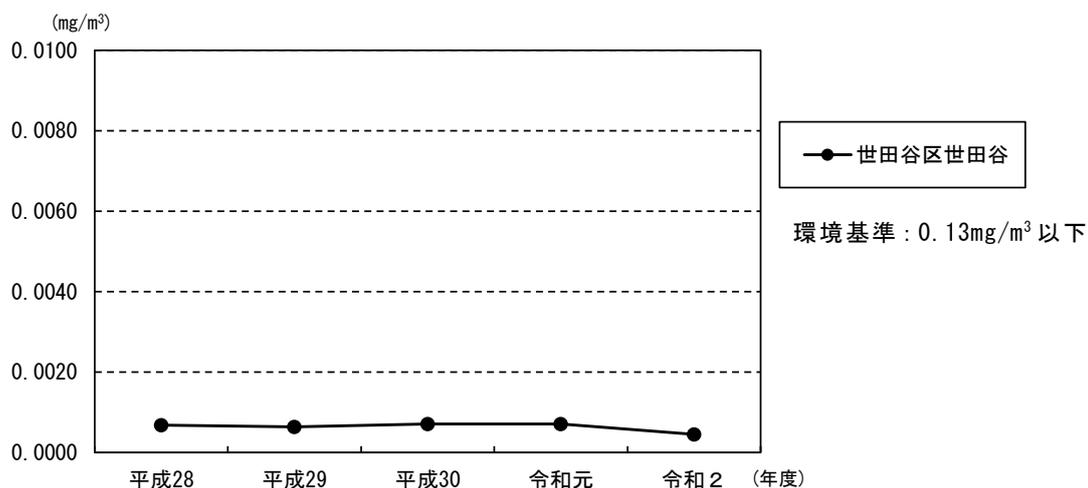


図 6-22(2) 一般環境大気測定局におけるトリクロロエチレン濃度（年平均値）の推移

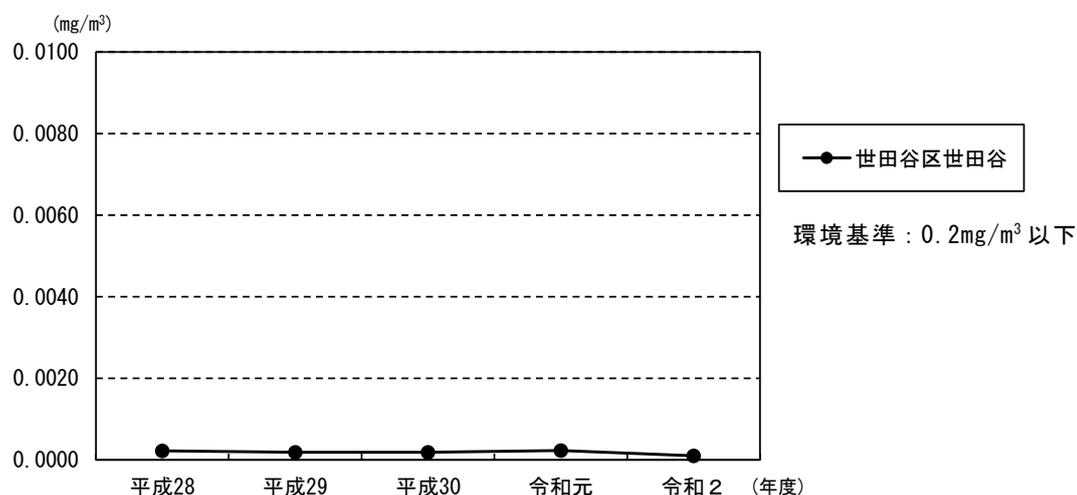


図 6-22(3) 一般環境大気測定局におけるテトラクロロエチレン濃度（年平均値）の推移

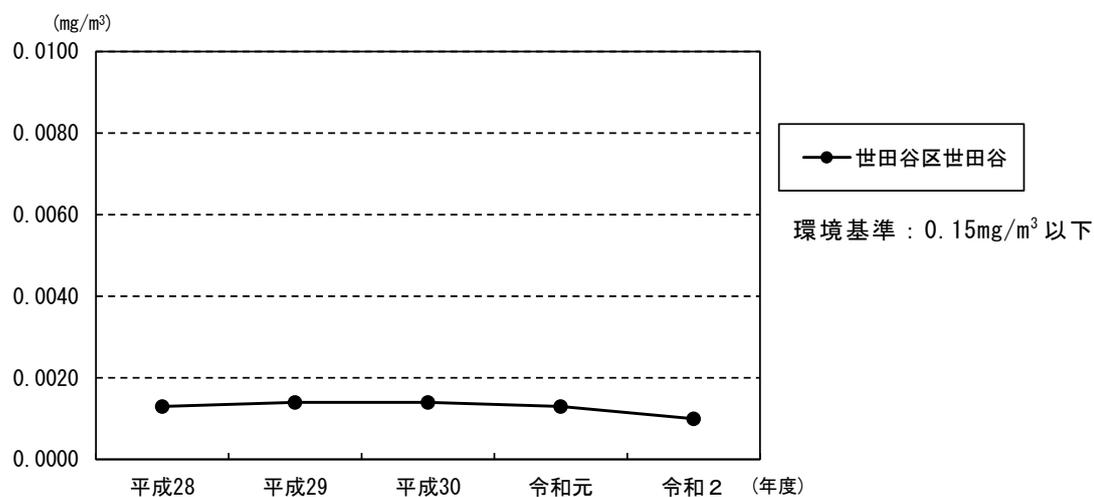


図 6-22(4) 一般環境大気測定局におけるジクロロメタン濃度（年平均値）の推移

## キ ダイオキシン類 (DXNs)

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局等におけるダイオキシン類の調査結果の推移を表6-28に、年平均値の推移を図6-23にそれぞれ示す。

調査は2地点で実施されており、令和2年度の年平均値は0.011pg-TEQ/m<sup>3</sup>と0.013 pg-TEQ/m<sup>3</sup>である。過去5年の年平均値は、ばらつきはあるものの、全測定局で横ばいの傾向となっている。環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-28 一般環境大気測定局等におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	世田谷区世田谷測定局	0.015	0.016	0.020	0.016	0.011	○	○	○	○	○
7	砧総合支所測定室	0.015	0.023	0.017	0.016	0.013	○	○	○	○	○

注) ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「世田谷区内の大気汚染調査結果」(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

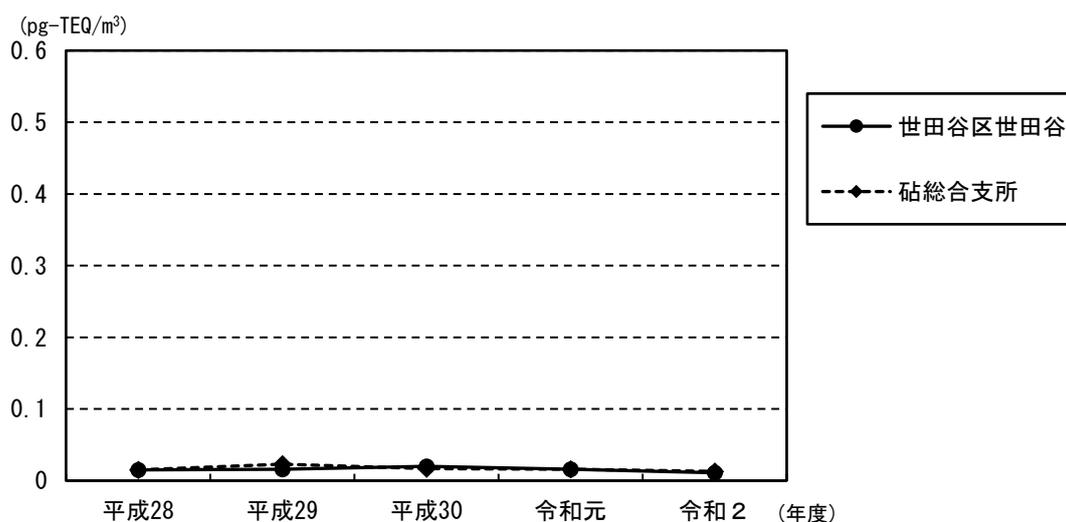


図 6-23 一般環境大気測定局等におけるダイオキシン類濃度（年平均値）の推移

## ク 微小粒子状物質（PM2.5）

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局等における微小粒子状物質の調査結果の推移を表6-29に、年平均値の推移を図6-24にそれぞれ示す。

調査は4地点で実施されており、令和2年度では9.0～10.0  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表6-29 一般環境大気測定局等における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	世田谷区世田谷測定局	13.6	13.0	11.7	10.5	10.0	○	○	○	○	○
2	世田谷区成城測定局	12.2	12.1	12.7	11.1	9.9	○	○	○	○	○
3	狛江市中和泉測定局	13.2	13.1	11.0	9.9	9.0	○	○	○	○	○
4	生活文化会館測定局	11.7	12.0	12.8	10.5	9.3	○	○	○	○	○

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県環境科学センターホームページ)

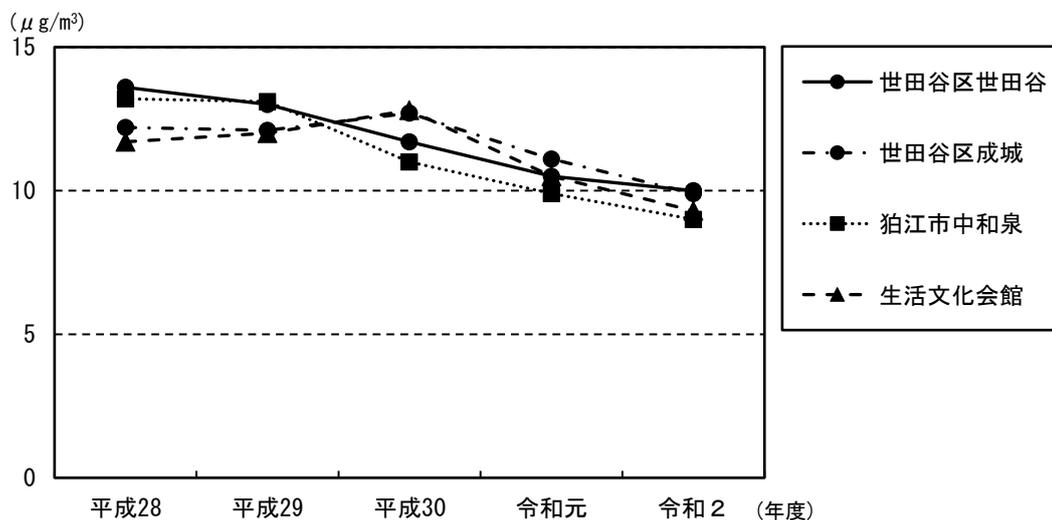


図6-24 一般環境大気測定局等における微小粒子状物質濃度（年平均値）の推移

## ケ 水銀及びその化合物

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の一般環境大気測定局における水銀等の調査結果の推移を表6-30に、年平均値の推移を図6-25にそれぞれ示す。

調査は1地点で実施されており、令和2年度の年平均値は $0.0018 \mu\text{g}/\text{m}^3$ である。指針値は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-30 一般環境大気測定局における水銀及びその化合物調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )					指針値の達成状況 <sup>注</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1	世田谷区世田谷 測定局	0.0023	0.0022	0.0022	0.0020	0.0018	○	○	○	○	○

注) 指針値とは、環境省中央環境審議会答申（平成15年7月）において定められた優先取組物質の指針値であり、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値( $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )である。  
資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

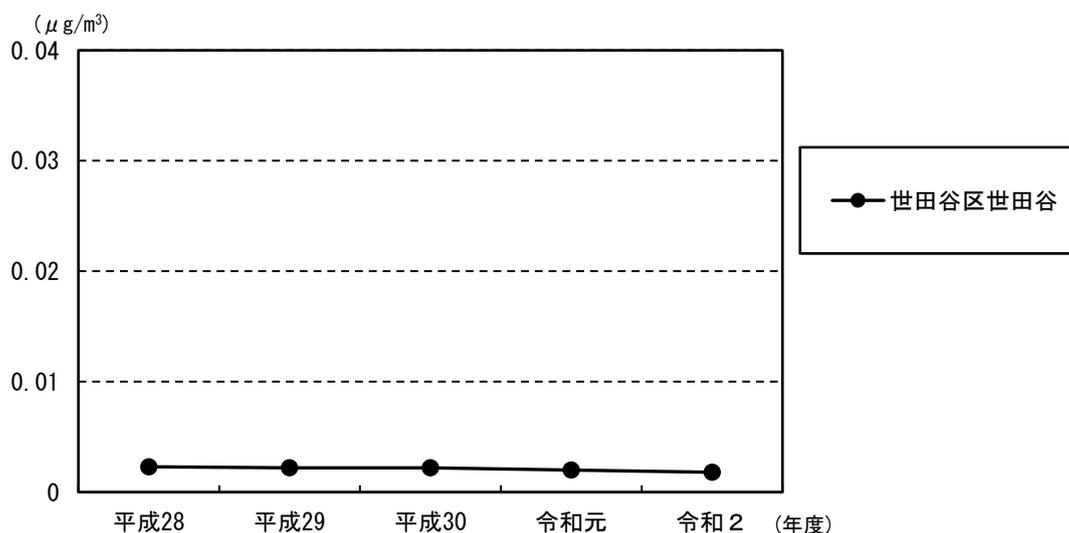


図 6-25 一般環境大気測定局における水銀等濃度（年平均値）の推移

(2) 自動車排出ガス

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表6-31に、年平均値の推移を図6-26にそれぞれ示す。

調査は2地点で実施されており、令和2年度の年平均値は0.015mg/m<sup>3</sup>と0.013mg/m<sup>3</sup>である。過去5年間の年平均値は、横ばい傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-31 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
5	環八通り八幡山測定局	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015	○	○	○	○	○
6	高津区二子測定局	0.015	0.015	0.016	0.014	0.013	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県環境科学センターホームページ)

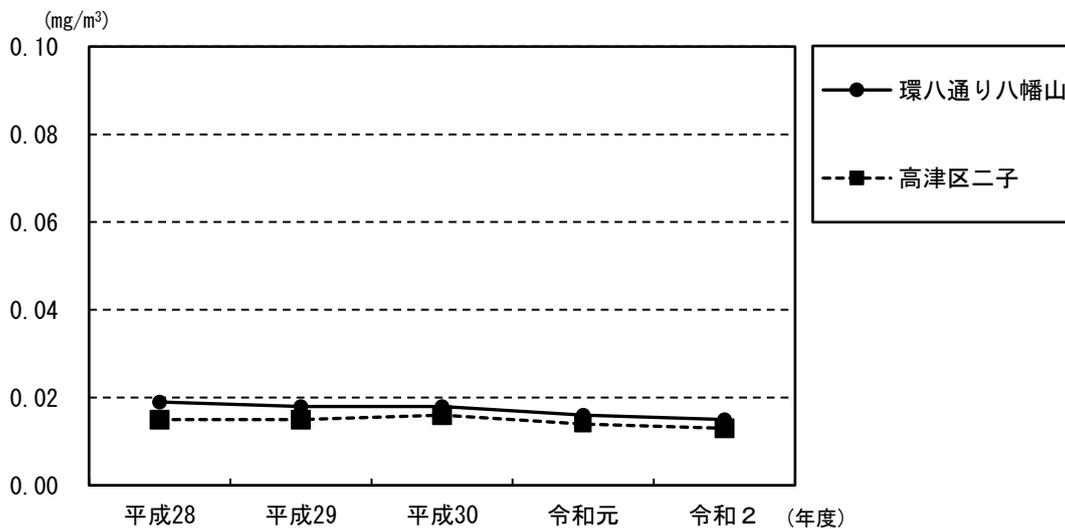


図 6-26 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移

## イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表6-32に、年平均値の推移を図6-27にそれぞれ示す。

調査は2地点で実施されており、令和2年度の年平均値はそれぞれ0.020ppmと0.026ppmである。過去5年間の年平均値は、全体的に若干減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表6-32 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
5	環八通り八幡山測定局	0.028	0.025	0.022	0.021	0.020	○	○	○	○	○
6	高津区二子測定局	0.032	0.032	0.029	0.028	0.026	○	○	○	○	○

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。  
1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)  
「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」(令和4年4月閲覧、神奈川県環境科学センターホームページ)

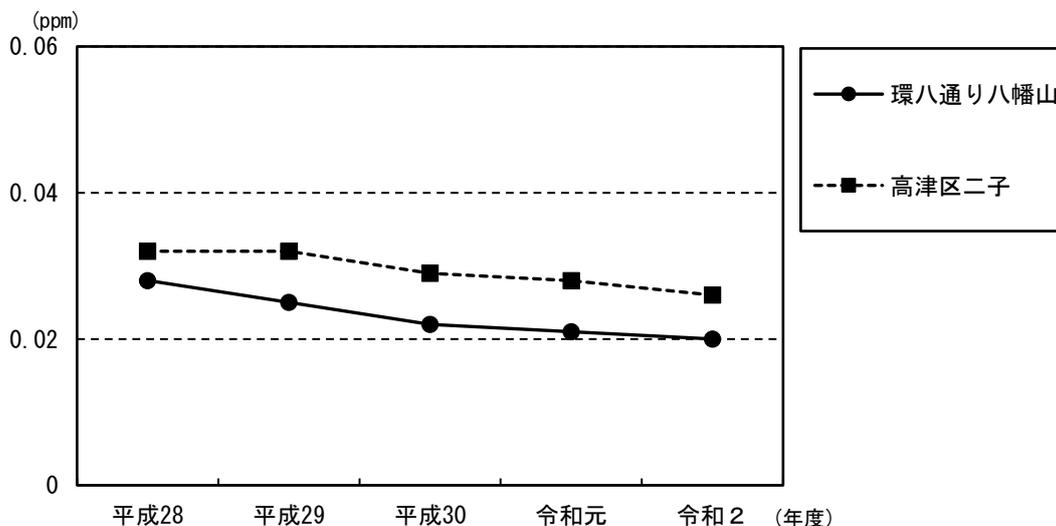


図6-27 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素濃度（年平均値）の推移

## ウ ベンゼン等

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の自動車排出ガス測定局におけるベンゼン等の調査結果の推移を表6-33に、年平均値の推移を図6-28にそれぞれ示す。

調査は1地点で実施されており、令和2年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが0.0008mg/m<sup>3</sup>、トリクロロエチレンが0.0004mg/m<sup>3</sup>、テトラクロロエチレンが0.0001mg/m<sup>3</sup>、ジクロロメタンが0.0011mg/m<sup>3</sup>である。年平均値は、過去5年とも環境基準を全ての物質で達成している。

表6-33 自動車排出ガス測定局におけるベンゼン等調査結果の推移

物質名	図No.	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注</sup> (○:達成、×:未達成)				
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ベンゼン	5	環八通り八幡山測定局	0.0014	0.0010	0.0010	0.0010	0.0008	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	5	環八通り八幡山測定局	0.0008	0.0007	0.0007	0.0006	0.0004	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	5	環八通り八幡山測定局	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0001	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	5	環八通り八幡山測定局	0.0015	0.0014	0.0015	0.0013	0.0011	○	○	○	○	○

注) ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。

ベンゼン：1年平均値が0.003mg/m<sup>3</sup>以下であること。

トリクロロエチレン：1年平均値が0.13mg/m<sup>3</sup>以下であること。

テトラクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下であること。

ジクロロメタン：1年平均値が0.15mg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

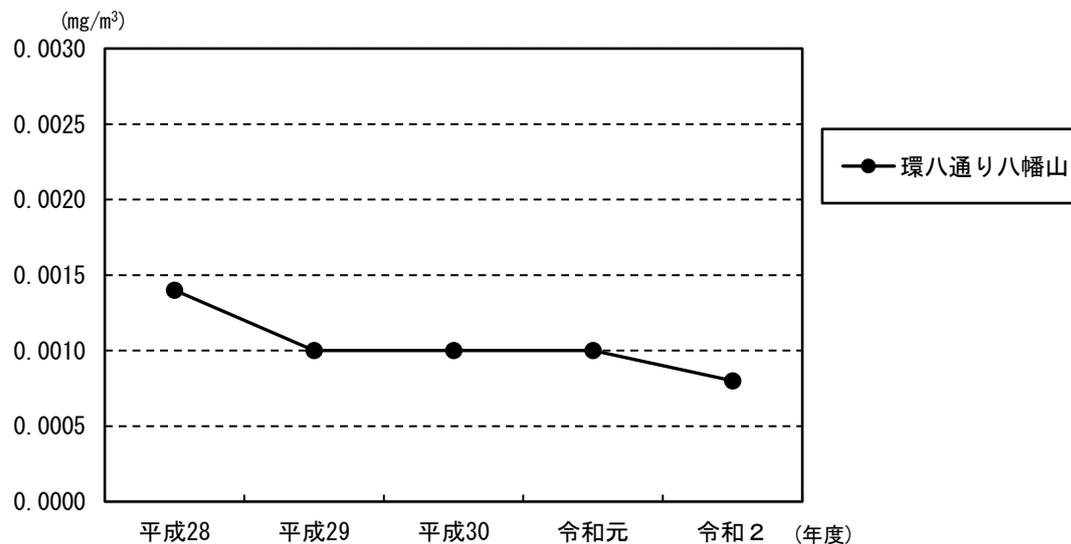


図6-28(1) 自動車排出ガス測定局におけるベンゼン濃度（年平均値）の推移

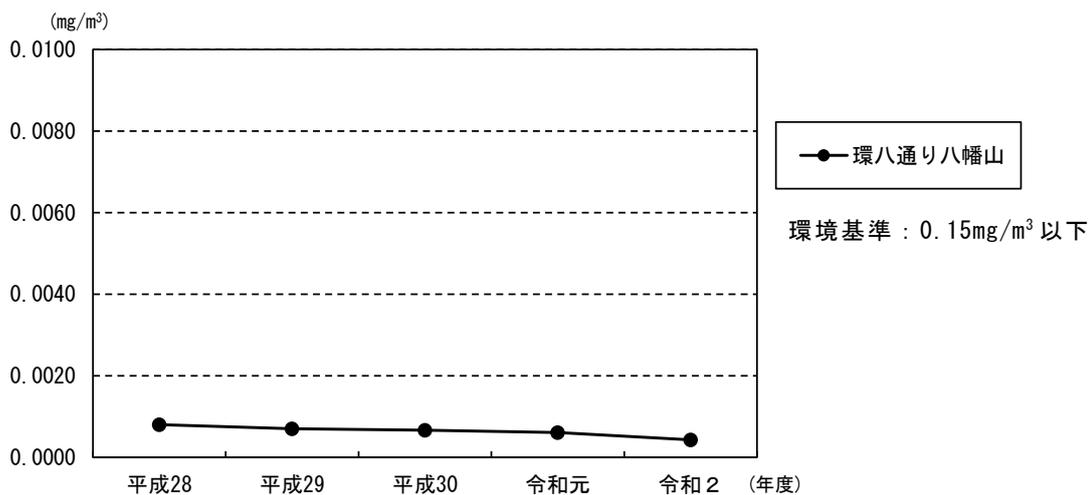


図 6-28 (2) 自動車排出ガス測定局におけるトリクロロエチレン濃度（年平均値）の推移

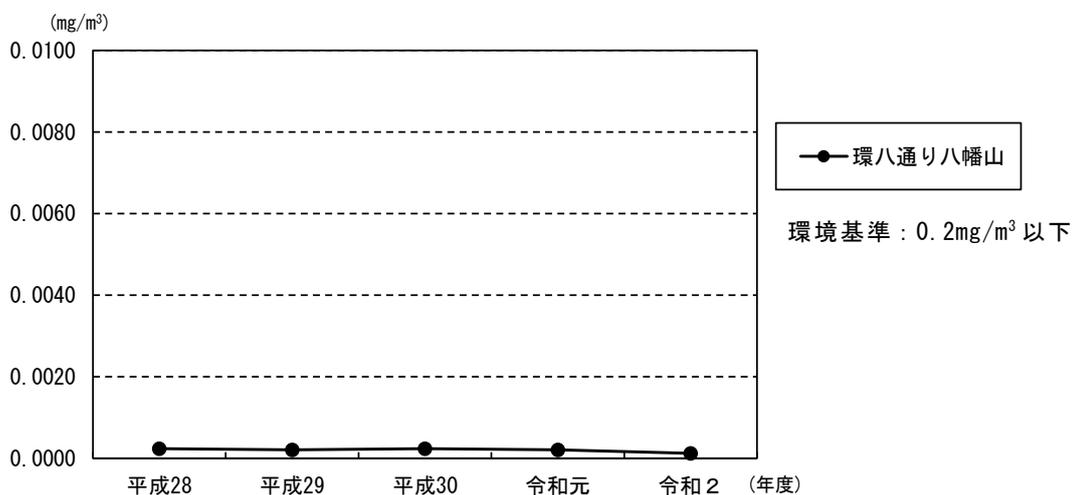


図 6-28 (3) 自動車排出ガス測定局におけるテトラクロロエチレン濃度（年平均値）の推移

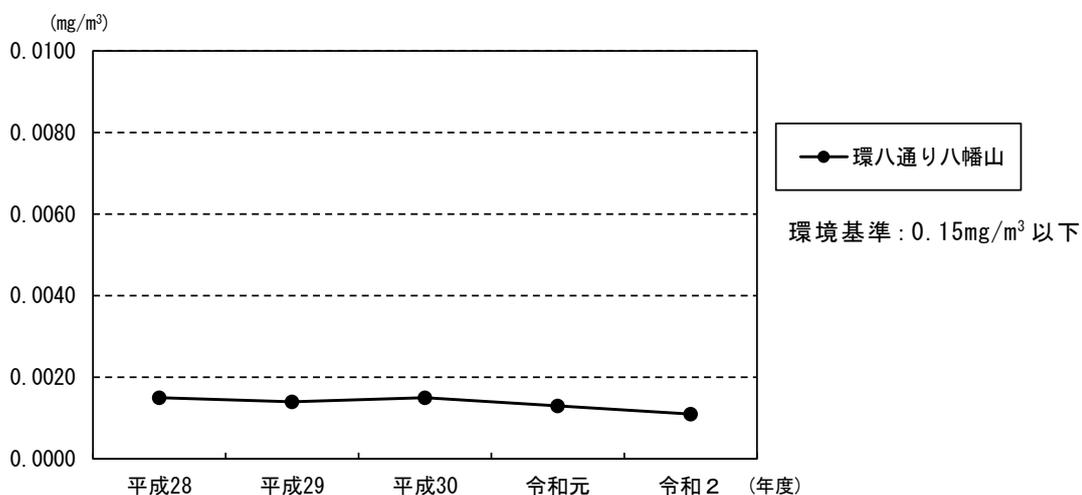


図 6-28 (4) 自動車排出ガス測定局におけるジクロロメタン濃度（年平均値）の推移

## エ 微小粒子状物質（PM2.5）

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の調査結果の推移を表6-34に、年平均値の推移を図6-29にそれぞれ示す。

調査は2地点で実施されており、令和2年度では両地点とも $10.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準は達成している。過去5年間の年平均値は、全体的に若干減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表6-34 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注1、注2</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
5	環八通り八幡山測定局	14.7	14.5	11.5	10.4	10.5	○	○	○	○	○
6	高津区二子測定局	12.7	12.3	13.0	11.2	10.5	○	○	○	○	○

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」（令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ）

「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」（令和4年4月閲覧、神奈川県環境科学センターホームページ）

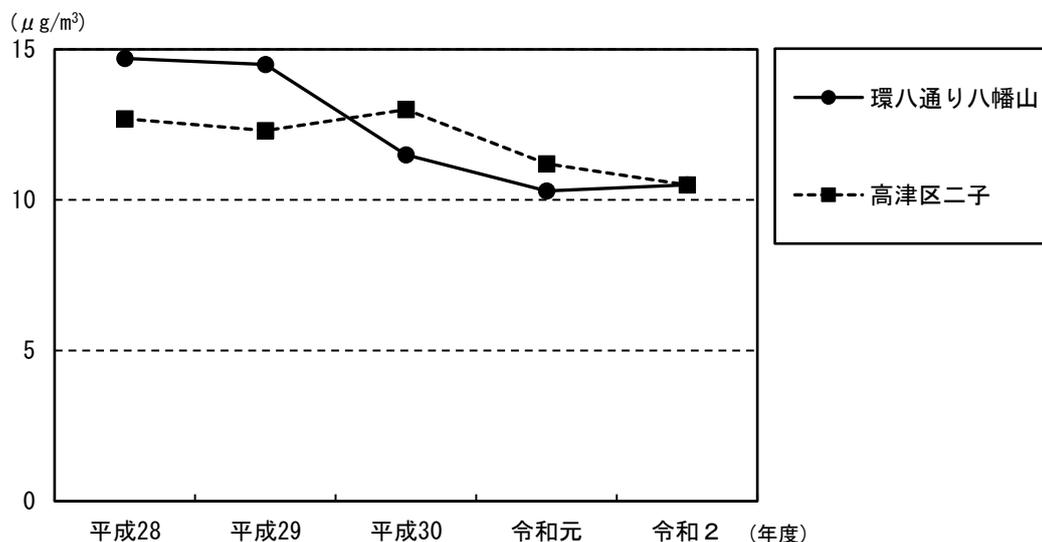


図6-29 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質濃度（年平均値）の推移

## オ 水銀及びその化合物

過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の自動車排出ガス測定局における水銀等の調査結果の推移を表6-35に、年平均値の推移を図6-30にそれぞれ示す。

調査は1地点で実施されており、令和2年度の年平均値は $0.0019 \mu\text{g}/\text{m}^3$ である。指針値は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-35 自動車排出ガス測定局における水銀及びその化合物調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )					指針値の達成状況 <sup>注</sup> (○：達成、×：非達成)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	環八通り八幡山測定局	0.0020	0.0020	0.0022	0.0019	0.0019	○	○	○	○	○

注) 指針値とは、環境省中央環境審議会答申（平成15年7月）において定められた優先取組物質の指針値であり、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値( $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )である。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

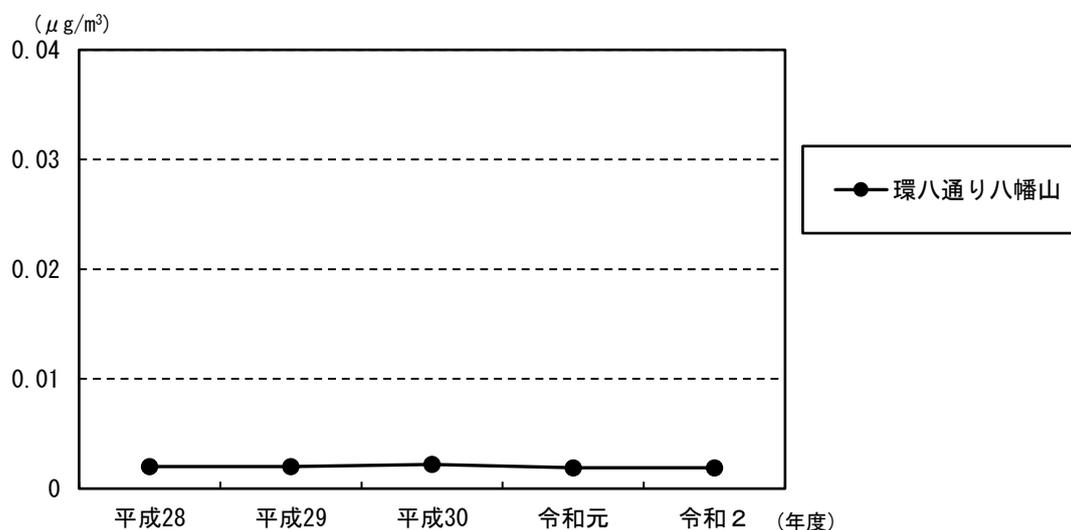


図 6-30 自動車排出ガス測定局における水銀等濃度（年平均値）の推移

### 6.2.2 悪臭

計画地が位置する世田谷区における過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の公害苦情件数を表6-20(p.73参照)に示す。

令和2年度における悪臭に係る受付件数は24件である。

### 6.2.3 騒音・振動

計画地及びその周辺地域における道路交通騒音・振動の測定結果を表 6-36 及び表 6-37 に示す。また、測定地点を図 6-31 に示す。

道路交通騒音（等価騒音レベル  $L_{Aeq}$ ）は、昼間 63～76dB、夜間 60～74dB となっている。環境基準を上回っている地点は、昼間 6 地点、夜間 11 地点である。

道路交通振動（時間率振動レベル  $L_{10}$ ）は、昼間 45～53dB、夜間 38～55dB となっており、いずれも振動規制法に基づく要請限度を下回っている。

表 6-36(1) 道路交通騒音測定結果（自動車騒音常時監視）

図 No.	路線名	測定地点の住所 (世田谷区内)	測定年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)			
						測定結果		環境基準 <sup>注4</sup> (要請限度)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道 311 号環状八号線（環八通り）	八幡山二丁目 10 番 2 号	令和 2 年 9 月	6	B	69	<u>68</u>	70 (75)	65 (70)
2	都道 118 号調布経堂停車場線	八幡山一丁目 9 番	令和元年 11 月	2	B	65	62		
3	都道 311 号環状八号線（環八通り）	船橋七丁目 19 番	令和元年 11 月	6	B	68	<u>67</u>		
4	都道 427 号瀬田貫井線	赤堤二丁目 5 番	平成 29 年 9 月	2	B	68	<u>66</u>		
5	都道 3 号世田谷町田線（世田谷通り）	成城三丁目 18 番 23 号	令和 2 年 11 月	2	B	<u>71</u>	<u>69</u>		
6	都道 3 号世田谷町田線（世田谷通り）	桜丘三丁目 26 番	令和元年 11 月	2	B	69	<u>67</u>		
7	都道 3 号世田谷町田線（世田谷通り）	世田谷一丁目 11 番 18 号	令和 2 年 5 月	2	C	68	64		
8	都道 311 号環状八号線（環八通り）	上用賀六丁目 20 番	令和元年 11 月	6	B	<u>71</u>	<u>72</u>		
9	都道 311 号環状八号線（環八通り）	砧公園 7 番	令和 2 年 11 月	6	B	70	<u>69</u>		
10	東名高速道路	岡本一丁目 33 番	平成 30 年 11 月	6	A	65	63		
11	首都高速 3 号渋谷線	用賀二丁目 31 番	平成 30 年 11 月	4	B	65	64		
12	都道 11 号大田調布線	野毛二丁目 6 番	平成 30 年 11 月	2	A	63	60		
13	国道 246 号（玉川通り）	瀬田二丁目 31 番 2 号	令和 2 年 11 月	8	B	<u>76</u>	<u>74</u>		
14	国道 246 号（玉川通り）	玉川三丁目 7 番	平成 29 年 10 月	4	C	67	62		
15	世田谷区道多摩堤通り	玉川一丁目 15 番	平成 30 年 11 月	4	B	66	63		
16	国道 466 号（環八通り）	上野毛二丁目 5 番 19 号	平成 27 年 11 月	6	C	<u>75</u>	<u>74</u>		

表 6-36(2) 道路交通騒音測定結果（自動車騒音常時監視）

図 No.	路線名	測定地点の住所 (世田谷区内)	測定年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル L <sub>Aeq</sub> (dB)			
						測定結果		環境基準 <sup>注4</sup> (要請限度)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
17	都道 312 号白金台町 等々力線（目黒通 り）	等々力四丁目 19 番 18 号	令和 2 年 4 月	4	B	69	64	70 (75)	65 (70)
18	都道 11 号大田調布線 (多摩堤通り)	野毛三丁目 20 番	令和 2 年 11 月	2	A	<u>73</u>	<u>69</u>		
19	都道 311 号環状八号 線（環八通り）	野毛一丁目 5 番	令和 2 年 9 月	6	B	<u>73</u>	<u>70</u>		

注 1) 昼間は 6:00~22:00、夜間は 22:00~6:00 を示す。

注 2) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

注 3) 地域類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下のとおり分類される。

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」の値

注 5) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成 27 年度 自動車交通騒音調査結果」(令和元年 3 月、東京都環境局)

「平成 29 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和元年 7 月、東京都環境局)

「平成 30 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和 2 年 3 月、東京都環境局)

「令和元年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和 3 年 3 月、東京都環境局)

「令和 2 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和 4 年 3 月、東京都環境局)

表 6-37 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所 (世田谷区内)	測定年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル L <sub>10</sub> (dB)			
						測定結果		振動規制法 要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道 311 号環状八号 線 (環八通り)	八幡山二丁目 10 番 2 号	令和 2 年 9 月	6	1	53	55	65	60
7	都道 3 号世田谷町田 線 (世田谷通り)	世田谷一丁目 11 番 18 号	令和 2 年 5 月	2	2	45	38	70	65
17	都道 312 号白金台町 等々力線 (目黒通 り)	等々力四丁目 19 番 18 号	令和 2 年 4 月	4	1	45	38	65	60
19	都道 311 号環状八号 線 (環八通り)	野毛一丁目 5 番	令和 2 年 9 月	6	1	53	52		

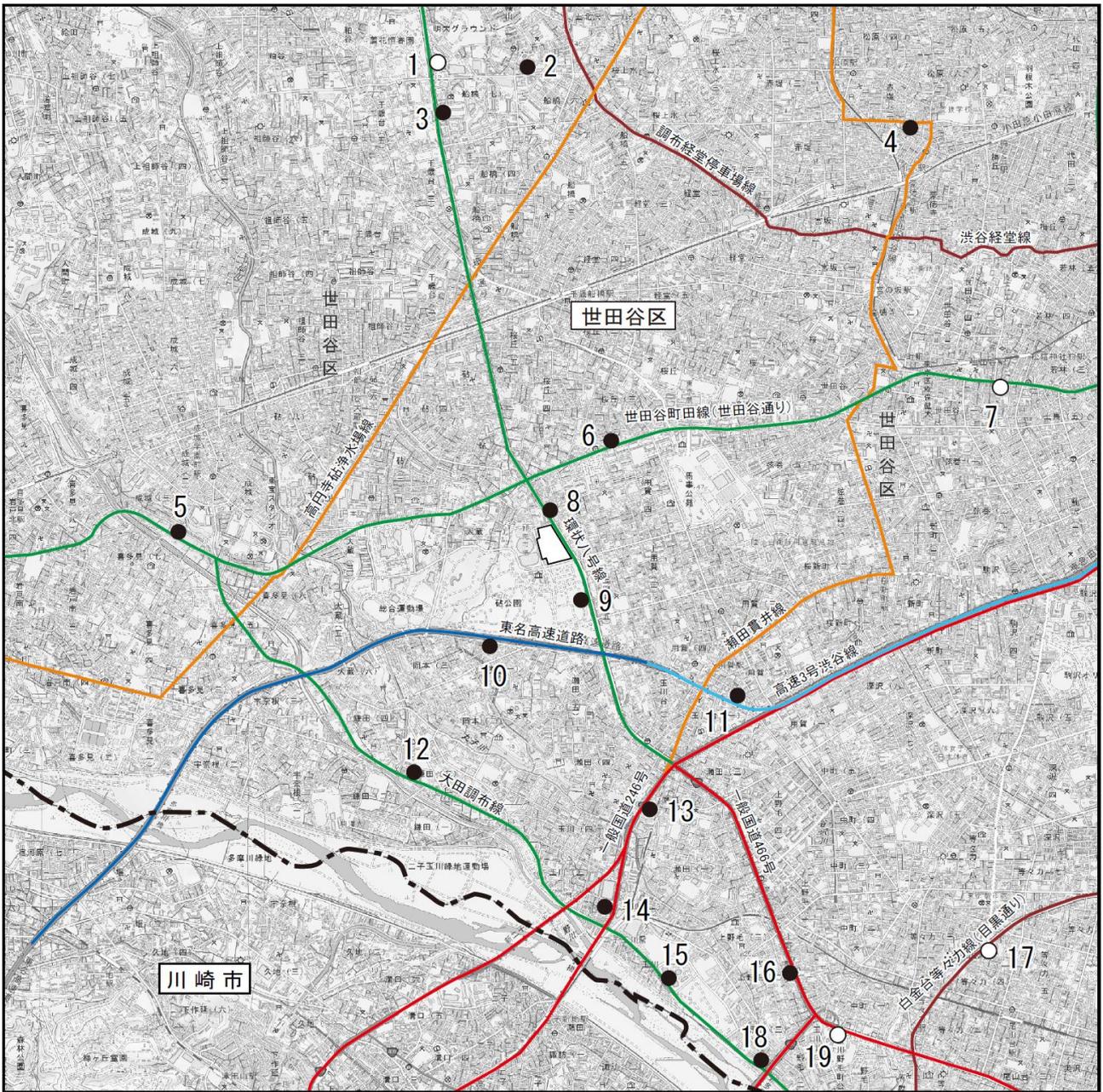
注 1) 区域の区分の 1 は第一種区域を、区域の区分の 2 は第二種区域を表す。区域の区分は、「振動規制法」に基づく当該地点の区域の区分であり、以下のとおり分類される。

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 2) 昼間は、第一種区域では 8:00~19:00、第二種区域では 8:00~20:00、夜間は、第一種区域では 19:00~8:00、第二種区域では 20:00~8:00 を示す。

資料) 「令和 2 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和 4 年 3 月、東京都環境局)



凡例

- : 計画地
- : 騒音測定地点
- : 騒音・振動測定地点
- : 都県界
- : 高速自動車国道
- : 都市高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 特例都道
- : 都道



1:40,000

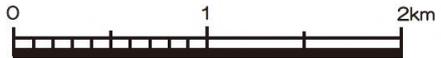


図 6-31 道路交通騒音・振動測定地点

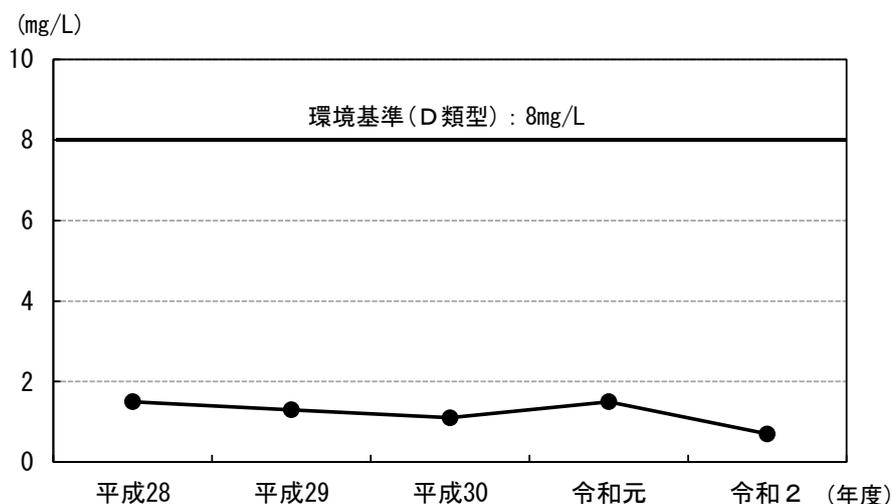
## 6.2.4 水質汚濁

### (1) 河川の状況

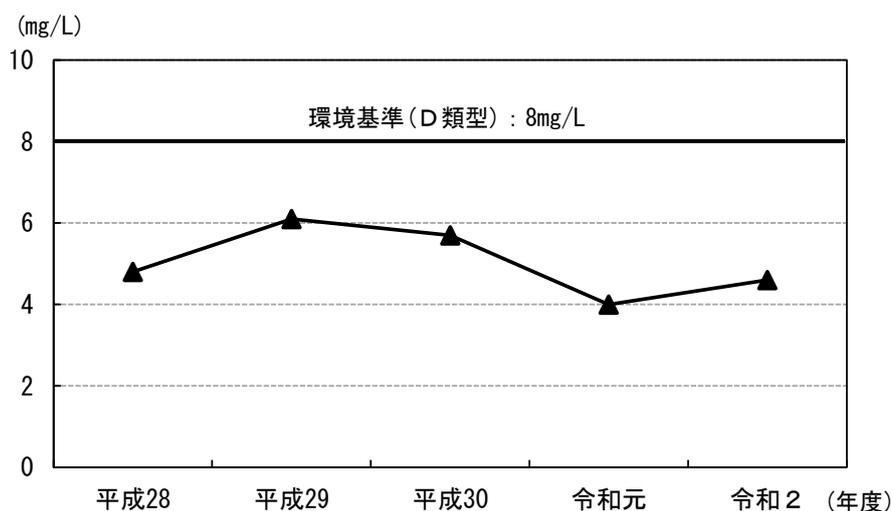
野川、仙川、多摩川、丸子川、谷沢川について、計画地周辺の測定地点を図 6-33 に示す。各測定地点の過去 5 年間の BOD 年間 75% 値の経年変化を図 6-32 に示す。BOD は、環境基準値以下の濃度で推移している。

また、過去 5 年間の水質測定の結果を表 6-38 に示す。野川、仙川の環境基準点における水質は、全ての項目で環境基準を満足しているが、多摩川 2 地点の水質は大腸菌群数が全ての年で環境基準値を上回っている。

1 天神森橋(野川)における BOD(75%値)の経年変化



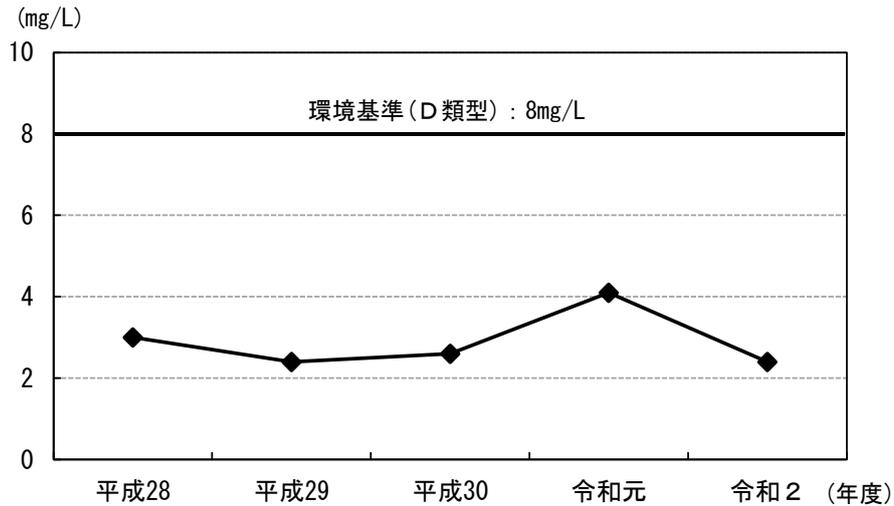
2 鎌田橋(仙川)における BOD(75%値)の経年変化



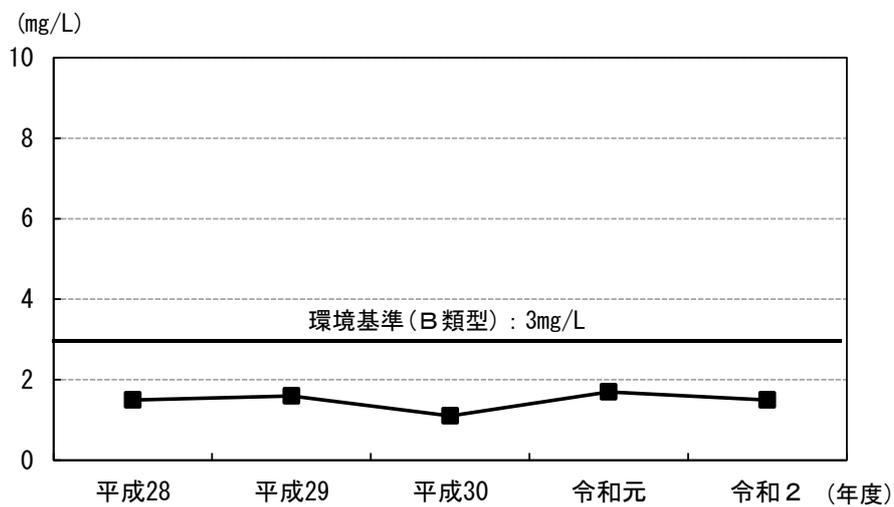
資料)「平成 28～令和 2 年度公共用水域水質測定結果」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

図 6-32(1) BOD (75%値)の経年変化

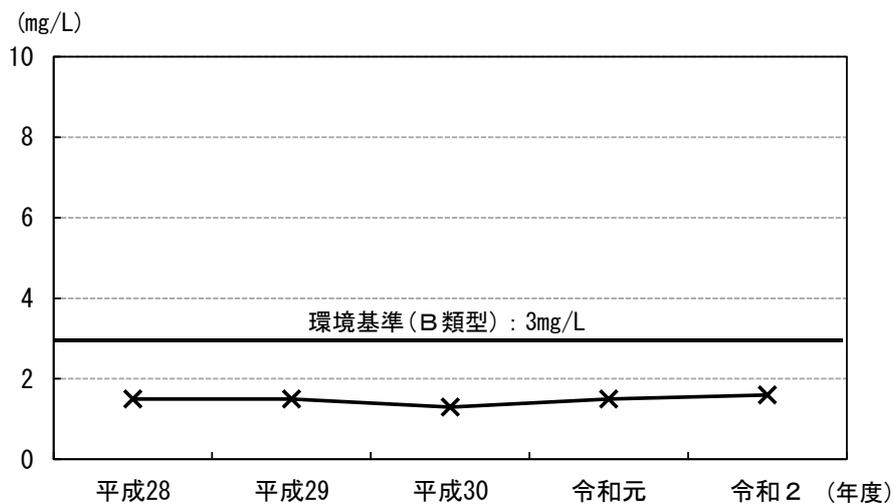
### 3 兵庫橋(多摩川合流点前)(野川)における BOD(75%値)の経年変化



### 4 第三京浜多摩川橋(多摩川)における BOD(75%値)の経年変化



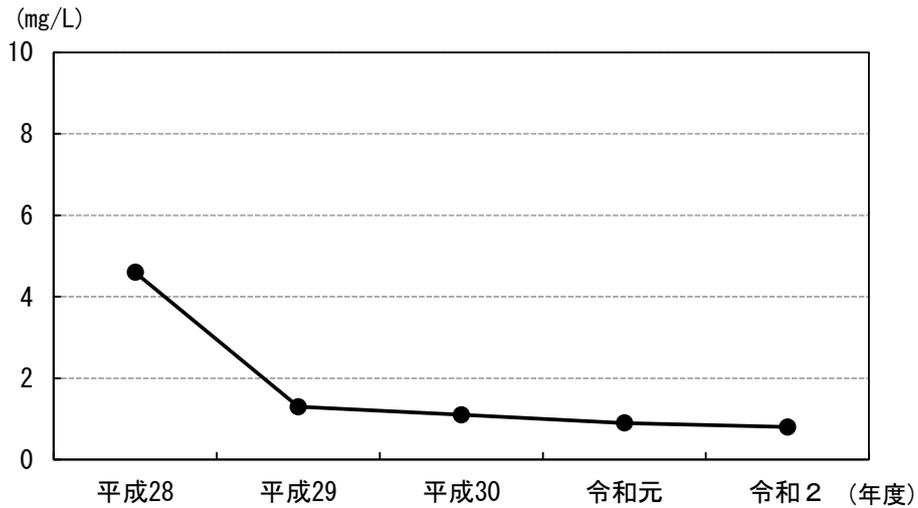
### 5 田園調布堰上(調布取水堰)(多摩川)における BOD(75%値)の経年変化



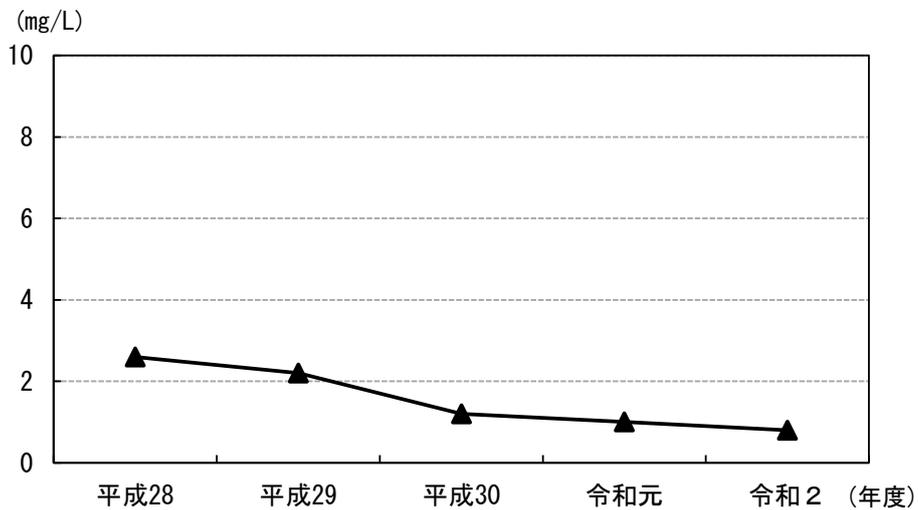
資料)「平成28～令和2年度公共用水域水質測定結果」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

図 6-32(2) BOD(75%値)の経年変化

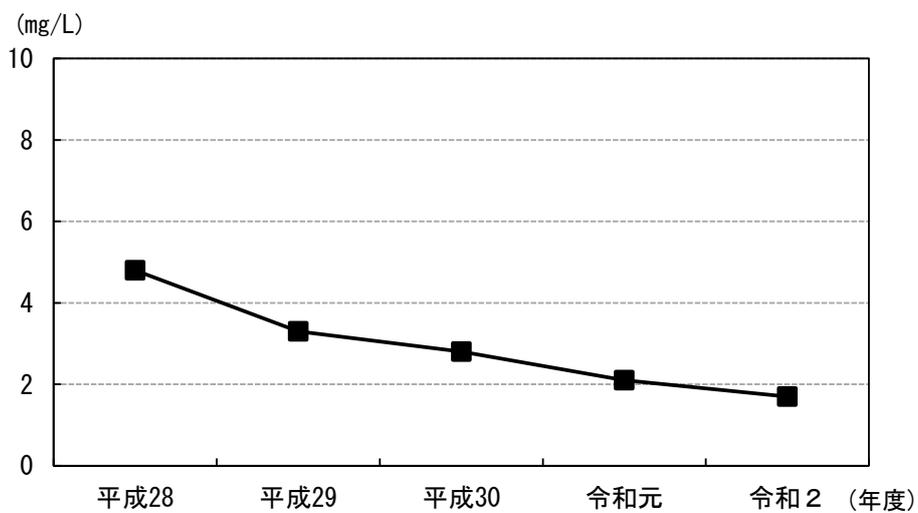
### 6 根河原橋(丸子川)における BOD(75%値)の経年変化



### 7 天神橋(丸子川)における BOD(75%値)の経年変化

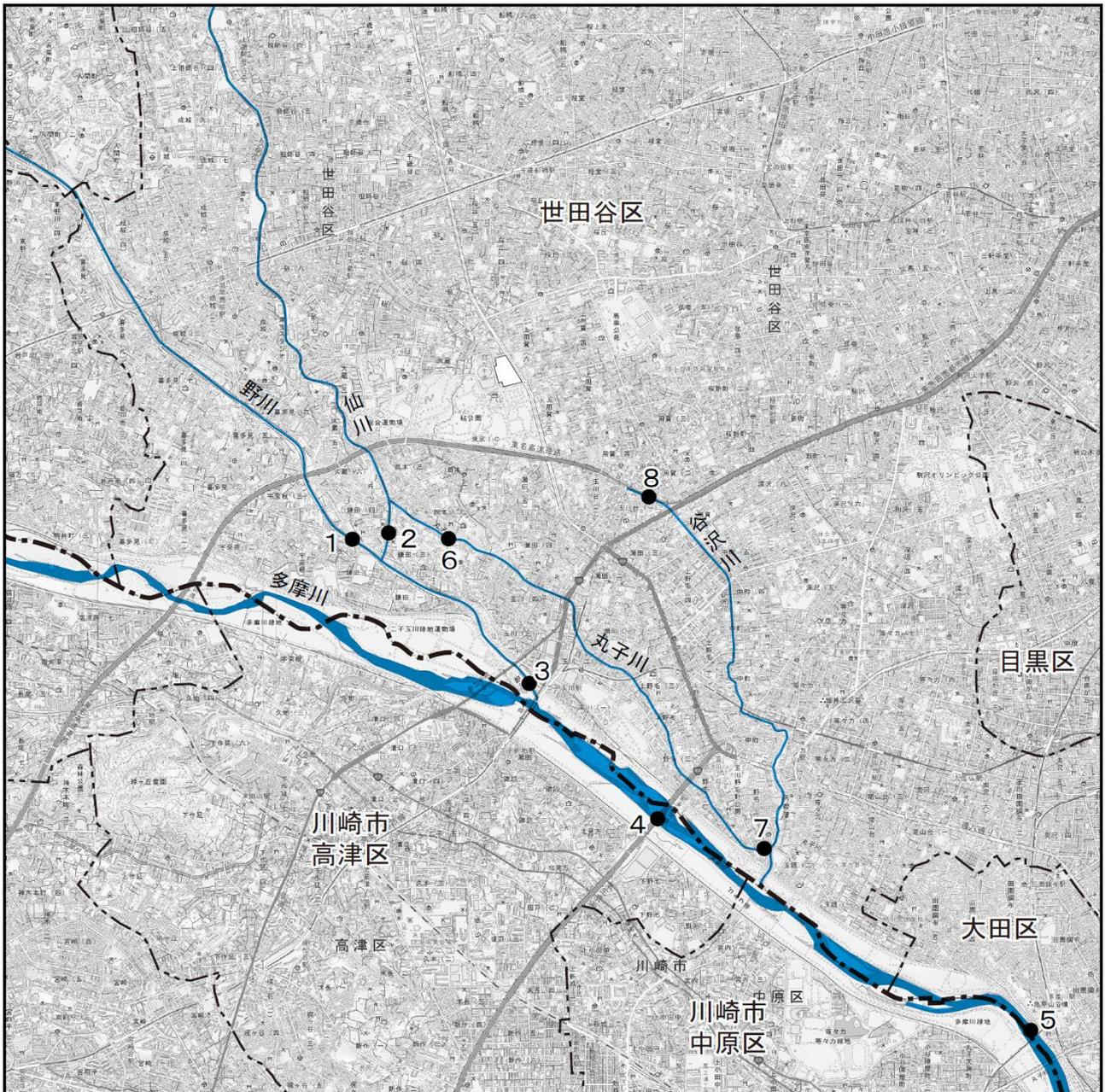


### 8 櫻橋(谷沢川)における BOD(75%値)の経年変化



資料)「平成 28～令和 2 年度河川水質調査結果」(令和 4 年 4 月閲覧、世田谷区ホームページ)

図 6-32 (3) BOD (75%値)の経年変化



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- - - : 市区界
- : 河川

- : 水質測定地点
- 1. 天神森橋(野川)
- 2. 鎌田橋(仙川)
- 3. 兵庫橋(多摩川合流点前)(野川)
- 4. 第三京浜多摩川橋(多摩川)
- 5. 田園調布堰上(調布取水堰)(多摩川)
- 6. 根河原橋(丸子川)
- 7. 天神橋(丸子川)
- 8. 櫻橋(谷沢川)

資料) 「平成28～令和2年度公共用水域水質測定結果」  
 (令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)  
 「平成28～令和2年度河川水質調査結果」  
 (令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)



1:50,000



図 6-33 河川水質測定地点

表 6-38(1) 河川水質測定結果 (野川：天神森橋)

測定項目		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	環境基準
			(D類型)					
生活環境項目	pH	—	7.9	7.9	8.3	8.0	8.0	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	11.7	11.1	11.6	11.0	10.8	2.0 以上
	BOD	mg/L	1.5	1.3	1.1	1.5	0.7	8.0 以下
	COD	mg/L	2.2	3.7	2.6	3.5	2.4	—
	SS	mg/L	3	4	4	4	6	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	—	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	3.3	2.7	2.7	2.9	3.9	—
	全りん	mg/L	0.042	0.042	0.036	0.042	0.035	—
健康項目	カドミウム	mg/L	—	—	—	—	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	—	—	—	—	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	—	—	—	—	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	—	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	—	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.9	2.4	2.5	2.7	3.5	10 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	—	—	1 以下
	ふっ素	mg/L	—	—	—	—	—	0.8 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	0.05 以下	

注 1) BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。

注 2) 令和 4 年 4 月より六価クロムの環境基準は 0.02mg/L 以下に改正され、大腸菌群数は項目から削除、新たに大腸菌数が追加された。

資料) 「平成 28～令和 2 年度 公共用水域水質測定結果」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-38(2) 河川水質測定結果（仙川：鎌田橋）

測定項目		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	環境基準
			(D類型)					
生活環境項目	pH	—	7.8	7.7	7.9	8.0	8.1	6.0以上8.5以下
	DO	mg/L	10.0	9.3	9.5	10.2	10.3	2.0以上
	BOD	mg/L	4.8	6.1	5.7	4.0	4.6	8.0以下
	COD	mg/L	5.7	5.8	5.5	5.6	5.7	—
	SS	mg/L	3	4	3	5	5	100以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	11,000	15,000	10,000	6,800	16,000	—
	全窒素	mg/L	8.8	9.0	8.4	8.7	9.5	—
	全りん	mg/L	0.11	0.08	0.10	0.10	0.10	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	—	ND	—	ND	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	7.2	6.7	7.5	7.1	8.0	10以下
	ほう素	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.05	0.07	1以下
	ふっ素	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.8以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	

注1) BOD及びCODは75%値、その他は年平均値である。

注2) 令和4年4月より六価クロムの環境基準は0.02mg/L以下に改正され、大腸菌群数は項目から削除、新たに大腸菌数が追加された。

注3) 全シアン、PCBの定量限界値未満はND(Not Detected)と表記した。

資料) 「平成28～令和2年度 公共用水域水質測定結果」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-38(3) 河川水質測定結果（野川：兵庫橋（多摩川合流点前））

測定項目		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	環境基準
			(D類型)					
生活環境項目	pH	—	7.6	7.7	7.7	7.6	7.7	6.0以上8.5以下
	DO	mg/L	7.9	8.3	7.5	8.0	8.6	2.0以上
	BOD	mg/L	3.0	2.4	2.6	4.1	2.4	8.0以下
	COD	mg/L	5.1	4.9	5.0	4.9	4.4	—
	SS	mg/L	4	4	4	5	7	100以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	36,000	28,000	52,000	48,000	41,000	—
	全窒素	mg/L	6.7	7.1	7.3	6.9	7.7	—
	全りん	mg/L	0.074	0.057	0.087	0.077	0.065	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
	砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0007	<0.0002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	5.8	6.3	5.8	5.9	6.5	10以下
ほう素	mg/L	0.03	0.04	0.07	0.04	0.02	1以下	
ふっ素	mg/L	0.03	0.03	0.04	0.02	0.03	0.8以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	

注1) BOD及びCODは75%値、その他は年平均値である。

注2) 令和4年4月より六価クロムの環境準値は0.02mg/L以下に改正され、大腸菌群数は項目から削除、新たに大腸菌数が追加された。

注3) 全シアン、PCBの定量限界値未満はND(Not Detected)と表記した。

資料) 「平成28～令和2年度 公共用水域水質測定結果」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-38(4) 河川水質測定結果 (多摩川：第三京浜多摩川橋)

測定項目		単位	平成	平成	平成	令和	令和	環境基準
			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
(B類型)								
生活環境項目	pH	—	7.7	7.8	7.9	7.9	7.9	6.5以上8.5以下
	DO	mg/L	9.3	9.6	9.6	10.0	9.9	5.0以上
	BOD	mg/L	1.5	1.6	1.1	1.7	1.5	3.0以下
	COD	mg/L	4.1	4.0	3.7	3.6	3.5	—
	SS	mg/L	4	3	3	3	4	25以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	14,000	16,000	8,800	18,000	21,000	5,000以下
	全窒素	mg/L	4.5	4.4	4.6	4.3	4.8	—
	全りん	mg/L	0.31	0.29	0.31	0.24	0.23	—
健康項目	カドミウム	mg/L	—	—	—	—	—	0.003以下
	全シアン	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	—	—	—	—	—	0.01以下
	六価クロム	mg/L	—	—	—	—	—	0.05以下
	砒素	mg/L	—	—	—	—	—	0.01以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	—	—	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	0.002以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	0.006以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01以下
	セレン	mg/L	—	—	—	—	—	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.1	4.2	3.5	3.9	4.0	10以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	—	—	1以下
	ふっ素	mg/L	—	—	—	—	—	0.8以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	0.05以下	

注1) BOD及びCODは75%値、その他は年平均値である。

注2) 令和4年4月より六価クロムの環境準値は0.02mg/L以下に改正され、大腸菌群数は項目から削除、新たに大腸菌数が追加された。

資料) 「平成28～令和2年度 公共用水域水質測定結果」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-38(5) 河川水質測定結果（多摩川：田園調布堰上（調布取水堰））

測定項目		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	環境基準
			(B類型)					
生活環境項目	pH	—	7.9	7.9	7.9	7.8	7.9	6.5以上8.5以下
	DO	mg/L	9.2	9.2	8.5	9.0	9.3	5.0以上
	BOD	mg/L	1.5	1.5	1.3	1.5	1.6	3.0以下
	COD	mg/L	4.0	4.1	3.4	3.4	3.2	—
	SS	mg/L	4	4	3	4	3	25以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	19,000	17,000	9,900	23,000	24,000	5,000以下
	全窒素	mg/L	4.4	4.4	4.5	4.1	4.4	—
	全りん	mg/L	0.30	0.28	0.29	0.24	0.23	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
	砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.0	4.1	3.3	3.7	3.9	10以下
	ほう素	mg/L	0.05	0.05	0.09	0.06	0.02	1以下
	ふっ素	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.8以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	

注1) BOD及びCODは75%値、その他は年平均値である。

注2) 令和4年4月より六価クロムの環境基準は0.02mg/L以下に改正され、大腸菌群数は項目から削除、新たに大腸菌数が追加された。

注3) 全シアン、PCBの定量限界値未満はND(Not Detected)と表記した。

資料) 「平成28～令和2年度 公共用水域水質測定結果」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-38(6) 河川水質測定結果（丸子川：根河原橋）

測定項目		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活環境項目	pH	—	7.6	7.8	7.7	8.0	7.8
	DO	mg/L	9.5	9.5	9.1	9.4	9.1
	BOD	mg/L	4.6	1.3	1.1	0.9	0.8
	COD	mg/L	2.0	2.6	2.3	2.5	2.2
	SS	mg/L	2	4	1	5	4
	全窒素	mg/L	3.88	4.21	3.90	4.31	4.22
	全りん	mg/L	0.011	0.012	0.015	0.024	0.022

注) BOD及びCODは75%値、その他は年平均値である。

資料) 「平成28～令和2年度 河川水質調査結果」

(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

表 6-38(7) 河川水質測定結果（丸子川：天神橋）

測定項目		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活環境項目	pH	—	8.6	8.4	8.6	8.5	8.6
	DO	mg/L	13.1	13.1	13.7	14.5	13.3
	BOD	mg/L	2.6	2.2	1.2	1.0	0.8
	COD	mg/L	2.0	2.0	2.6	2.6	2.1
	SS	mg/L	3	1	<1	2	1
	全窒素	mg/L	2.85	3.40	2.84	3.28	3.15
	全りん	mg/L	0.012	0.011	0.016	0.023	0.022

注) BOD及びCODは75%値、その他は年平均値である。

資料) 「平成28～令和2年度 河川水質調査結果」

(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

表 6-38(8) 河川水質測定結果（谷沢川：櫻橋）

測定項目		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活環境項目	pH	—	7.6	7.7	7.8	8.0	8.1
	DO	mg/L	8.4	8.6	8.9	9.6	10.0
	BOD	mg/L	4.8	3.3	2.8	2.1	1.7
	COD	mg/L	4.0	4.3	5.0	4.3	2.9
	SS	mg/L	2	3	1	6	4
	全窒素	mg/L	6.43	6.54	5.80	3.96	2.06
	全りん	mg/L	0.060	0.068	0.088	0.135	0.068

注) BOD及びCODは75%値、その他は年平均値である。

資料) 「平成28～令和2年度 河川水質調査結果」

(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

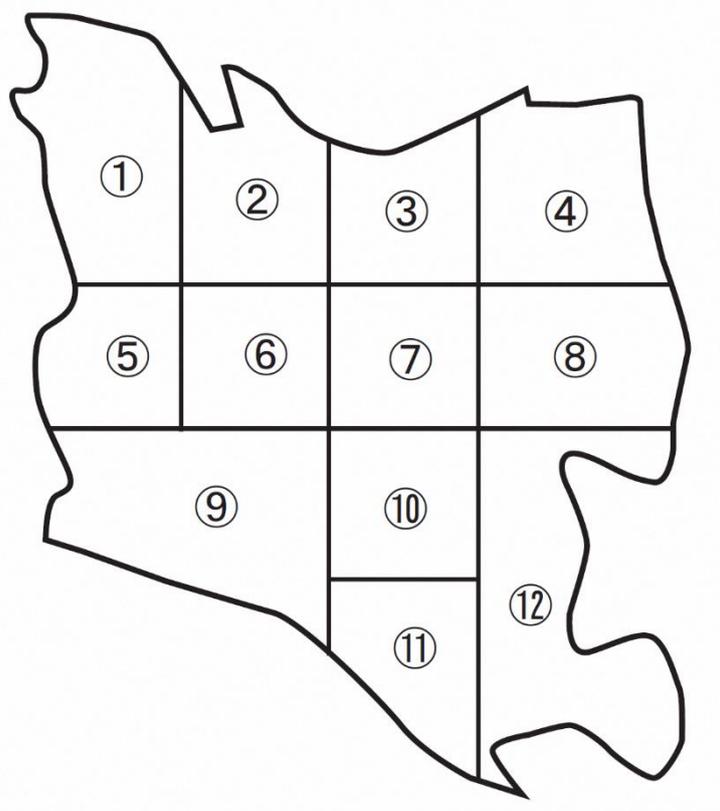
## (2) 地下水の状況

東京都では、都内全域の地下水の水質調査を実施している。このうち、計画地の位置する世田谷区内における概況調査の測定ブロックを図 6-34 に示す。

世田谷区の測定ブロック（全 12 ブロック）では、毎年 3 ブロックで測定されており、4 年で全ブロックを測定する。計画地は⑨の地域に該当する。

なお、各ブロック内での測定地点は公開されていない。

測定結果を表 6-39 に示す。測定結果によると、世田谷区内では全地点において全項目が環境基準を下回っている。



資料) 「東京の地下水調査結果」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

図 6-34 地下水質測定地点

表 6-39 地下水質測定結果：環境基準項目（概況調査）

測定地点		単位	世田谷区（地点は非公表）					環境基準
測定年度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
環境基準項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.003	<0.003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	P C B	mg/L	ND	—	ND	ND	ND	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	—	<0.0002	0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0007	<0.0004	0.04 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0005	<0.0002	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	4.3	<0.03	0.21	8.1	10 以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.03	4.3	<0.02	0.2	8.1	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	—
	ふっ素	mg/L	0.06	<0.02	0.04	0.05	<0.02	0.8 以下
	ほう素	mg/L	<0.01	0.02	<0.01	0.01	0.03	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.024	—	—	0.020	1 以下	

注 1) 世田谷区内の 3 地点のうち、調査項目が最も多い地点、項目数が同じ場合は測定値が高い項目の多い地点を掲載した。

注 2) 令和 4 年 4 月より六価クロムの環境基準値は 0.02mg/L 以下となっている。

注 3) 全シアン、PCB の定量限界値未満は ND (Not Detected) と表記した。

資料) 「東京の地下水質調査結果」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「ダイオキシン類調査結果」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

## 6.2.5 土壌汚染

### (1) 計画地周辺における要措置区域等

計画地の位置する世田谷区における土壌汚染対策法に係る指定区域を表 6-40 に、その要措置区域等の位置を図 6-35 にそれぞれ示す。

表 6-40 土壌汚染対策法に係る要措置区域等

指定の種類	図 No.	指定年月日	指定番号	指定区域が存在する場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
要措置区域	1	平成 30 年 10 月 30 日 令和元年 6 月 21 日	指-1018 号	上用賀一丁目 203 番 1 の一部	200m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物、 六価クロム化合物、 砒素及びその化合物
要措置区域	2	令和 4 年 3 月 9 日	指-1292 号	玉川台一丁目 764 番 1 の一部	87.0m <sup>2</sup>	テトラクロロエチ レン
形質変更時 要届出区域	3	平成 25 年 3 月 14 日 平成 25 年 7 月 3 日 平成 27 年 4 月 15 日	指-365 号	大蔵五丁目 2876 番、 2875 番 3 の全部、 2874 番 1、2875 番 1、 同番 4、2877 番、5000 番 57、5000 番 59、49 番 3 の各一部	2,279.6m <sup>2</sup>	セレン及びその化 合物、鉛及びその化 合物、砒素及びその 化合物、ふっ素及び その化合物
形質変更時 要届出区域	4	平成 30 年 10 月 30 日 令和元年 6 月 21 日	指-1017 号	上用賀一丁目 203 番 1、203 番 3、203 番 4、203 番 5	2,451m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物、 水銀及びその化合 物、セレン及びその 化合物
形質変更時 要届出区域	5	令和元年 6 月 5 日	指-1073 号	大蔵六丁目 270 番 6 の一部	71.3m <sup>2</sup>	ふっ素及びその化 合物

資料)「要措置区域等の指定状況」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

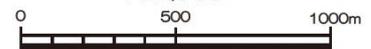


凡 例

- : 計画地
- - - : 都県界
- ⋯⋯ : 土壌汚染対策に係る要措置区域等



1:25,000



資料) 「要措置区域等の指定状況」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

図 6-35 計画地周辺の土壌汚染対策法に係る要措置区域等の位置

### 6.2.6 地盤

計画地周辺の地盤高の推移を表 6-41 に示す。

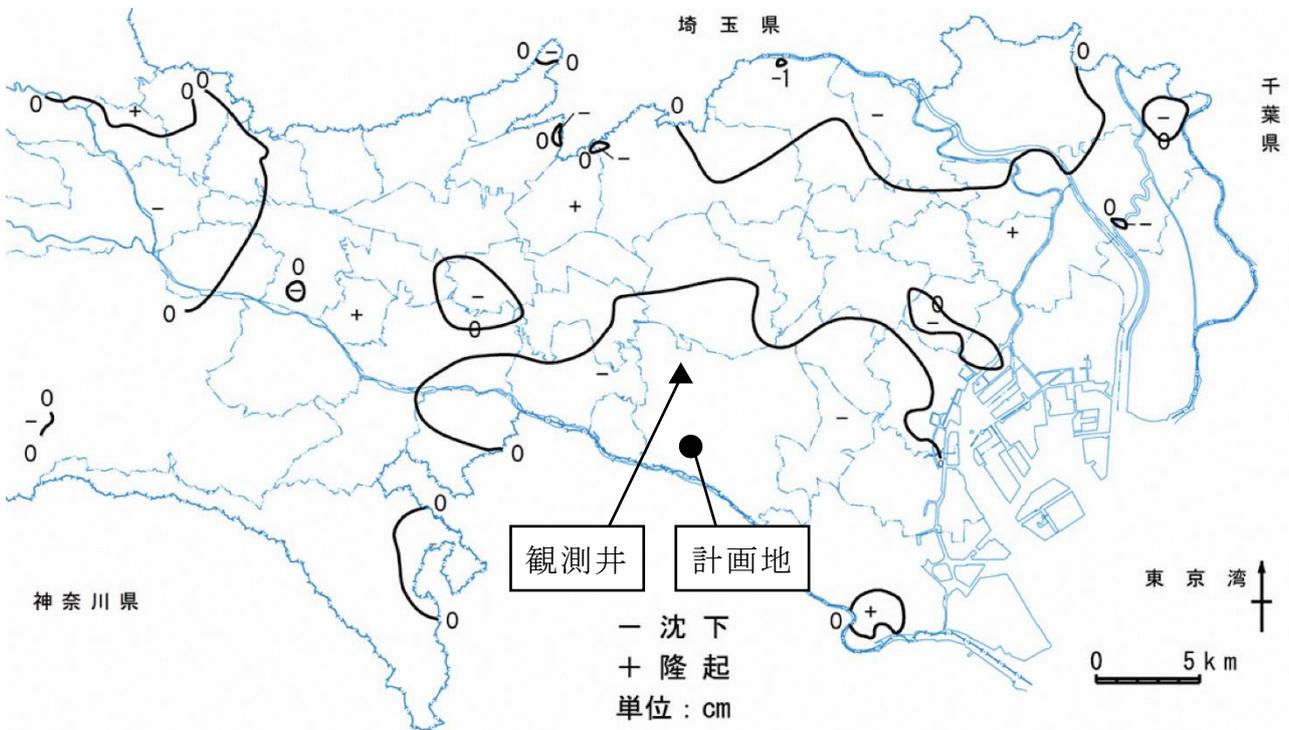
「水準基標測量成果表」（東京都土木技術支援・人材育成センター）によると、計画地の周辺では「大蔵三丁目6」で経年的に測量されており、平成 28 年から令和 3 年までの累積変動量は+3.1mm である。

東京都における令和 2 年の地盤変動量を図 6-36 に示す。

表 6-41 地盤高の推移

所在地	東京湾平均海面 (T.P. m)					前年からの変動量(mm)				
	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
大蔵三丁目 6	40.2878	40.2905	40.2899	40.2953	40.2899	1.0	2.7	-0.6	5.4	-5.4

資料) 「水準基標測量成果表」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ)



資料) 「令和 2 年地盤沈下調査報告書」(令和 4 年 4 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)

図 6-36 地盤変動量図 (令和 2 年)

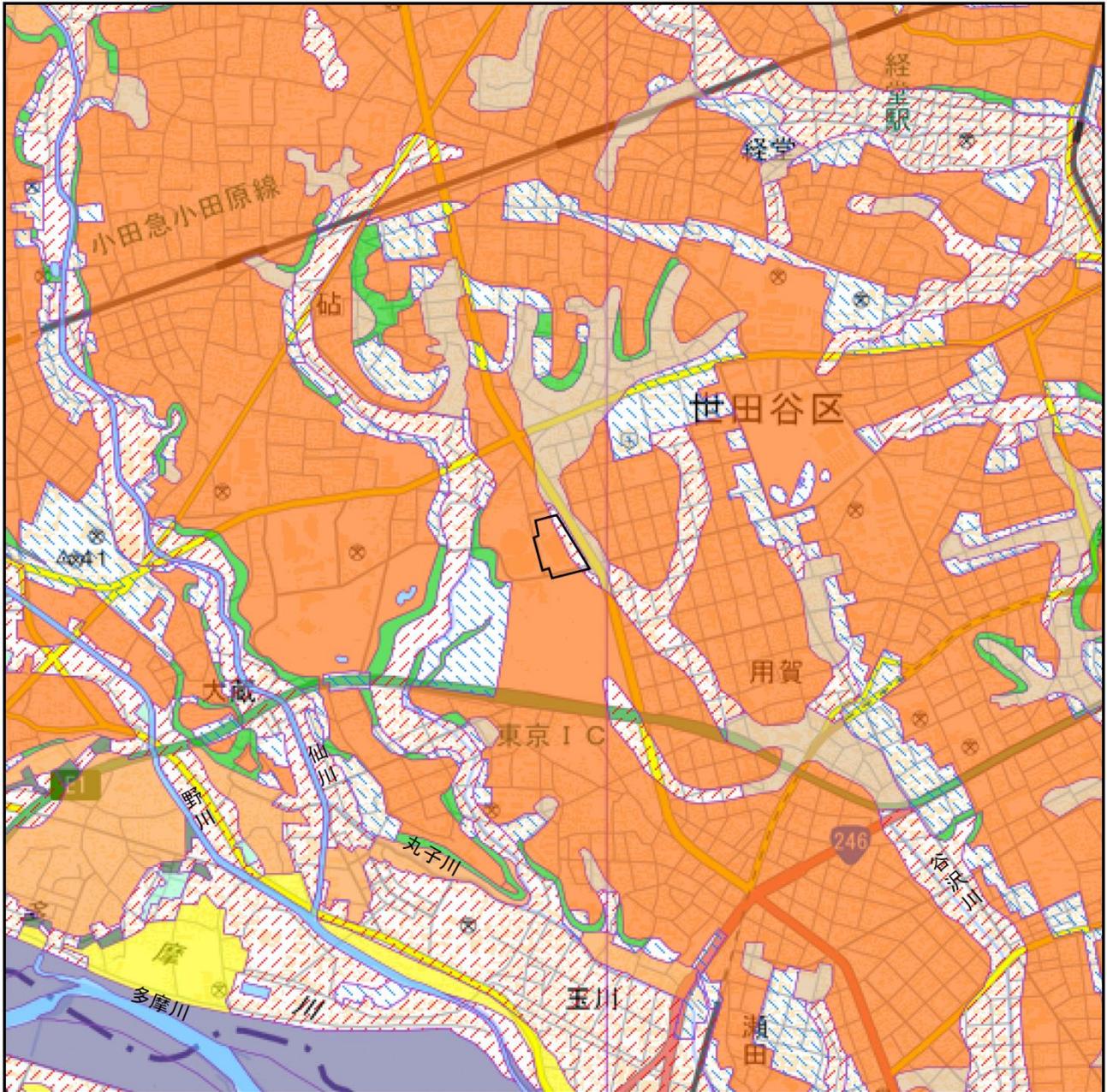
### 6.2.7 地形・地質

計画地及びその周辺地域の地形分類図を図 6-37 に示す。計画地と周辺の地形は、完新世段丘や盛土地・埋立地となっている。

計画地及び周辺地域の地質断面図を図 6-38 に、現施設の建設時に実施したボーリング調査結果を整理した地質柱状図及び位置図を図 6-39 に示す。

計画地の地質は、表層の盛土層以下に、立川及び武蔵野ローム層、下末吉凝灰質粘性土層、武蔵野砂礫層、東京粘性土層、東京砂礫層、上総粘性土層群が堆積する。

なお、「日本の地形レッドデータブック第 1 集—危機にある地形—」（平成 12 年 12 月、古今書院）、「日本の地形レッドデータブック第 2 集—危機にある地形—」（平成 14 年 3 月、古今書院）によれば、計画地及びその周辺地域には重要な地形はない。計画地の位置する世田谷区に登録されている天然記念物に該当するような地形・地質もない。



凡例

- |   |          |   |                 |
|---|----------|---|-----------------|
|  | : 計画地    |  | : 天井川・天井川沿いの微高地 |
|  | : 都界     |  | : 谷底平野・氾濫平野     |
|  | : 山地斜面等  |  | : 高水敷・低水敷・浜湿地   |
|  | : 完新世段丘  |  | : 河川・水涯線及び水面旧水部 |
|  | : 自然堤防   |  | : 切土地           |
|  | : 凹地・浅井谷 |  | : 盛土地・埋立地       |

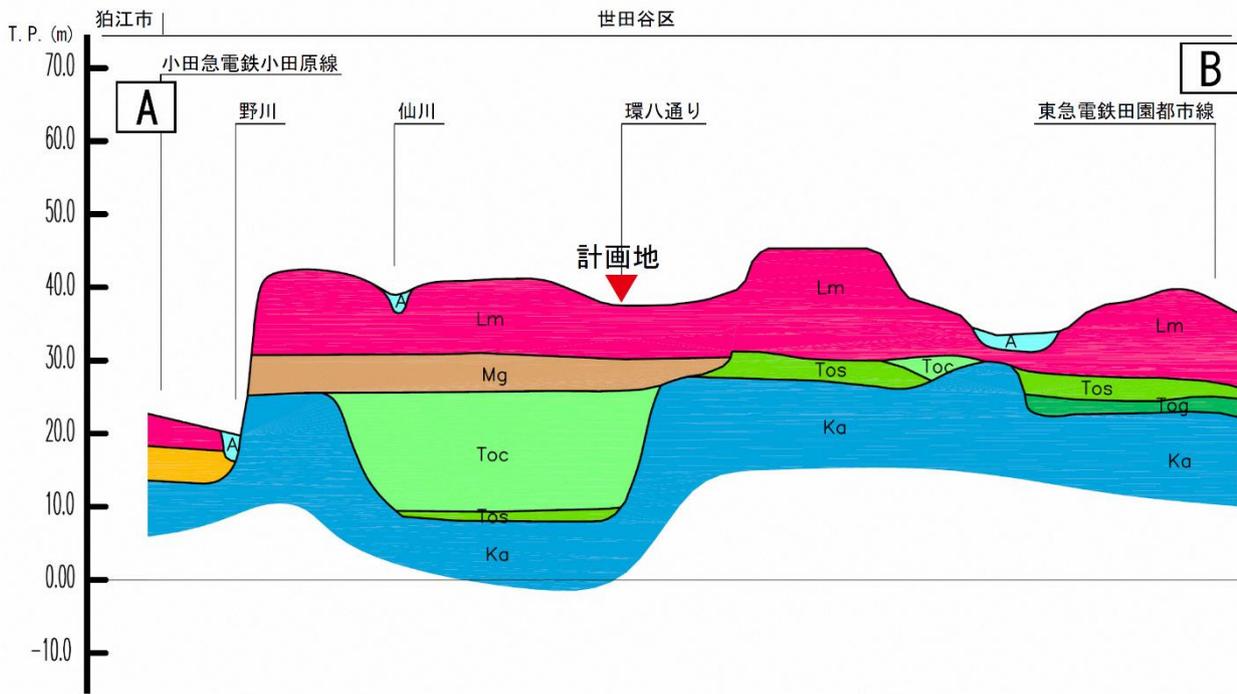
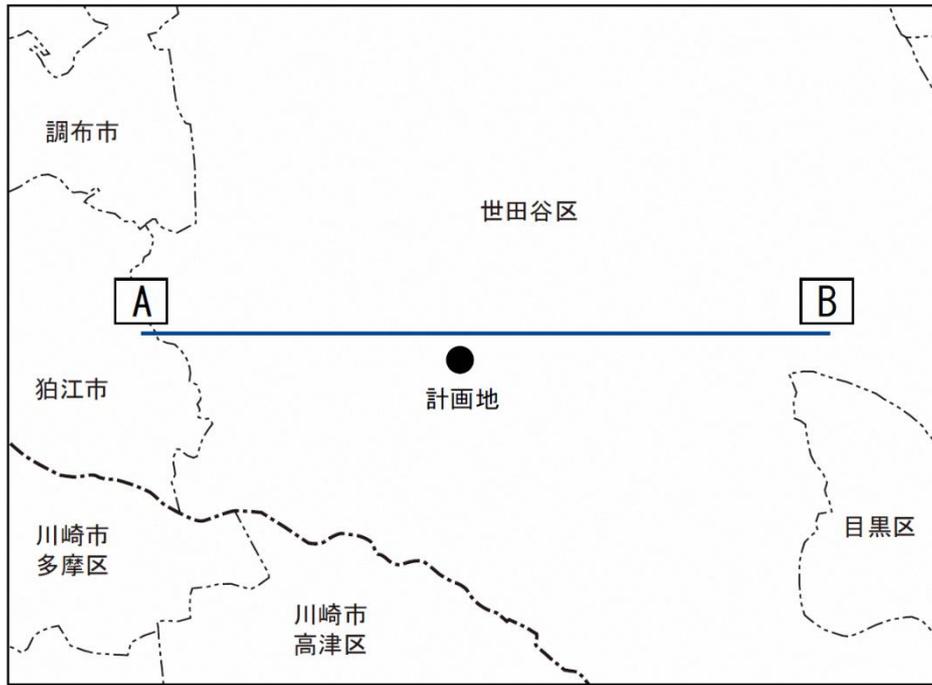


1:25,000



資料) 「数値地図」 (令和4年4月閲覧、国土地理院ホームページ)

図 6-37 計画地周辺の地形分類図



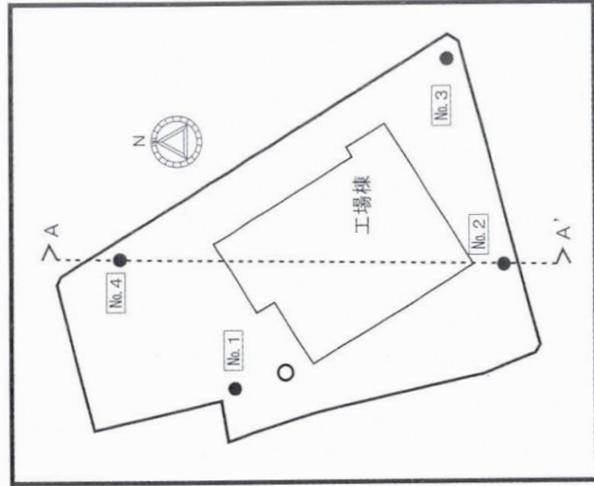
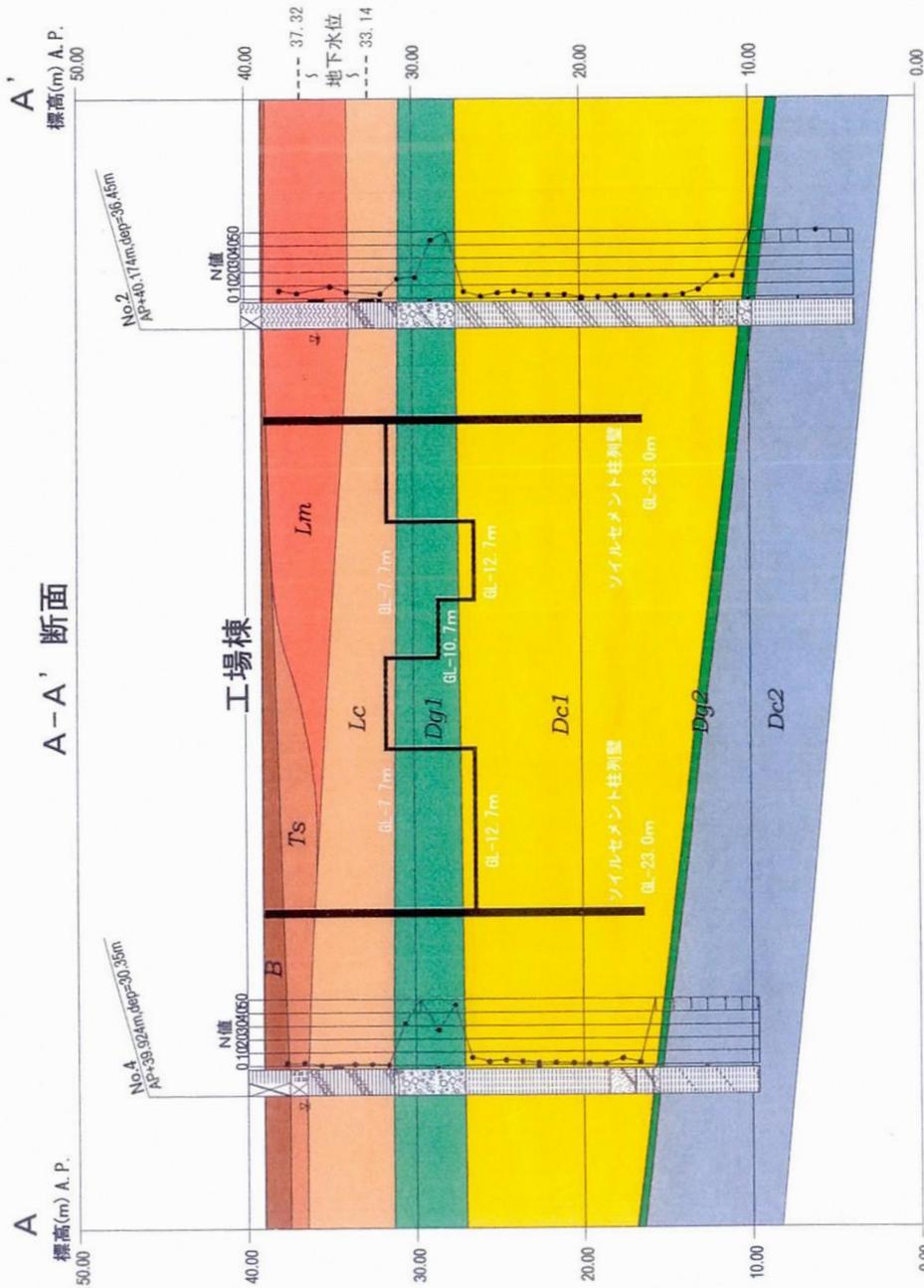
沖積層	粘土・砂・礫	A	東京層	粘土	Toc
立川・武蔵野・下末吉 ・多摩ローム層	ローム・凝灰質粘土	Lm	東京層	砂	Tos
武蔵野礫層	砂礫	Mg	東京礫層	砂礫	Tog
上総層群	泥岩・砂岩・礫岩	Ka			

資料) 土地分類基本調査 (垂直調査) 地質断面図  
 (令和4年4月閲覧、国土交通省国土制作局国土情報課ホームページ)

図 6-38 計画地周辺の地質断面図

凡例

記号	地層区分	土質区分
B	盛土層	盛土層
Ts	盛土・表土層	盛土・表土層
Lm	立川及び武蔵野層	口一ム層
Lc	下末吉層	凝灰質粘性土層
Dg1	武蔵野層	洪積第1砂礫層
Dc1	東京層	洪積第1粘性土層
Dg2		洪積第2砂礫層
Dc2	上総層群	洪積第2粘性土層



資料) 環境影響評価書 - 世田谷清掃工場建替事業 - (平成 14 年 7 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

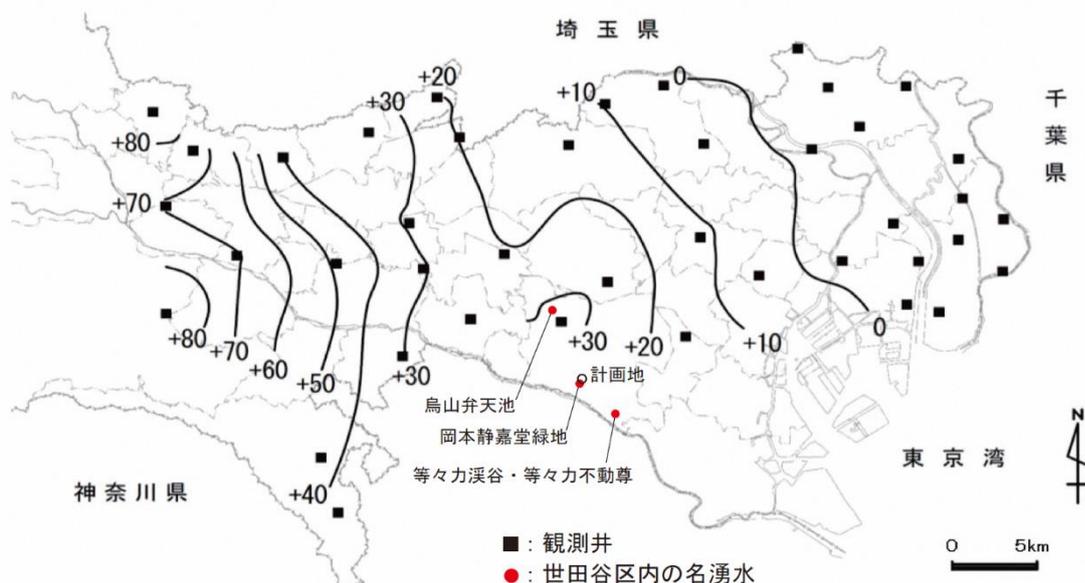
図 6-39 計画地の地質柱状図及び位置図

## 6.2.8 水循環

計画地及びその周辺地域を流れる一級河川には、多摩川、野川、仙川、丸子川、谷沢川がある（表 6-12、p. 55、図 6-12、p. 56 参照）。

また、区部及び多摩地域東部における被圧地下水の状況を図 6-40 に示す。

地下水の一部は湧水として地表に湧出しているが、「東京の湧水マップ 平成 30 年度調査」（平成 31 年 3 月、東京都環境局）によると、計画地の位置する世田谷区には湧水地点は 31 か所ある。そのうち、東京の名湧水(東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成 15 年に選定した湧水)には 3 か所が選定されている。「東京都の代表的な湧水」（環境省ホームページ）によると、世田谷区には 6 か所の湧水地点がある。また、計画地周辺には表 6-42 及び図 6-41 に示すとおり 14 か所の湧水地点があり、その多くが国分寺崖線に位置している。



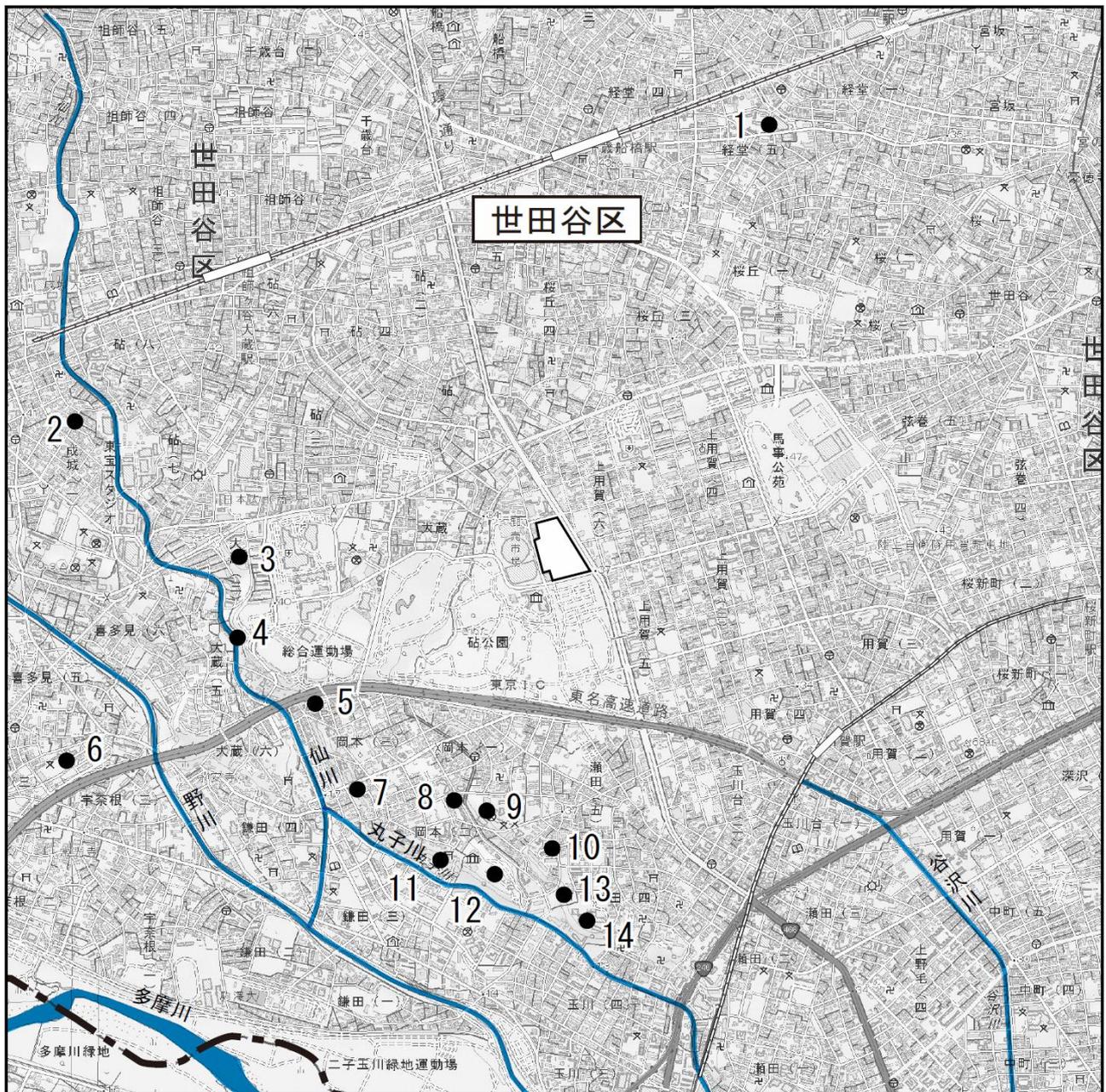
資料)「令和 2 年地盤沈下調査報告書」(令和 3 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)

図 6-40 被圧地下水位等高線図 (令和 2 年末)

表 6-42 計画地周辺の湧水

図 No.	湧水	地点（世田谷区内）	出典
1	民家	経堂五丁目	2
2	民家	成城一丁目	2
3	大蔵三丁目公園	大蔵三丁目 2 番	1, 2
4	総合運動場崖下	大蔵四丁目 4 番	2
5	東名脇	岡本三丁目 25 番	2
6	民家	喜多見三丁目	2
7	玉川幼稚園	岡本三丁目 35 番	2
8	民家	岡本二丁目	2
	岡本わきみず緑地	岡本二丁目	2
9	聖ドミニコ学園	岡本一丁目 10 番	2
10	岡本緑地	岡本一丁目 3 番	2
11	岡本公園	岡本二丁目 31 番	2
12	岡本静嘉堂緑地	岡本二丁目 23 番	1, 2, 3
13	瀬田四丁目広場	瀬田四丁目 41 番	2
14	日産厚生会玉川病院	瀬田四丁目 8 番	2

資料) 1: 「東京都の代表的な湧水」(令和 4 年 4 月閲覧、環境省ホームページ)  
 2: 「東京の湧水マップ 平成 30 年度調査」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局)  
 3: 「東京の名湧水 57 選」(令和 4 年 4 月閲覧、東京都環境局ホームページ)



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- ≡≡ : 私鉄線
- : 一級河川
- : 湧水地点



1:25,000



資料) 「東京都の代表的な湧水」(令和4年4月閲覧、環境省ホームページ)  
 「東京の湧水マップ 平成30年度調査」(令和4年4月閲覧、東京都環境局)  
 「東京の名湧水57選」(令和4年4月閲覧、東京都環境局ホームページ)

図 6-41 計画地周辺の湧水位置図

計画地の位置する世田谷区における一定規模以上の揚水施設(揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設)による地下水揚水量を表6-43に示す。世田谷区内の揚水量は全体で412m<sup>3</sup>/日であり、そのうち工場が56m<sup>3</sup>/日、指定作業場等が346m<sup>3</sup>/日、上水道等が10m<sup>3</sup>/日となっている。

表 6-43 地下水揚水状況 (世田谷区、令和2年)

事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m <sup>3</sup> /日)
工場	2	2	56
指定作業場等	49	59	346
上水道等	15	15	10
合計	66	76	412

資料)「令和2年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」  
(令和4年4月、東京都環境局)

計画地内には非常用水源として表6-44に示す井戸があり、災害時等には一時的に井戸水を使用する。

なお、月に一回、点検のため揚水ポンプの動作確認を30分程度行っている。

表 6-44 井戸の仕様

揚水設備の構造	深度(地表面下)	142.8m
	側管口径	200mm
揚水機	深井戸用水中ポンプ	1基
	揚水能力	0.4m <sup>3</sup> /分
	吐出口断面積	33.1cm <sup>2</sup> (65A)

## 6.2.9 生物・生態系

文献調査において、生息・生育が確認された種数及び注目すべき種の種数を表 6-45 に、主な注目すべき種を表 6-46 に、使用された文献資料を表 6-47 に示す。同調査で確認された世田谷区の 3,511 種のうち、「環境省レッドリスト」及び「東京都の保護上重要な野生生物種」のいずれかに該当する種は 290 種である。

計画地及びその周辺地域における現存植生図を図 6-42 に示す。

「自然環境保全基礎調査植生図」（令和 4 年 4 月閲覧、環境省生物多様性センターホームページ）によると、計画地とその周辺地域は主に市街地が占め、南側の砧公園は残存・植栽樹群をもった公園、芝地となっている。

表 6-45 確認種数及び注目すべき種の種数

項目	確認種数	注目すべき種の種数
哺乳類	9 種	4 種
鳥 類	261 種	118 種
両生類・爬虫類	15 種	12 種
昆虫類	2,009 種	68 種
魚類	23 種	11 種
底生動物	162 種	12 種
植 物	1,032 種	65 種
合 計	3,511 種	290 種

注) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省版レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月、環境省）

東京都：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版～レッドデータブック東京 2013（区部）」（平成 25 年 5 月、東京都環境局）

資料) 「生きものつながる世田谷プラン」（令和 4 年 4 月閲覧、世田谷区ホームページ）

表 6-46(1) 主な注目すべき種

項目	種名	注目すべき種			
		環境省	東京都		
			区部	北多摩	本土部
哺乳類	アズマモグラ		*		
	ハタネズミ		NT	NT	
	アカネズミ		*		
	アナグマ		EX	NT	
鳥類	キジ		EN	NT	NT
	オシドリ	DD	EN	VU	VU
	コアジサシ	VU	EN	CR	EN
	トビ		NT		NT
	オオタカ	NT	EN	VU	VU
両生類・爬虫類	アズマヒキガエル		VU	VU	NT
	ニホンアマガエル		EN	VU	NT
	ニホンアカガエル		EN	EN	EN
	ニホンヤモリ		VU	*	NT
	ヒガシニホントカゲ		CR+EN	VU	VU
	ニホンカナヘビ		CR+EN	VU	VU
	シマヘビ		CR	VU	VU
	ヒバカリ		VU	VU	VU
魚類	ゲンゴロウブナ	EN			
	ドジョウ	NT	DD	DD	DD
	ミナミメダカ	VU	CR	CR	CR
昆虫類	モノサシトンボ		NT	VU	NT
	ハグロトンボ		VU		
	ミヤマアカネ		EN	NT	VU
	リスアカネ		NT	NT	NT
	リングクロカスミカメ	NT			
	オオアメンボ		EN	NT	NT
	イトアメンボ	VU	EX	EX	EX
	ヤマトクロスジヘビトンボ		CR	NT	NT
	ギンイチモンジセセリ	NT	VU	NT	NT
	アカシジミ		VU		
	ウラナミアカシジミ		VU		
	コシロシタバ	NT	VU	NT	NT
	オオクワガタ	VU	EX	CR	CR
	ヒラタクワガタ		VU	NT	NT
	ウバタマムシ		VU	NT	NT
モンズズメバチ	DD				
底生動物	スジエビ		*	*	*
	サワガニ		*	*	*
	モクズガニ		*	*	*
	ゲンジボタル		EN	NT	NT

注 1) 「生きものつながる世田谷プラン 巻末資料 2 文献調査」に記載されている種のみを掲載している。

注 2) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省版レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月、環境省）

[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧

東京都（区部、北多摩、本土部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020 年版～東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」（令和 3 年 4 月、東京都環境局）

[EX]絶滅種、[CR+EN]絶滅危惧 I 類、[CR]絶滅危惧 I A 類、

[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧、

[DD]情報不足、[\*]留意種

資料) 「生きものつながる世田谷プラン」（令和 4 年 4 月閲覧、世田谷区ホームページ）

表 6-46(2) 主な注目すべき種

項目	種名	注目すべき種			
		環境省	東京都		
			区部	北多摩	本土部
植物	アスカイノデ		VU	NT	VU
	アイアスカイノデ		VU	VU	VU
	ハンゲショウ		EN		EN
	ウマノスズクサ		VU	VU	VU
	タマノカンアオイ	VU	CR	EN	EN
	ショウブ		VU	NT	NT
	カタクリ		VU	VU	VU
	ホトトギス		DD	VU	VU
	アマナ		VU	VU	VU
	エビネ	NT	CR	VU	NT
	キンラン	VU	VU	NT	NT
	ササバギンラン		VU	NT	NT
	ニリンソウ		EN	NT	NT
	ハンノキ		VU	VU	VU
	カワラナデシコ		EX	EN	EN
	カワヂシャ	NT	VU	VU	VU
	ミゾホオズキ			VU	NT
	キキョウ	VU	EX	DD	CR
オミナエシ		EX	DD	EN	

注 1) 「生きものつながる世田谷プラン 巻末資料 2 文献調査」に記載されている種のみを掲載している。

注 2) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省版レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月、環境省）

[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧

東京都（区部、北多摩、本土部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020 年版～東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」（令和 3 年 4 月、東京都環境局）

[EX]絶滅種、[CR+EN]絶滅危惧 I 類、[CR]絶滅危惧 I A 類、

[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧、

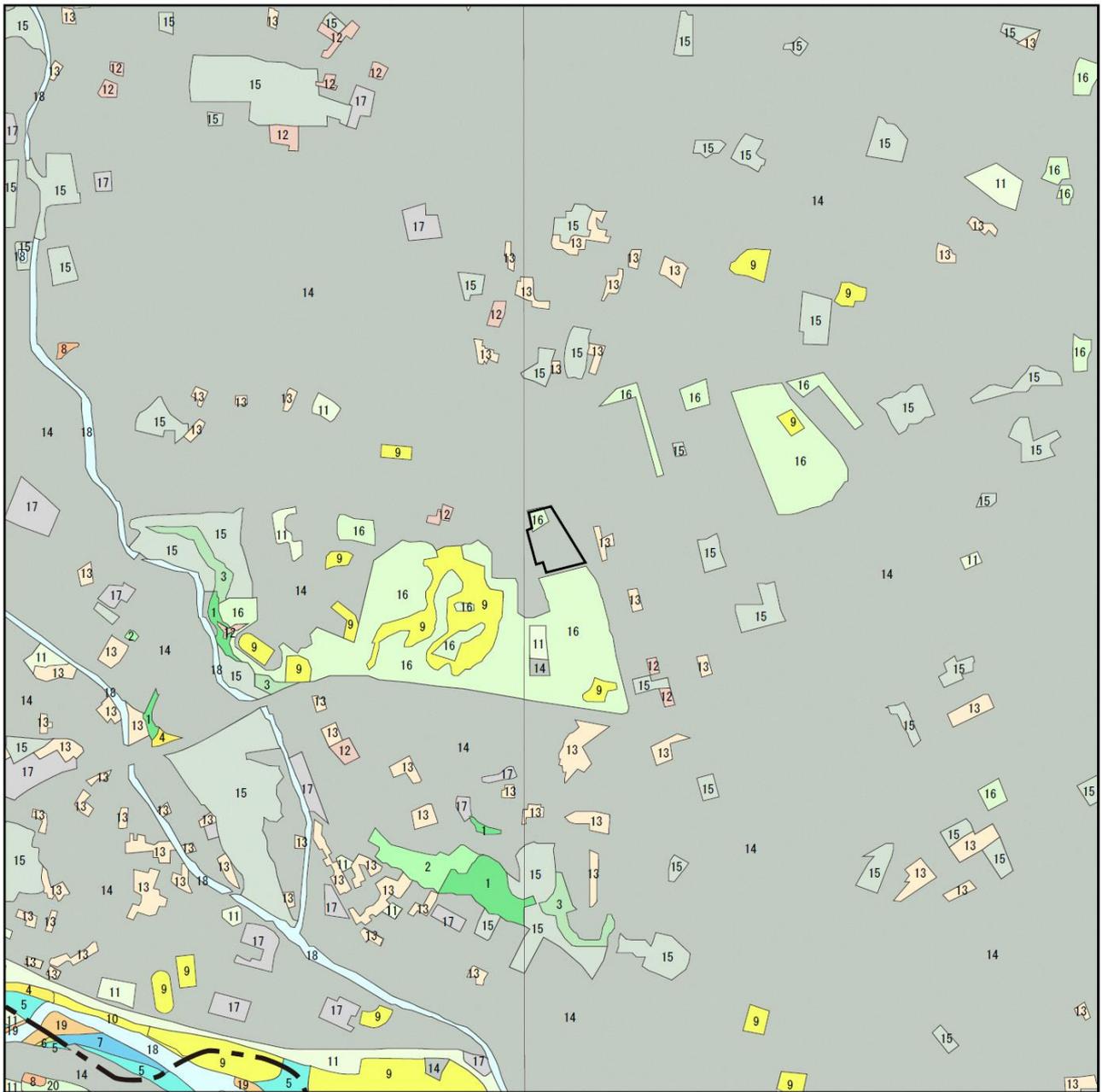
[DD]情報不足、[\*]留意種

資料) 「生きものつながる世田谷プラン」（令和 4 年 4 月閲覧、世田谷区ホームページ）

表 6-47 世田谷区の生きものについての文献調査資料

No.	文献資料	項目	発行年	発行
1	世田谷区みどりの環境センサス（動物・昆虫調査）調査報告書	哺乳類 両生・爬虫類 昆虫類	昭和 62 年	世田谷区
2	世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書	哺乳類 両生・爬虫類 昆虫類	平成 4 年	世田谷区
3	東京の川にすむ生きもの～河川水辺の国勢調査結果より～	哺乳類 両生・爬虫類 昆虫類 魚類 底生動物 植物	平成 25 年	東京都建設局河川部
4	都市における生物多様性～世田谷区立桜丘すみれば自然庭園 自然記録誌	哺乳類 両生・爬虫類 昆虫類 植物	平成 25 年	一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会
5	成城みつ池緑地活動報告書	哺乳類 両生・爬虫類 昆虫類 魚類 底生動物 植物	昭和 64 年～平成 27 年	一般財団法人世田谷トラストまちづくり・成城みつ池を育てる会
6	世田谷の鳥 2010 -世田谷区鳥類目録-	鳥類	平成 22 年	一般財団法人世田谷トラストまちづくり
7	多摩川の魚類生態調査-I 昭和 48 年秋及び昭和 49 年冬における調査結果について	魚類	昭和 49 年	東京都水産試験場
8	多摩川の魚類生態調査-II 昭和 49 年度の調査結果及び総合解析について	魚類	昭和 50 年	東京都水産試験場
9	世田谷区みどりの環境センサス（動物）調査報告書 苔虫類、貝形類、ヒドラ科は除く	底生動物	平成 4 年	世田谷区
10	国分寺崖線保全調査～水生生物調査崖線の水辺の生きものたち	底生動物	平成 14 年	一般財団法人世田谷トラストまちづくり
11	野草No.287	植物	昭和 40 年	野外植物研究会
12	世田谷区みどりの環境センサス（植物）調査報告書	植物	平成 3 年	世田谷区
13	世田谷区みどりの環境センサス（植物）調査報告書	植物	平成 8 年	世田谷区
14	神明の森みつ池成城みつ池緑地植物誌	植物	平成 25 年	成城みつ池を育てる会

資料)「生きものつながる世田谷プラン」(令和 4 年 4 月閲覧、世田谷区ホームページ)



凡例

□ : 計画地  
 - - - : 都県界



- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 シラカシ群集       | 11 路傍・空地雑草群落     |
| 2 シラカシ屋敷林      | 12 果樹園           |
| 3 コナラ群落        | 13 畑雑草群落         |
| 4 アズマネザサ・ススキ群落 | 14 市街地           |
| 5 オギ群落         | 15 緑の多い住宅地       |
| 6 河川砂礫地外来草本群落  | 16 残存・植栽樹群をもった公園 |
| 7 河辺一年生草本群落    | 17 造成地           |
| 8 竹林           | 18 開放水域          |
| 9 ゴルフ場・芝地      | 19 自然拉致          |
| 10 牧草地         | 20 残存・植栽樹群地      |

資料) 「自然環境保全基礎調査 植生調査1/25,000植生図」  
 (令和4年4月閲覧、環境省生物多様性センターホームページ)

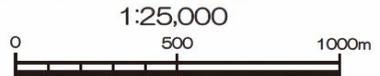


図 6-42 現存植生図

## 6.2.10 日影

計画地周辺はおおむね平坦な地形となっており、日影に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、計画地北側に10階建てのマンションが存在し、北東側にも環状八号線をはさんで7階建てのマンションが存在する。西側は卸売市場が位置し、東側の環状八号線に面した位置には上述した北東部のマンションを除くと住居は位置していない。

計画地周辺の用途地域は図6-43に示すとおりであり、環状八号線から30mまでが準住居地域、計画地の北側が第一種中高層住居専用地域、環状八号線東側の準住居地域より東側は第一種低層住居専用地域に指定されている。

「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による世田谷区の規制状況は、表6-48及び図6-43に示すとおりである。

表 6-48(1) 日影規制の状況 (世田谷区)

用途地域等			日影規制				
地域	高度地区	容積率 (%)	規制を受ける建築物	規制値	規制時間		測定面
					5mを超え10m以下	10mを超える範囲	
第一種低層住居専用地域	第一種	50	軒高が7mを超える建築物又は地上3階以上の建築物	(一)	3時間	2時間	1.5m
		60					
		80					
	第一種	100		(二)	4時間	2.5時間	
				(三)	5時間	3時間	
	第二種	150		(二)	4時間	2.5時間	
				(三)	5時間	3時間	
	第一種	200		(三)	5時間	3時間	
(三)				5時間	3時間		
第二種低層住居専用地域	第一種	50		軒高が7mを超える建築物又は地上3階以上の建築物	(一)	3時間	
		60					
		80					
	第一種	100	(二)		4時間	2.5時間	
			(二)		4時間	2.5時間	
	第二種	150	(二)		4時間	2.5時間	
			(三)		5時間	3時間	
	第一種	200	(三)		5時間	3時間	
(三)			5時間		3時間		
第一種中高層住居専用地域	第一種	100	高さが10mを超える建築物		(一)	3時間	2時間
				第二種			
	第一種	150		(一)	3時間	2時間	
				第二種			
	第二種	200		(二)	4時間	2.5時間	
				(二)	4時間	2.5時間	
	第三種	300		(一)	3時間	2時間	
				(二)	4時間	2.5時間	
第二種	300	(二)		4時間	2.5時間		
		(二)		4時間	2.5時間		
第二種中高層住居専用地域	第一種	100	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間	2時間	4.0m
	第一種	150		(一)	3時間	2時間	
				第二種			
	第二種	200		(二)	4時間	2.5時間	
				(二)	4時間	2.5時間	
	第三種	300		(一)	3時間	2時間	
				(二)	4時間	2.5時間	
第二種	300	(一)		3時間	2時間		
		(二)		4時間	2.5時間		

備考) 高度地区の欄中「第一種」、「第二種」、「第三種」は、それぞれ以下の地区を示す。

第一種：第一種高度地区、第二種：第二種高度地区、第三種：第三種高度地区、第三種最低限高度地区

以下、条例上特別に規制値が定められている区域のうち、計画地周辺の区域を記載する。

※1 世田谷区のうち、宮坂三丁目、経堂一丁目、桜上水五丁目、駒沢四丁目、奥沢三丁目、等々力三丁目、等々力七丁目、上野毛一丁目、中町三丁目、上用賀五丁目、上用賀六丁目、玉川二丁目、瀬田一丁目、瀬田四丁目、玉川台二丁目、深沢一丁目、深沢五丁目、深沢六丁目、千歳台三丁目、船橋一丁目及び船橋四丁目の各地内の区域

※2 世田谷区のうち、太子堂二丁目、宮坂三丁目、上馬二丁目、上馬四丁目、駒沢二丁目、駒沢三丁目、千歳台三丁目、千歳台四丁目、千歳台五丁目、船橋二丁目、船橋四丁目、船橋六丁目、船橋七丁目、八幡山一丁目、八幡山二丁目、砧三丁目、砧四丁目及び砧六丁目の各地内の区域

※3 世田谷区の全域

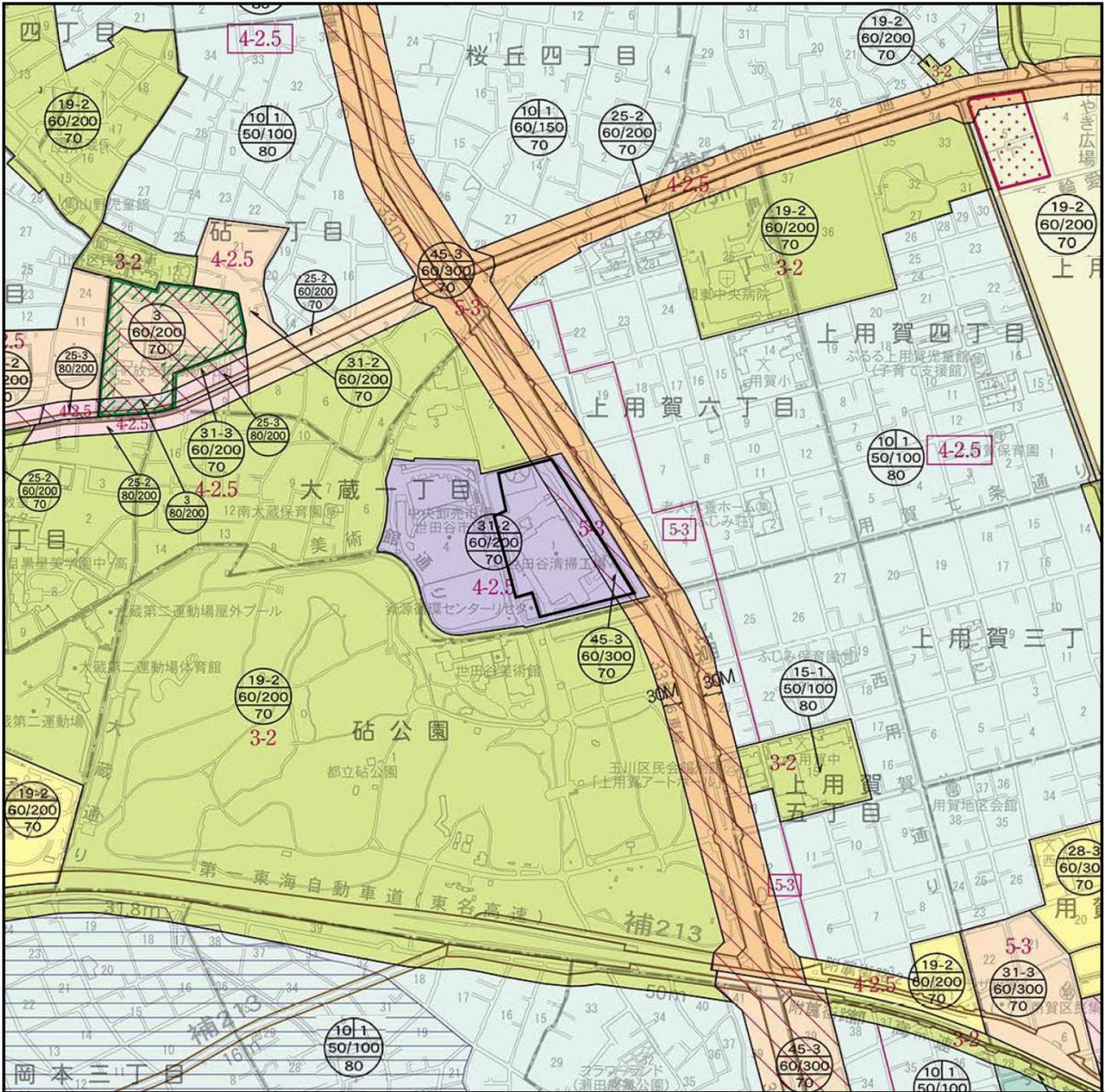
資料) 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、都条例第63号)

「世田谷区都市計画図1」(令和4年3月、世田谷区都市整備政策部 都市計画課)

表 6-48(2) 日影規制の状況（世田谷区）

用途地域等			日影規制				
地域	高度地区	容積率 (%)	規制を受ける建築物	規制値	規制時間		測定面
第一種住居地域	第一種	100	高さが 10m を超える建築物	(一)	4 時間	2.5 時間	4.0m
	第二種						
	第一種	150					
	第二種						
	第一種	200					
	第二種						
	第二種※4						
	指定なし						
	第三種	300					
	第二種						
第三種							
指定なし							
第二種住居地域又は準住居地域	第一種	100	高さが 10m を超える建築物	(一)	4 時間	2.5 時間	4.0m
	第二種						
	第一種	150					
	第二種						
	第一種	200					
	第二種						
	指定なし						
	第三種						
	第二種	300					
	第三種						
指定なし							
指定なし							
近隣商業地域	第一種	100	高さが 10m を超える建築物	(一)	4 時間	2.5 時間	4.0m
	第二種						
	第一種	150					
	第二種						
	第二種	200					
	第三種						
	第二種	300					
	第三種						
第三種							
準工業地域	第一種	100	高さが 10m を超える建築物	(一)	4 時間	2.5 時間	4.0m
	第二種						
	第一種	150					
	第二種						
	第一種	200					
	第二種						
	第三種						
	指定なし						
	第二種	300					
	第三種						
第三種							
第三種							

備考) 高度地区の欄中「第一種」、「第二種」、「第三種」は、それぞれ以下の地区を示す。  
 第一種：第一種高度地区、第二種：第二種高度地区、第三種：第三種高度地区、第三種最低限高度地区  
 注) 網掛けは計画地の規制等である。  
 以下、条例上特別に規制値が定められている区域のうち、計画地周辺の区域を記載する。  
 ※4 世田谷区のうち、池尻三丁目、三宿一丁目、太子堂二丁目、太子堂四丁目、若林一丁目、船橋四丁目、船橋六丁目、船橋七丁目、八幡山一丁目、八幡山二丁目、南鳥山四丁目、南鳥山五丁目、砧四丁目及び砧六丁目の各地内の区域  
 資料) 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和 53 年 7 月、都条例第 63 号)  
 「世田谷区都市計画図 1」(令和 4 年 3 月、世田谷区都市整備政策部 都市計画課)



凡例

□ : 計画地



資料) 世田谷区都市計画図1(世田谷地域、玉川地域、砧地域)(令和4年3月現在)  
(令和4年4月閲覧、世田谷区ホームページ)

1:10,000

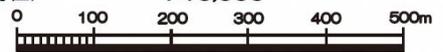


図 6-43(1) 用途地域図 (世田谷区)

凡 例			
地域地区			
	第一種低層住居専用地域		第一種文教地区
	第二種低層住居専用地域		第二種文教地区
	第一種中高層住居専用地域		特別工業地区
	第二種中高層住居専用地域		高度地区(最低限度7m)
	第一種住居地域		高度利用地区
	第二種住居地域		第一種風致地区
	準住居地域		第二種風致地区
	近隣商業地域		特別緑地保全地区
	商業地域		特定街区
	準工業地域		
高度地区等・建蔽率・容積率・敷地面積の最低限度			
	A.高度地区等 (記入のないところは無指定) 例:19-2→19m第2種高度地区 10   1→絶対高さ制限10m第1種高度地区		
	B.建蔽率/容積率		
	C.最低敷地面積 (記載のないところは無指定)		
防火地域の指定			
	防火指定なし(2重枠)※		
	準防火地域		
	防火地域		
※建築基準法第22条第1項の規定に基づく屋根等の構造制限区域に指定されています。			
都市計画施設			
	都市計画道路		
	都市計画交通広場		
	都市計画都市高速鉄道		
日影規制			
3-2 4-2.5 5-3 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4-2.5</span>	日影規制時間 ただし□(第一種・第二種低層住居専用地域内)は 測定面の高さ1.5m、他は4.0m		

日影規制の概要(標準) ※区内には、田園住居地域及び測定水平面6.5mの指定はありません。

	用途地域 ※1	制限を受ける建築物	規制値の種別	規制される日影時間 ※2		
				規制される範囲		測定水平面 平均地盤面から の高さ
				5mライン	10mライン	
一	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒高が7mを超える建築物 又は地上3階以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
			(二)	4時間以上	2.5時間以上	
			(三)	5時間以上	3時間以上	
二	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4m
			(二)	4時間以上	2.5時間以上	
			(三)	5時間以上	3時間以上	
三	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
			(二)	5時間以上	3時間以上	

※1 商業地域内で、高さが10mを超える建築物は、他の規制区域に影を落とす場合、影を落とす規制区域の規制を受けます。

※2 規制される日影は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影です。例えば、「3時間以上」というのは、日影になっている時間が3時間以上あるという事です。

図 6-43(2) 用途地域図 (世田谷区凡例)

### 6.2.11 電波障害

計画地周辺は、おおむね平坦な地形となっており、電波障害を発生させるような地形は存在しない。

計画地周辺の主な地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から北東に約 19km 離れた東京スカイツリー（東京都墨田区押上一丁目地内。16ch、21～27ch）である。

### 6.2.12 風環境

計画地周辺は、おおむね平坦な地形となっており、風環境に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺の土地利用の状況は図 6-7(p. 44、45 参照)に示すとおり、計画地北側に 30～45m のマンション等の中高層建築物が、東側に専用商業施設や集合住宅等が、西側に 30～45m の中央卸売市場の中高層建築物が見られる。

### 6.2.13 景観

計画地は環状八号線に面し、その周辺はマンション等の中高層建築物や低層の住宅、事務所建築物等が混在している。

世田谷区では、区民と事業者と区が協働して美しい都市の風景の形成を目指している。

世田谷清掃工場の煙突については、区民公募のコンペによりデザインされたものであり、「風景づくり計画」（世田谷区、平成 27 年）において、地域の新たな風景づくりに資する建築物・建造物として紹介されている。

計画地周辺地域で不特定多数の利用頻度及び滞留度の高い場所、煙突と計画建築物を容易に視認できる場所としては砧公園や幹線道路沿いがあげられる。

### 6.2.14 史跡・文化財

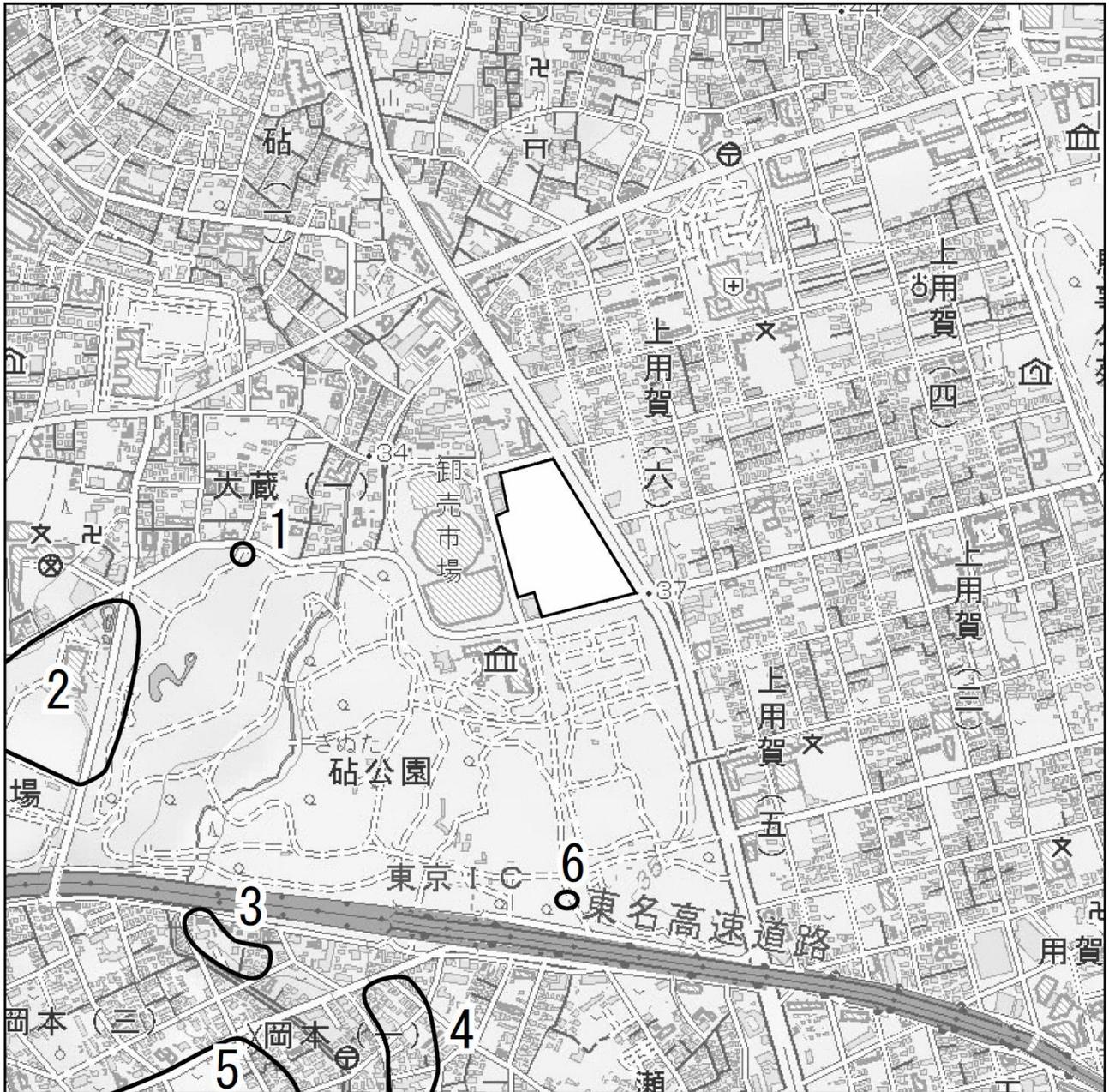
国、東京都、東京都世田谷区により指定または登録された文化財（建造物、絵画、彫刻、史跡、名勝、天然記念物）は計画地周辺には存在しない。

また、計画地周辺における埋蔵文化財包蔵地の分布状況を表 6-49 及び図 6-44 に示す。計画地に最も近い埋蔵文化財包蔵地は、世田谷区大蔵一丁目にある安藤家墓跡であり、計画地西側に位置している。

表 6-49 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

図No.	遺跡名	所在地	時代	概要
1	安藤家墓跡	大蔵一丁目	近世	ぼこう 墓塚
2	厚生年金センター遺跡	大蔵四丁目	縄文、近世	集石土坑、土坑、ピット、溝
3	岡本谷戸横穴墓群	岡本一丁目	古墳、奈良	横穴墓
4	岡本原遺跡	岡本一丁目	縄文（早期～中期）、古墳、中世、近世	溝
5	堂ヶ谷戸遺跡	岡本一丁目、二丁目、三丁目	旧石器、縄文（早期～晩期）、弥生（後期）、古墳、奈良、平安、中世、近世	住居、集石、集石土坑、土坑、ピット、 <small>たてあな</small> 堅穴、溝
6	砧大塚	砧公園一丁目	中世	移築保存

資料)「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（令和 4 年 4 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ）



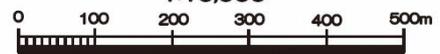
凡例

□ : 計画地

○ : 埋蔵文化財包蔵地(1~6)



1:10,000



資料)「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」  
令和4年4月閲覧、東京都教育委員会ホームページ

図 6-44 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

## 6.2.15 自然との触れ合い活動の場

計画地及びその周辺地域における自然との触れ合い活動の場としては、表 6-11 (p. 53 参照) 及び図 6-11 (p. 54 参照) に示す公園、緑地、児童遊園、広場及びウォーキングコースがあげられる。計画地南側に位置する砧公園は広大な敷地に多くの施設を有する総合公園であり、多くの住民が憩いの場として利用している。また、計画地内には環境空地 (p. 8、図 4-4 参照) が存在し、住民に開放されている。計画地東側の馬事公苑周辺に位置する用賀駅コースが世田谷区でお勧めのウォーキングコースの一つとして、紹介されている。

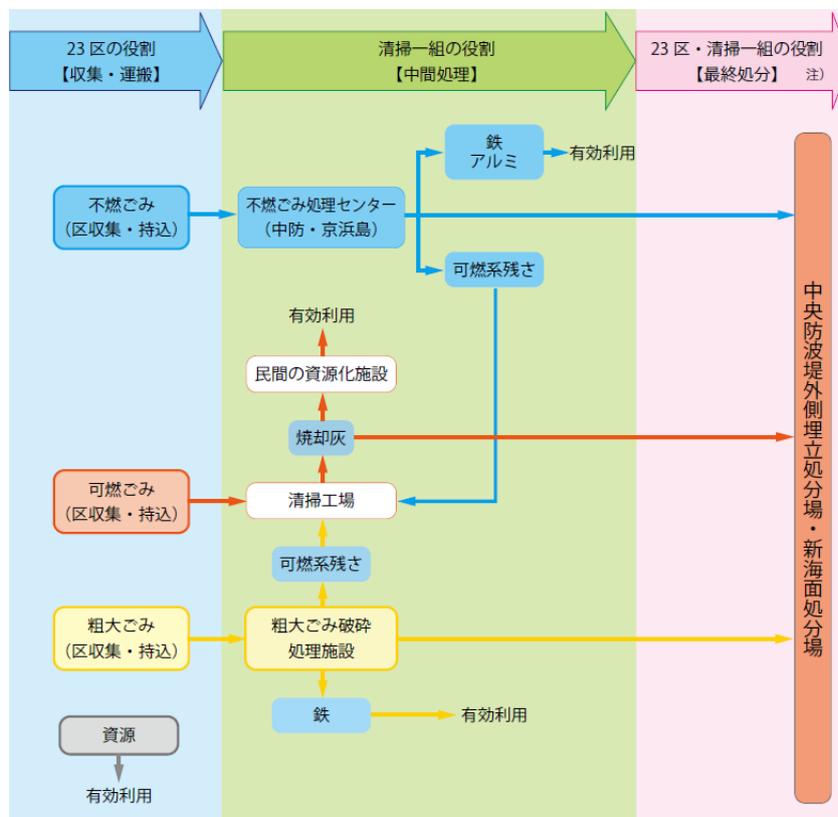
## 6.2.16 廃棄物

### (1) 廃棄物処理施設

東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れを図 6-45 に示す。

東京 23 区においては、収集・運搬を各区が行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てる。

令和 4 年 4 月現在、東京 23 区内には、可燃ごみを処理する清掃工場が 19 工場稼働しており、2 工場が建替え中である。また、不燃ごみ処理センターは 2 か所、粗大ごみ破碎処理施設、破碎ごみ処理施設 (休止中) は各 1 か所、埋立処分場は 1 か所設置されている。このうち計画地には、可燃ごみを処理する世田谷清掃工場が稼働している。



注) 最終処分は、最終処分場を設置・管理している東京都に委託して実施している。  
資料) 「一般廃棄物処理基本計画」(令和 3 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

図 6-45 東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れ

## (2) ごみ処理の状況

東京 23 区内の処理施設でのごみ処理状況の推移は表 6-50 に示すとおりである。

過去 5 年間のごみ処理状況において、処理量は横ばいであるが、埋立処分量は減少し、資源化量は増加している。

なお、計画地にある世田谷清掃工場でのごみ処理状況は表 6-51 のとおりである。

表 6-50 ごみ処理の状況

単位：トン

年度	処理量			処分量			資源化量
	焼却処理	破碎・減容積処理	合計	焼却残さ埋立	処理残さ埋立	合計	
平成 27 年	2,720,224	147,478	2,867,702	294,467	66,815	361,282	41,906
平成 28 年	2,697,626	140,679	2,838,305	282,000	62,720	344,720	41,015
平成 29 年	2,714,797	135,819	2,850,616	275,883	57,612	333,495	49,997
平成 30 年	2,708,620	133,183	2,841,803	247,236	53,006	300,242	63,545
令和元年	2,727,861	136,926	2,864,787	245,678	49,327	295,005	76,058

注) 資源化量は鉄・アルミニウム等回収量、スラグ有効利用量及び灰資源化有効利用量の合計である。  
資料) 「事業概要 令和 3 年版」(令和 3 年 7 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6-51 世田谷清掃工場でのごみ処理状況

単位：トン

年度	焼却量	焼却残灰量
平成 28 年	73,863	6,652
平成 29 年	69,040	6,615
平成 30 年	70,960	5,211
令和元年	74,112	8,371
令和 2 年	67,057	6,113

注) 焼却残灰量には排水処理後のケーキ汚泥量を含む。  
資料) 「清掃事業年報 平成 28 年度」(平成 29 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃事業年報 平成 29 年度」(平成 30 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃事業年報 平成 30 年度」(令和元年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃事業年報 令和元年度」(令和 2 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃事業年報 令和 2 年度」(令和 3 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

## 6.2.17 温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっており、東京都では温室効果ガス削減目標を掲げ、各種施策を推進している。

東京都及び計画地がある世田谷区における地球温暖化の防止に係る取組は次のとおりである。

### (1) 東京都内の二酸化炭素排出量

東京都における部門別二酸化炭素排出量（変動ケース）は表 6-52 に示すとおりである。

令和元年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合はおおむね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門＝1：6：4：2となっている。

平成12年度と令和元年を比較すると、全体として6.6%の減少となっている。部門別では、産業部門及び運輸部門で減少し、業務部門及び家庭部門で増加している。部門別の増減率は、産業部門及び運輸部門では、それぞれ43.9%及び46.8%減少したのに比べ、業務部門及び家庭部門では、それぞれ16.3%及び25.6%増と大きな伸びを示している。

表 6-52 部門別二酸化炭素排出量と令和元年度までの伸び（東京都・変動ケース）

	二酸化炭素排出量（万 t-CO <sub>2</sub> /年）				伸び率（%）[令和元年度と比較]		
	平成12年度	平成22年度	平成30年度	令和元年度	平成12年度比	平成22年度比	平成30年度比
産業部門	679	456	414	381	-43.9%	-16.3%	-7.9%
業務部門	2,048	2,435	2,529	2,382	16.3%	-2.2%	-5.8%
家庭部門	1,283	1,559	1,646	1,612	25.6%	3.4%	-2.1%
運輸部門	1,765	1,206	964	940	-46.8%	-22.1%	-2.5%
エネルギー起源	5,775	5,656	5,553	5,315	-8.0%	-6.0%	-4.3%
非エネルギー起源	120	156	180	190	57.9%	21.5%	5.1%
合計	5,895	5,812	5,733	5,505	-6.6%	-5.3%	-4.0%

注1) 変動ケースとは、電源構成の変動影響を反映するため、年度別の電力の二酸化炭素排出係数を適用したケース。

注2) 家庭部門には、自動車（マイカー）の排出量は含まない（運輸部門に計上）。

注3) 運輸部門については、自動車は都内交通量を、鉄道、船舶、航空は都内運航量を基準に算定している。

注4) 注1)～注3)は「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2018年度実績値）」から引用している。（令和3年3月、東京都環境局）

資料) 「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2019年度速報値）」

（令和3年6月、東京都環境局）

## (2) 東京都及び世田谷区における温室効果ガス削減目標及び施策の方向

東京都は、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年までに、世界の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指すため、2019 年 12 月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定・公表した。そして、行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2021 年 1 月、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減 (2000 年比) すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで引き上げることを表明した。

この実現のため、東京都は、2021 年 3 月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、2030 年カーボンハーフに向けて必要な社会変革の姿・ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起した。

ここではゼロエミッション東京戦略で掲げた 6 分野・14 政策のロードマップをアップデートし、26 の社会変革のビジョンと、その実現に向けた 36 のアプローチ、直ちに加速・強化する 94 の取組を新たに提示した。また、重点対策が必要な分野については、より詳細な取組内容等を記した個別計画を策定・公表し、温室効果ガス削減のための取組を強化・加速している。

計画地が位置する世田谷区では、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」(計画期間：2018 年度～2030 年度)において、温室効果ガス排出量を「2030 年度に 2013 年度比で 26.3%削減」「2050 年度に 80%削減」等の計画目標を定め、取組みを進めている。区内の事業者の取組方針として「環境に配慮した事業活動の実践」では、①省エネルギー行動の実践、②ごみの減量、③環境に配慮した様々な活動の実践に努めることとされている。「事業所における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入等」では、①省エネルギー機器の利用や再生可能エネルギーの導入、②エネルギー管理の実施、事業所建物の省エネルギー化、③事業所の緑化に努めることとされている。

## (3) 世田谷清掃工場における温室効果ガスの排出量

世田谷清掃工場の施設稼働に伴う温室効果ガスの排出量は表 6-53 に示すとおりである。

表 6-53 世田谷清掃工場の施設稼働に伴う温室効果ガスの排出量 (t-CO<sub>2</sub>/年)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
エネルギー起源	2,369	2,562	2,389	2,751	2,317
非エネルギー起源	38,577	37,762	38,339	41,954	39,293

資料)「清掃工場等作業年報 平成 28 年度」(平成 29 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃工場等作業年報 平成 29 年度」(平成 30 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃工場等作業年報 平成 30 年度」(令和元年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃工場等作業年報 令和元年度」(令和 2 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)  
「清掃工場等作業年報 令和 2 年度」(令和 3 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

## 7 環境影響評価の項目

### 7.1 選定した項目及びその理由

#### 7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1 及び表 7-2 に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスの 11 項目である。

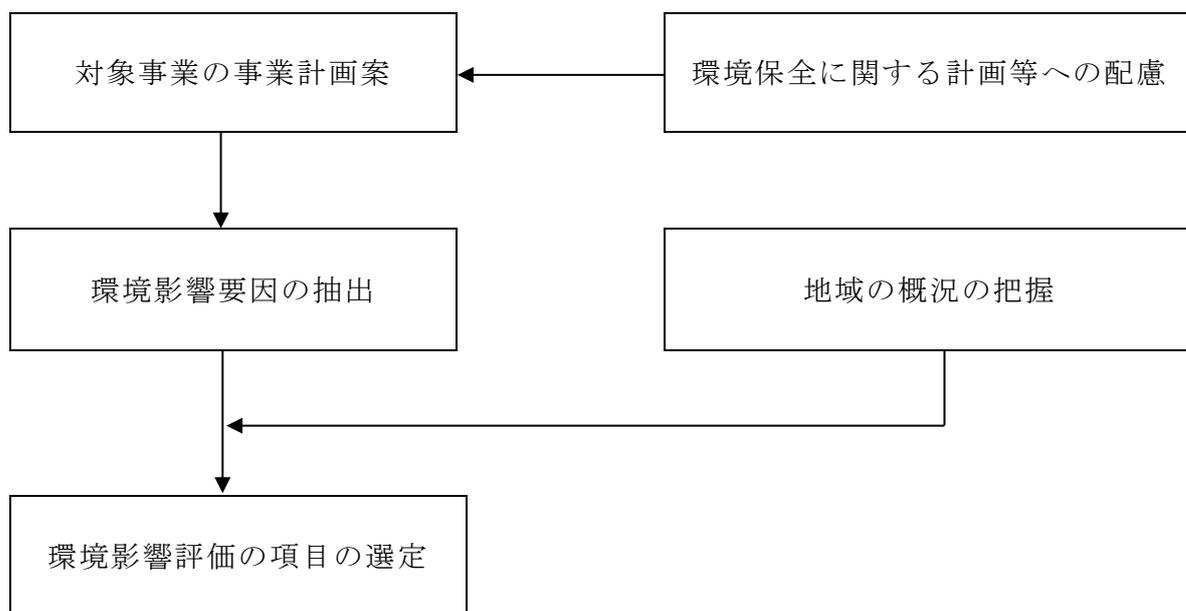


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	区 分 環境影響要因 予測する事項	工事の施行中			工事の完了後		
		施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行
大気汚染	・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う大気質		○	○			
	・施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質					○	○
悪臭	・施設の稼働に伴う臭気の状態					○	
騒音・振動 (低周波音を除く)	・建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う騒音・振動		○	○			
	・施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動					○	○
水質汚濁	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	・土壌中の有害物質の濃度 ・地下水への溶出の可能性の有無 ・新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	○					
地盤	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度 ・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	○					
	・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度 ・地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度				○		
地形・地質	—	—	—	—	—	—	—
水循環	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	○					
	・地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度 ・地表構造物の存在等に伴う表面流出量の変化の程度				○		
生物・生態系	—	—	—	—	—	—	—
日影	・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 ・冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○		
電波障害	・計画建築物等の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS,CS)）の遮蔽障害				○		
風環境	—	—	—	—	—	—	—
景観	・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度				○		
史跡・文化財	—	—	—	—	—	—	—
自然との触れ合い活動の場	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物	・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用量及び処理・処分方法	○					
	・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法					○	
温室効果ガス	・施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度					○	

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

環境影響評価の項目 環境影響要因		二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
		(SO <sub>2</sub> )	(NO <sub>2</sub> )	(SPM)	(DXNs)	(HCl)	(Hg)
工 施 事 行 の 中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工 完 事 了 の 後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

### 7.1.2 選定した理由

#### (1) 大気汚染

##### ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、表 7-2 に示すとおり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

一酸化炭素及びベンゼンについては、周辺の常時監視測定局の観測値が環境基準値を大幅に下回っており、かつ対象事業の内容から判断して、大気質の状況の変化の程度が小さいと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

##### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表 7-2 に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分

を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

## (2) 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺的生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、解体工事に先立ち、ごみバンカの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中的ごみバンカを発生源とする臭気の拡散による生活環境への影響はないと考えられるため、工事の施行中の悪臭については予測・評価項目としない。

## (3) 騒音・振動

### ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考えられるため予測・評価項目としない。

### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

低周波音については、建替え後の主要な低周波音発生源の機器を室内に設置する計画であり、サイレンサーの導入なども計画している。

また、建替え後の施設と既存施設における低周波音を発生する主要な機器構成及び配置に大きな差異はなく、計画地周辺での測定の結果、G特性音圧レベル（人体感覚で評価するための音圧レベル）は、世田谷清掃工場の中心から半径 100m の地点において、施設の稼働時、停止時ともに最大 79dB であり、代表的なG特性における参考指標としてのIS07196に規定された低周波音圧レベル(100dB)を下回っている。

平坦特性は<sup>へいたん</sup>1/3 オクターブバンド別の音圧レベルにおいては、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」及び「建具のがたつきがはじまる値」を下回っており、苦情も発生していない。また、工場棟と北側の住居の間で測定したAP（オールパスレベル：周波数別の音圧レベルを総和した値）は、施設稼働時 78dB、停止時 79dB と停止時の方が測定値が高く、最大卓越周波数で比較しても施設稼働時 70dB（50Hz）、停止時 75dB（63Hz）と停止時の方が測定値が高く、事業による影響は生じていない。

以上のことから、新施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としない。

#### (4) 土壌汚染

##### ア 工事の施行中

地歴から汚染土壌が存在する可能性があるため、土壌汚染について現況調査を行い、予測・評価項目とする。

##### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、プラント設備を全て屋内に配置することに加え、焼却灰等の運搬では天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の密閉空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。また、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、下水道に放流する。

排ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

このため、工事の完了後における土壌汚染の要因はないと考えられることから、予測・評価項目としない。

#### (5) 地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下による周辺への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物の存在により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下による周辺への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

#### (6) 水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられること、並びに地表構造物の存在等により雨水の表面流出量への影響が考えられることから、予測・評価項目とする。

#### (7) 日影

工事の完了後においては、計画建築物等による日影の状況の変化による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

#### (8) 電波障害

工事の完了後においては、既存建築物等の建替えによる形状の変更により、計画地周辺に、テレビ電波の遮蔽障害が生じると考えられることから予測・評価項目とする。その他の障害についても必要があれば調査を行い、予測・評価を行う。

#### (9) 景観

工事の完了後においては、既存建築物等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地及びその周辺地域の景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

#### (10) 廃棄物

工事の施行中においては、既存建築物等の解体・撤去及び計画建築物等の建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目とする。

なお、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから予測・評価項目とする。

#### (11) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

## 7.2 選定しなかった項目及びその理由

### 7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の6項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

### 7.2.2 選定しなかった理由

#### (1) 水質汚濁

##### ア 工事の施行中

既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存の排水処理施設又は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、下水道へ排出する。

また、周辺部の舗装面等に降った雨水については、分流式の雨水管へ排出する。

既存建築物等の解体工事完了後に行われる計画建築物等の建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、下水道へ排出する。

したがって、工事の施行による水質汚濁への影響はないと考える。

なお、今後行われる土壌汚染の調査により、土壌汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、改めて環境影響評価の項目として選定する。

##### イ 工事の完了後

建替え後の施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するよう処理した後、下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、下水道への放流を停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路はごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水（3mm）は汚水処理設備へ送り、処理後は下水道へ放流する。その後の雨水は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する。

また、屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いてろ過処理し、構内道路散水等に利用し、余剰分は雨水貯留槽から分流式の雨水管に放流する。

施設の汚水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視をするため、運転中に貯槽から汚水が溢れることはない。また、汚水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏えいするようなことがあったとしても、側溝で集水し、汚水処理系統に戻すとともに、汚水処理設備エリアのく体は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。

主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車両により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。

汚水処理設備及び灰処理設備とも密閉された室内で処理をすることや、防水構造で地下に浸透するおそれがないため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

## (2) 地形・地質

計画地及びその周辺に特異な地形・地質は存在しないことや、計画地は平坦な地形であり法面又は隣接する斜面地の安定性に影響を及ぼすような地域（地形・地質）ではないため、地形・地質への影響はないと考える。

## (3) 生物・生態系

計画地に存在する緑地は建替工事による改変を行わず、保全する計画であるため、本事業による生物・生態系への影響はないと考える。

なお、今後緑地の改変等を行うこととなり、生物・生態系への影響を及ぼすと予想される場合には、改めて環境影響評価の項目として選定する。

## (4) 風環境

計画建築物の最高高さは、地上約 31.0m の計画であり、60m を超える建築物ではなく、周辺の建築物等の平均高さより 5～6 倍以上高い建築物ではないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の障害が起こる等、計画地周辺の風環境に及ぼす影響はないと考える。

## (5) 史跡・文化財

計画地周辺に文化財はなく、西側約 350m の位置に埋蔵文化財包蔵地があるが、計画地内には存在しないため、本事業の実施による周知の史跡・文化財及び埋蔵文化財への影響はないと考える。

なお、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき適正に処置する。

## (6) 自然との触れ合い活動の場

計画地内には住民に公開している環境空地があるが、その区域の緑地は改変しない。

隣接する砧公園への利用に使用される道路は歩車分離されており、歩道は自転車の走行が許可されている。このことから、工事用車両やごみ収集車両等の走行が歩行者等の砧公園を利用する際の経路に影響を与えることはない。

なお、世田谷清掃工場は現在も稼働しており、歩行者や自転車利用者の通行に支障を来たしていない。

また、世田谷区が推奨するウォーキングコースは計画地に近接していない。

よって、事業が自然との触れ合い活動の場に与える影響はないと考える。



表 8-1(2) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
悪臭	①臭気の状態 ②気象の状態 ③地形及び地物の状態 ④土地利用の状態 ⑤発生源の状態 ⑥法令による基準等	<既存資料調査> ・悪臭に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・臭気の状態 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)の規定に定める方法とする。  ・気象の状態 試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、気温・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。	<工事の完了後> 施設の稼働に伴う臭気の状態とする。  ・臭気指数 ・臭気排出強度	・本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「悪臭防止法の規定に基づく告示」(平成15年世田谷区告示第219号)に定める基準  ・「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に適用する規制基準

表 8-1 (3) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の状況「騒音に係る環境基準について」、「振動規制法施行規則」等に定める測定方法とする。</li> <li>・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンタを用いて測定する。</li> <li>・地盤卓越振動数 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所平成24年度版)に定める方法とする。</li> </ul>	<p>&lt;工事の施行中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴う騒音・振動</li> <li>・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。</li> <li>・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に定める基準</li> <li>・「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準</li> <li>・「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める基準</li> <li>・「騒音規制法の規定に基づく指定された地域における規制基準」(平成15年4月世田谷区告示第212号)に定める基準</li> <li>・「振動規制法の規定に基づく指定された地域における規制基準」(平成15年4月世田谷区告示第216号)に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準</li> <li>・「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年東京都規則第34号)に定める指定建設作業に係る振動の基準</li> </ul>
	②土地利用の状況		③発生源の状況	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴う騒音・振動</li> <li>・ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動</li> </ul>	
	④自動車交通量等の状況				
	⑤地盤及び地形の状況				
	⑥法令による基準等				

表 8-1(4) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
土 壌 汚 染	①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	<既存資料調査> ・土壌汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・土壌汚染の状況 「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。  ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年度環境省)に定める方法とする。	<工事の施行中> ・土壌中の有害物質等の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	・現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に定める基準  ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める基準  ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める基準  ・「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準  ・新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと。
地 盤	①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	<既存資料調査> ・地盤に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・地盤の状況 ・地下水の状況 ボーリング調査、土質試験及び観測井での地下水観測による方法とする。	<工事の施行中> ・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度  <工事の完了後> ・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。

表 8-1 (5) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
水循環	①地下水の状況 ②気象の状況 ③地形・地質、土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	<既存資料調査> ・水循環に従う最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・地下水の状況 観測井での地下水観測による方法とする。	<工事の施行中> ・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度  <工事の完了後> ・地下構造物の存在による地下水の水位、流況の変化の程度  ・計画建築物等の存在に伴う表面流出量の変化の程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置をもとに、地下水の水位、流況の変化の程度を予測する方法等とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・掘削工事及び山留め壁により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。  ・地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。  ・「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」(平成 22 年 3 月世田谷区)に定める基準
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	<既存資料調査> ・日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・主要な地点における日影の状況 現地で天空写真を撮影する方法とする。  ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 現地調査等により把握する方法とする。  ・既存建築物等の状況 現地調査等により把握する方法とする。	<工事の完了後> ・冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度  ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数の日影の状況の変化の程度	・東京における冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時まで生じる計画建築物等の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。  ・現況の天空写真に計画建築物と太陽軌道等の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)に定める基準  ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和 53 年都条例第 63 号)に定める基準

表 8-1 (6) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
電波障害	①テレビ電波の受信状況	<p>&lt;既存資料調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>&lt;現地調査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成 30 年 6 月、社団法人日本 CATV 技術協会）及び「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会）に定める方法とする。</li> <li>テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。</li> <li>受信形態については、聞き取り等の方法とする。</li> </ul>	<p>&lt;工事の完了後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画建築物等の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS)）の遮蔽障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会）に基づき、光学的な遮蔽範囲に伝搬の広がり を考慮した予測式により、遮蔽障害の及ぶ範囲の予測を行う。</li> <li>衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。</li> </ul>	<p>テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ電波の受信障害を起こさないこと。</li> </ul>
	②テレビ電波の送信状況				
	③高層建築物及び住宅等の分布状況				
	④地形の状況				
<p>※対象は地上デジタル波・衛星放送とする。</p>					

表 8-1(7) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
景観	①地域景観の特性	<既存資料調査> ・景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の完了後> ・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	・対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・景観法に基づく「世田谷区風景づくり条例」(平成 11 年条例第 3 号)に定められた景観形成基準  ・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた景観形成基準  ・圧迫感の軽減を図ること
	②代表的な眺望地点及び眺望の状況				
	③圧迫感の状況	<現地調査> ・代表的な眺望地点の状況 現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。	・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	・計画建築物等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図(フォトモンタージュ)の作成等により予測する。	
	④土地利用の状況				
	⑤都市の景観の保全に関する方針等				
	⑥法令による基準等				

表 8-1 (8) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
廃棄物	①撤去構造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	<既存資料調査> ・廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施行中> ・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物（建設廃棄物）の発生量、再利用率及び処理・処分方法	・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に定める事業者の責務 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に定める事業者の責務 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に定める事業者の責務に定める事業者の責務 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律104号) ・「東京都廃棄物条例」(平成4年東京都条例第140号)に定める事業者の基本的責務 ・「東京都建設リサイクル推進計画」(令和4年東京都)に定める事業者の責務 ・「世田谷区清掃・リサイクル条例」(平成11年世田谷区条例第52号)に定める事業者の責務
			<工事の完了後> ・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	・施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。	

表 8-1 (9) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
温室効果ガス	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	<既存資料調査> ・温室効果ガスに係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の完了後> ・施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	・施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 ・ごみ発電、場内及び場外への余熱供給、太陽光発電等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に定める基本方針 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に定める基準 ・「東京都地球温暖化対策指針」（平成21年東京都告示989号）に定める数値

## 8.2 項目別の調査等の方法

### 8.2.1 大気汚染

#### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-2 に示すとおりである。

表 8-2 調査事項及びその選択理由：大気汚染

調査事項	選択理由
①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	<p>工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられる。</p> <p>工事の完了後においては、煙突排ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>

#### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-3、現地調査方法は表 8-4、現地調査地点は図 8-1 に示すとおりである。

表 8-3 調査方法（既存資料調査）：大気汚染

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・微小粒子状物質	計画地及びその周辺地域	・「一般環境大気測定局の測定結果」等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ） ・「一般環境大気測定局の測定結果」等	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）等	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」等	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）等	
⑥自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）等	
⑦法令による基準等		・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）等	

表 8-4 調査方法（現地調査）：大気汚染

調査事項	調査地域・地点	調査期間等	調査方法
<p>①大気質の状況</p> <p>環境大気質            ・ 二酸化硫黄            ・ 二酸化窒素            ・ 浮遊粒子状物質            ・ ダイオキシン類            ・ 塩化水素            ・ 水銀</p> <p>道路沿道大気質            ・ 二酸化窒素            ・ 浮遊粒子状物質</p>	<p>計画地及びその周辺地域における一般的な大気汚染の状況を把握する。</p> <p>・ 環境大気質            二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀は、計画地及びその周辺 4 地点の計 5 地点とする。</p> <p>調査位置は、煙突排ガスの大気拡散計算により、着地濃度が最大となると予想される地点の近傍とし、図 8-1(1)に示すとおりとする。</p> <p>・ 道路沿道大気質            計画地周辺の工事用車両及びごみ収集車両が走行する道路沿道の 3 地点とする。</p>	<p>・ 環境大気質            計画地及びその周辺地域の現状の大気質の状況を把握でき、計画地周辺の既存大気測定局との関連性が把握できる時期とし、14 日間連続の四季調査とする。            ダイオキシン類は 7 日間連続の四季調査とする。</p> <p>・ 道路沿道大気質            7 日間連続の四季調査とする。</p>	<p>・ 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法とする。</p> <p>・ 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法（以下「公定法」という）とする。ただし、道路沿道大気質は公定法及び横浜市環境研究所が提唱した PTIO 法に定める方法とする。</p> <p>・ 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法（以下「簡易法」という。）とする。</p> <p>・ 「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年環境庁大気保全局）に定める方法とする。</p> <p>・ 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月環境省）に定める方法とする。</p>
<p>②気象の状況</p> <p>地上気象            ・ 風向・風速</p> <p>高層気象            ・ 気温、風向・風速</p>	<p>地上気象、高層気象とも計画地及びその周辺地域の気象条件を代表すると考えられる 1 地点とする。</p>	<p>・ 地上気象            大気質測定と同時期とする。</p> <p>・ 高層気象            四季調査で各季 5 日間、1 日 4 回 6 時間毎の観測とする。</p>	<p>・ 地上気象は、「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法とする。</p> <p>・ 高層気象は、「高層気象観測指針」（平成 7 年気象庁）に定める方法とする。</p> <p>・ 高層気象はラジオゾンデを用いて、高度 2,000m まで 50m 間隔で測定を行う。</p>
<p>⑥自動車交通量等の状況</p>	<p>自動車交通量は、工事用車両及びごみ収集車両等の主な走行ルートで道路交通の大気汚染が把握できる 3 地点とする。            調査位置は図 8-1(2)に示すとおりである。</p>	<p>自動車交通量は、道路沿道大気質の調査期間のうち 1 日間(24 時間)とし、連続して 1 時間ごとの交通量等を調査する。</p>	<p>・ 自動車交通量は、車種分類別（ごみ収集車両の分類を含む）、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定を行う。</p> <p>・ 代表的な車両の走行速度は、一定区間の通過秒数から測定を行う。</p>



凡例

□ : 計画地

----- : 都県界

≡≡≡ : 私鉄線

○ : 計画地から半径 1.5km 範囲

● : 環境大気質調査地点

① 世田谷清掃工場

② 桜丘すみれば庭園

③ 京西小学校

④ 聖ドミニコ学園

⑤ 総合運動場

▲ : 気象調査地点

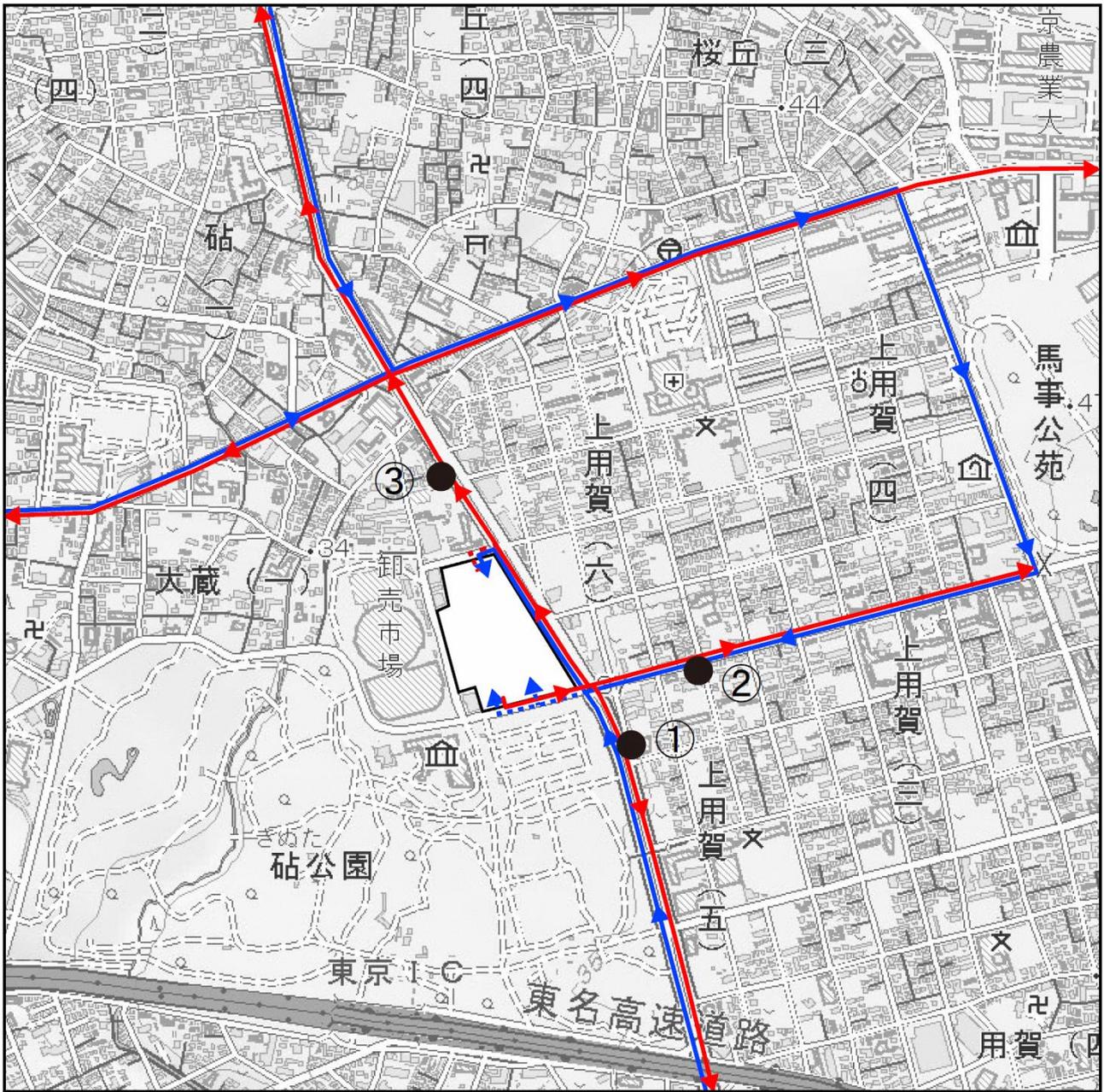
世田谷清掃工場



1:25,000



図 8-1(1) 現地調査地点位置図 (環境大気質)



凡例

□ : 計画地

● : 道路沿道大気質調査地点・交通量調査地点

① 上用賀5丁目住宅前(環状八号線)[公定法・簡易法]

② 上用賀5丁目住宅前(用賀七条通り)[簡易法]

③ 大蔵1丁目住宅前[簡易法]

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ : 工事用車両入車方向

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ : 工事用車両出車方向

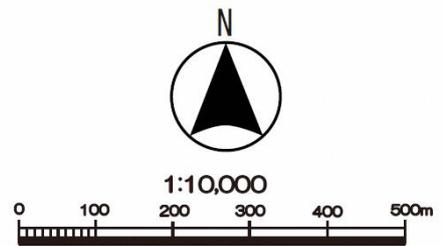


図 8-1 (2) 現地調査地点位置図 (道路沿道大気質)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-5 に示すとおりである。

表 8-5 予測及び評価の方法：大気汚染

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法	
工 事 の 施 行 中	建設機械の稼働に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	建設機械に伴う影響が最大となる時点とする。	・予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。	大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：ブルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める基準  ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準  ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年環大規第 136 号）に示された目標環境基準濃度
	工事用車両の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	・予測地域は現況調査の調査地域に準じ、道路端から 100m までの範囲とする。  ・予測地点は現況調査の調査地点に準じ、工事用車両の走行ルート上の 3 地点とする。	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期（1 時間値）高濃度を算定する。 なお、風洞実験により周辺建物等の影響の検討を行う（表 8-6 参照）。  ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：ブルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準  ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 9 月環管総発 030930004）に定める指針値
工 事 の 完 了 後	施設の稼働に伴う大気質 ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀	工事が完了し、事業活動が通常の状態に達した時点とする。	・予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期（1 時間値）高濃度を算定する。 なお、風洞実験により周辺建物等の影響の検討を行う（表 8-6 参照）。  ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：ブルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準  ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 9 月環管総発 030930004）に定める指針値
	ごみ収集車両等の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		・予測地域は現況調査の調査地域に準じ、道路端から 100m までの範囲とする。  ・予測地点は現況調査の調査地点に準じ、ごみ収集車両等の走行ルート上の 3 地点とする。		

表 8-6 風洞実験の概要：大気汚染

項目	内 容
模 型	縮尺：1/2,000 程度 範囲：計画地周辺半径約 6 km の範囲
実 験	<p>1 煙流し実験                      地形及び周辺の建築物等の影響を受けた排ガス上昇過程で生じるダウンドラフトの有無及び鉛直変動を観察する。                      風向：4 方向（東西南北）                      風速：煙突風下で排煙下端に間欠的な排煙の巻落としが見られる強風時風速 1 ケースとする。</p> <p>2 定量拡散実験（地表濃度測定）                      地形及び周辺の建築物等の影響を受けた条件の下での高濃度（1 時間値）を予測し、地形及び周辺の建築物等の影響を考慮した際の地表面上の最大着地濃度及びその出現距離を求める。                      風向：4 方向（東西南北）                      風速：計画地周辺の気象観測地点の年間平均風速を煙突高さ 100m 相当に補正した風速及び強風時風速の 2 ケースとする。</p>

## 8.2.2 悪臭

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-7 に示すとおりである。

表 8-7 調査事項及びその選択理由：悪臭

調査事項	選択理由
①臭気の状態 (臭気指数、臭気排出強度) ②気象の状態 ③地形及び地物の状態 ④土地利用の状態 ⑤発生源の状態 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、計画地周辺の生活環境への影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

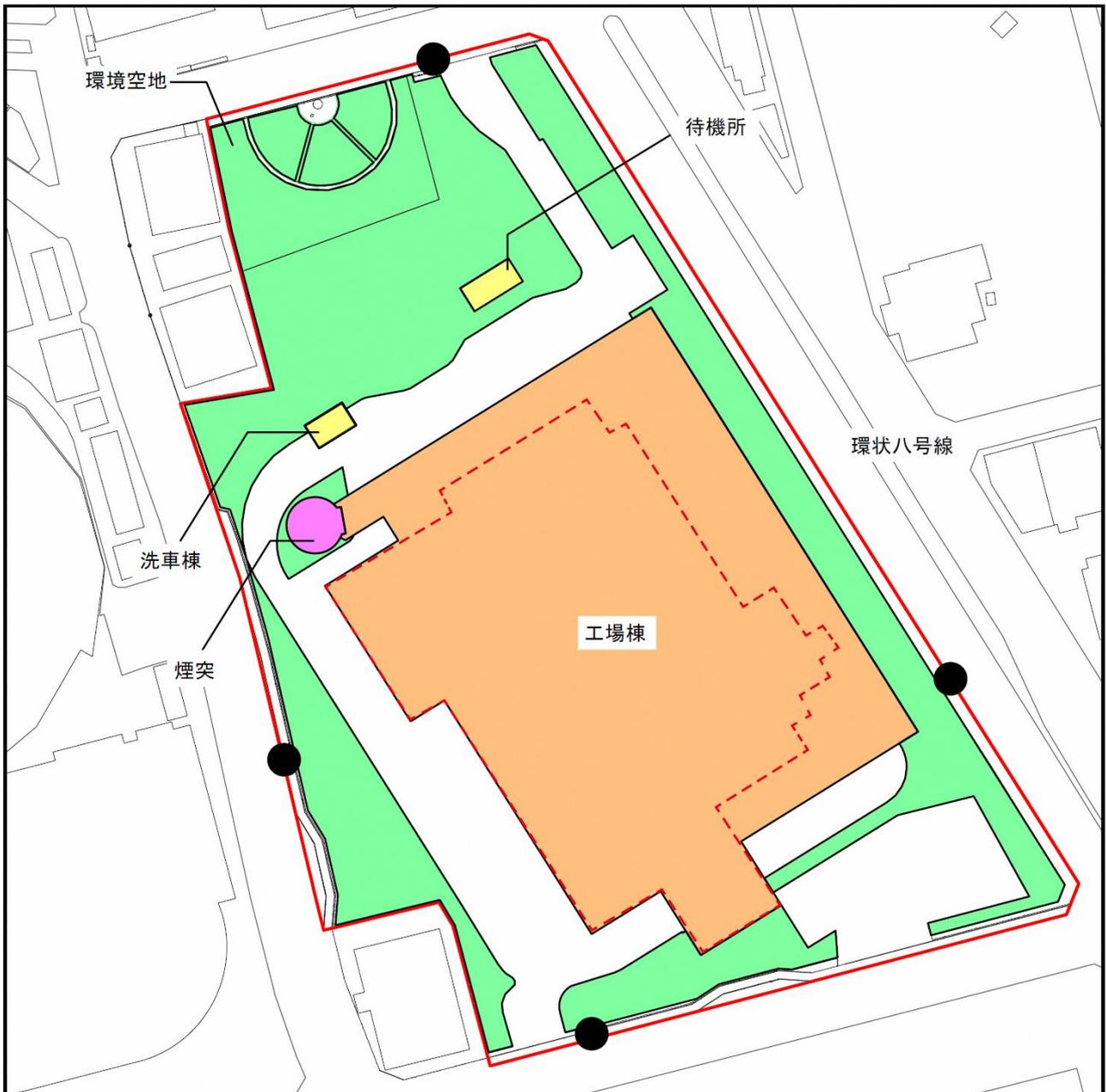
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-8、現地調査方法は表 8-9、現地調査地点は図 8-2 に示すとおりである。

表 8-8 調査方法（既存資料調査）：悪臭

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①臭気の状態 ・臭気指数 ・臭気排出強度	計画地内	・過去の調査結果等	最新の資料を参考とする。
②気象の状態 ・風向、風速 ・大気安定度	計画地周辺	・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ） ・「気象月報」（東京管区气象台）	
③地形及び地物の状態		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状態		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状態		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「悪臭防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-9 調査方法（現地調査）：悪臭

調査事項	調査地域・地点	調査期間	調査方法
①臭気の状態 ・臭気指数（敷地境界） ・臭気排出強度（煙突）	計画地敷地境界の4地点とする。 調査位置は図 8-2 に示すとおりである。	計画地敷地境界の現状の悪臭の状態を把握できる時期として、ごみの腐敗が進みやすい時期に行う。	・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）の規定に定める方法とする。
②気象の状態 ・風向、風速 ・気温、湿度			・試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、気温・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟
- : 悪臭調査地点

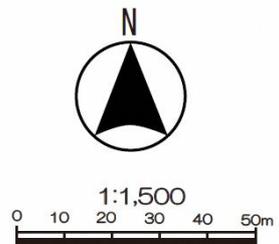


図 8-2 現地調査地点位置図 (悪臭)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-10 に示すとおりである。

表 8-10 予測及び評価の方法：悪臭

予測事項	予測の対象時点	予測地域	予測方法	評価方法
施設の稼働に伴う臭気の状態とする。 敷地境界 ・臭気指数 煙突等気体排出口 ・臭気排出強度 排出水 ・臭気指数 工 事 の 完 了 後	工事が完了し、事業活動が通常の状態に達した時点とする。	計画地及びその周辺地域とする。	本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「悪臭防止法の規定に基づく告示」(平成 15 年世田谷区告第 219 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に適用する規制基準

### 8.2.3 騒音・振動

#### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-11 に示すとおりである。

表 8-11 調査事項及びその選択理由：騒音・振動

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況	工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。
②土地利用の状況	
③発生源の状況	
④自動車交通量等の状況	
⑤地盤及び地形の状況	
⑥法令による基準等	

#### (2) 調査方法

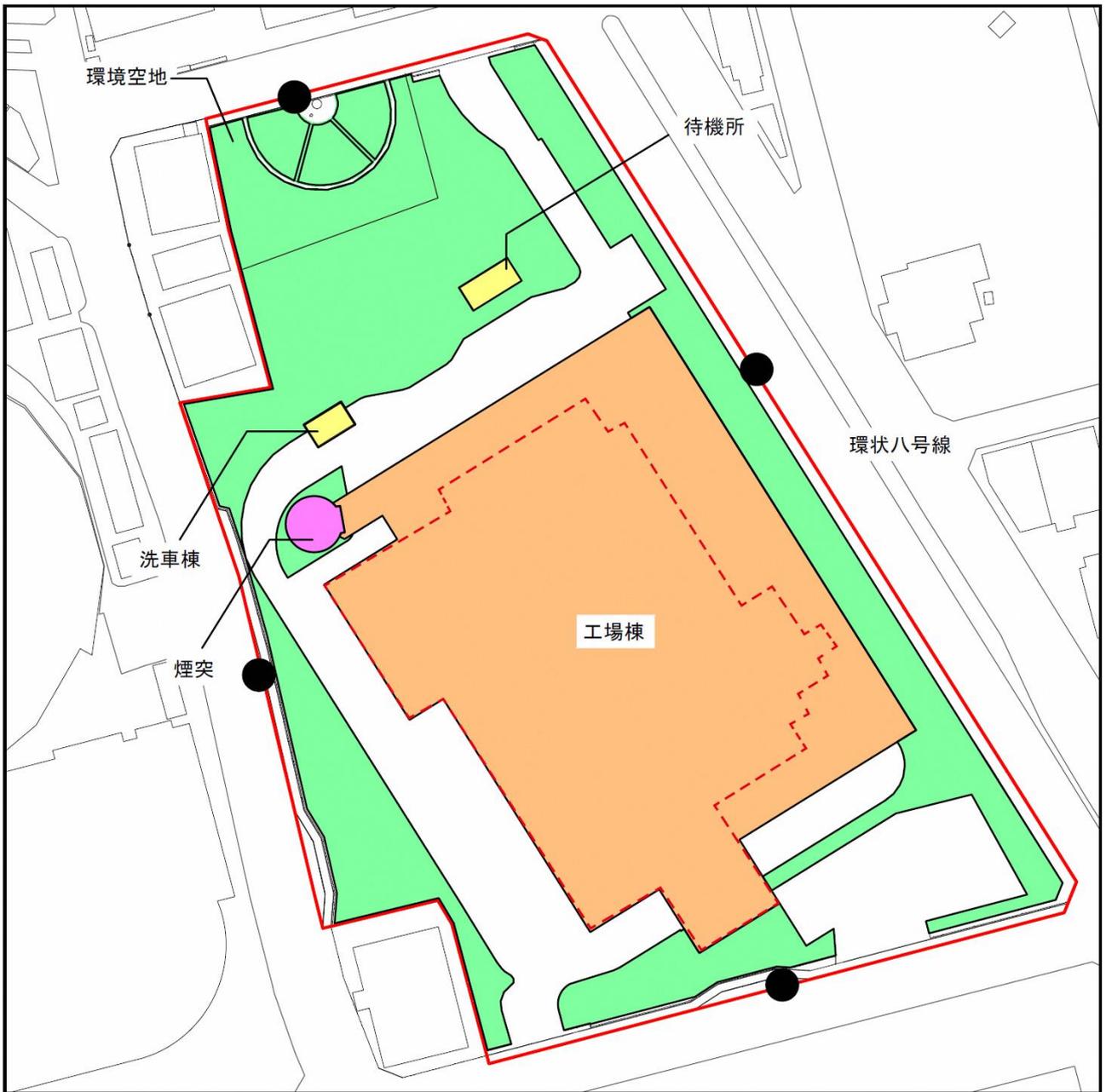
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-12、現地調査方法は表 8-13、現地調査地点は図 8-3 に示すとおりである。

表 8-12 調査方法（既存資料調査）：騒音・振動

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況	計画地及びその周辺地域	・「自動車交通騒音・振動調査」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②土地利用の状況		・「世田谷区土地利用現況調査」（世田谷区） ・「世田谷区都市計画図」	
③発生源の状況		・「公害苦情統計調査」（東京都）	
④自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）	
⑤地盤及び地形の状況		・「地形分類図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省） ・「地盤沈下調査報告」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「振動規制法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-13 調査方法（現地調査）：騒音・振動

調査事項	調査地域・地点	調査期間	調査方法
<p>①騒音・振動の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境の騒音・振動</li> <li>道路交通の騒音・振動</li> </ul>	<p>計画地周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地の敷地内、工事用車両及びごみ収集車両等の主な走行経路に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境の騒音・振動 計画地内の4地点（敷地境界）とする。 調査位置は図 8-3(1)に示すとおりである。</li> <li>道路交通騒音・振動 計画地周辺の道路沿道3地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境の騒音・振動 施設の停止時の1日とし、調査時間は24時間連続とする。</li> <li>道路交通の騒音・振動 調査日は、交通量が通常の状況である1日間とし、調査時間は24時間連続とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法とする。</li> <li>振動 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法とする。</li> </ul>
<p>④自動車交通量等の状況</p>	<p>自動車交通量は、工事用車両及びごみ収集車両等の主な走行ルートで道路交通の騒音・振動が把握できる3地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。</p>	<p>自動車交通量は、道路交通騒音・振動の調査期間のうち1日間(24時間)とし、連続して1時間ごとの交通量等を調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車交通量は、車種分類別（ごみ収集車両の分類を含む）、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定を行う。</li> <li>代表的な車両の走行速度は、一定区間の通過秒数から測定を行う。</li> </ul>
<p>⑤地盤及び地形の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤卓越振動数</li> </ul>	<p>原則として、道路交通の騒音・振動の調査地点と同一の3地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。</p>	<p>騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版）に定める方法とする。</p>



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟
- : 一般環境騒音・振動調査地点

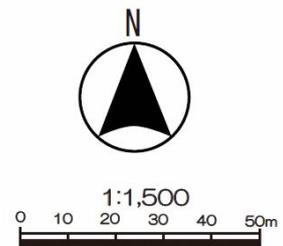
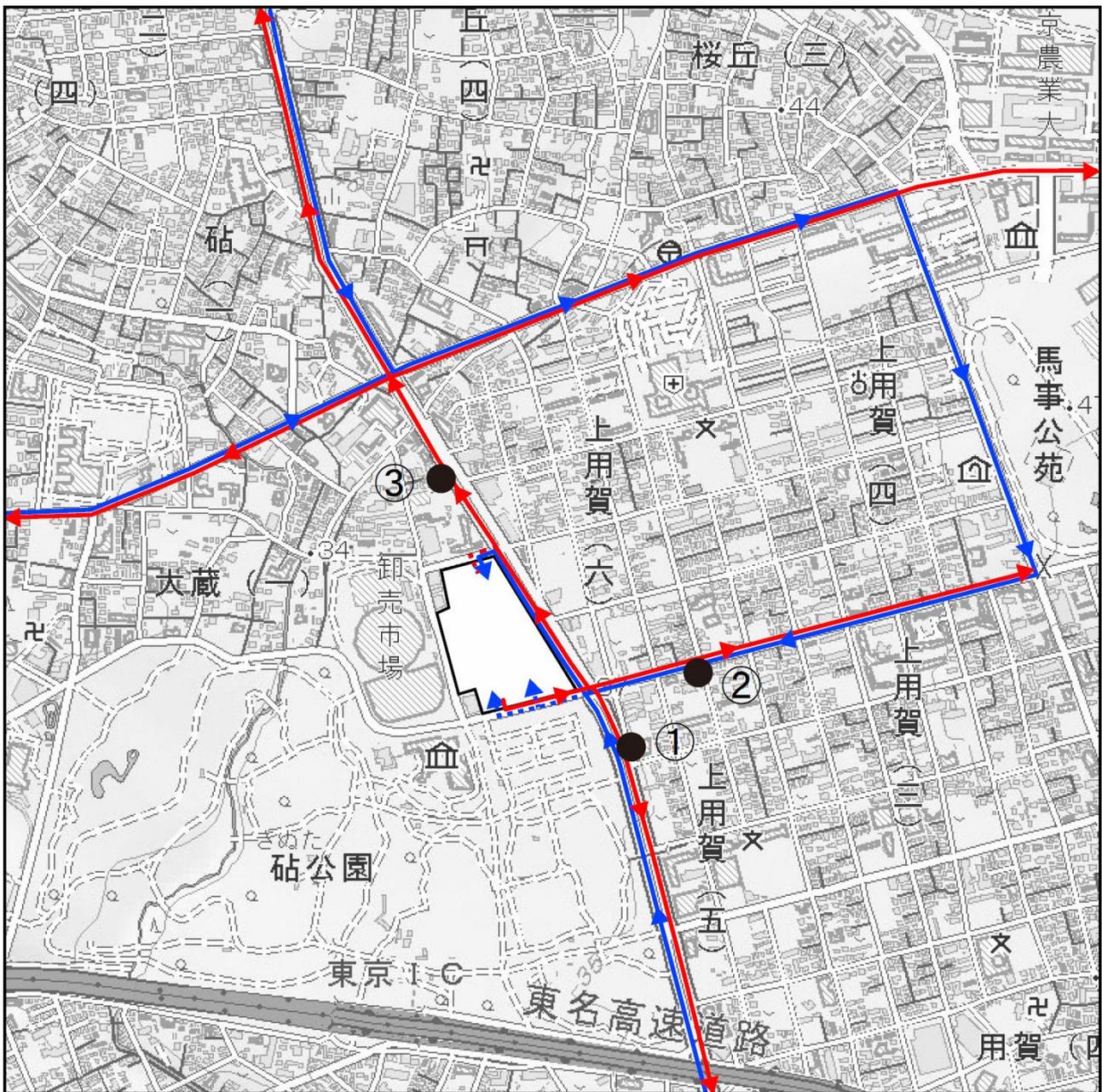


図 8-3(1) 現地調査地点位置図（一般環境騒音・振動）



凡例

□ : 計画地

● : 道路交通騒音・振動、断面交通量、地盤卓越振動数調査地点

① 上用賀5丁目住宅前(環状八号線)

② 上用賀5丁目住宅前(用賀七条通り)

③ 大蔵1丁目住宅前

→ (Blue) : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ (Dotted Blue) : 工事用車両入車方向

→ (Red) : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ (Dotted Red) : 工事用車両出車方向

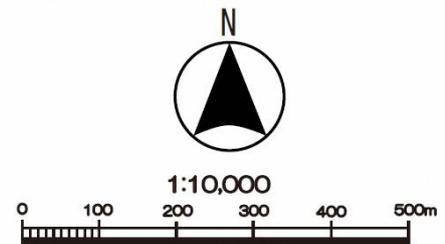


図 8-3(2) 現地調査地点位置図 (道路交通騒音・振動・交通量)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-14 に示すとおりである。

表 8-14(1) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 日本音響学会式 (ASJ CN-Model 2007) により騒音レベル「90%レンジの上端値 (L<sub>A5</sub>)」を算定する。</li> <li>・振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値 (L<sub>10</sub>)」を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例施行規則」(平成 13 年東京都規則第 34 号)に定める指定建設作業に係る騒音の基準</li> <li>・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準</li> <li>・「東京都環境確保条例施行規則」(平成 13 年東京都規則第 34 号)に定める指定建設作業に係る振動の基準</li> </ul>
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地域は現況調査の調査地域に準じ、道路端から騒音は 100m、振動は 50m までの範囲とする。</li> <li>・予測地点は現況調査の調査地点に準じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2018) により等価騒音レベル (L<sub>req</sub>) を算定する。</li> <li>・振動 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版) により振動レベル「80%レンジの上端値 (L<sub>10</sub>)」を算定する。</li> </ul>

表 8-14(2) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事後</p>	<p>施設の稼働に伴う騒音・振動</p> <p>工事が完了し、事業活動が通常の状態に達した時点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地域は現況調査の調査地域に準じ、計画地敷地境界から 100m までの範囲とする。</li> <li>・予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 伝搬理論式により騒音レベル「90%レンジの上端値(L<sub>95</sub>)」を算定する。</li> <li>・振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)」を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音規制法の規定に基づく指定された地域における規制基準」(平成 15 年 4 月世田谷区告示第 212 号)に定める基準</li> <li>・「振動規制法の規定に基づく指定された地域における規制基準」(平成 15 年 4 月世田谷区告示第 216 号)に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準</li> </ul>
	<p>ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測地域は現況調査の調査地域に準じ、道路端から騒音は 100m、振動は 50m までの範囲とする。</li> <li>・予測地点は現況調査の調査地点に準じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 日本音響学会式(ASJ RTN-Model 2018)により等価騒音レベル(L<sub>req</sub>)を算定する。</li> <li>・振動 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版)により振動レベル「80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)」を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準</li> </ul>

## 8.2.4 土壌汚染

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-15 に示すとおりである。

表 8-15 調査事項及びその選択理由：土壌汚染

調査事項	選択理由
①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	地歴から汚染土壌が存在する可能性があるため、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

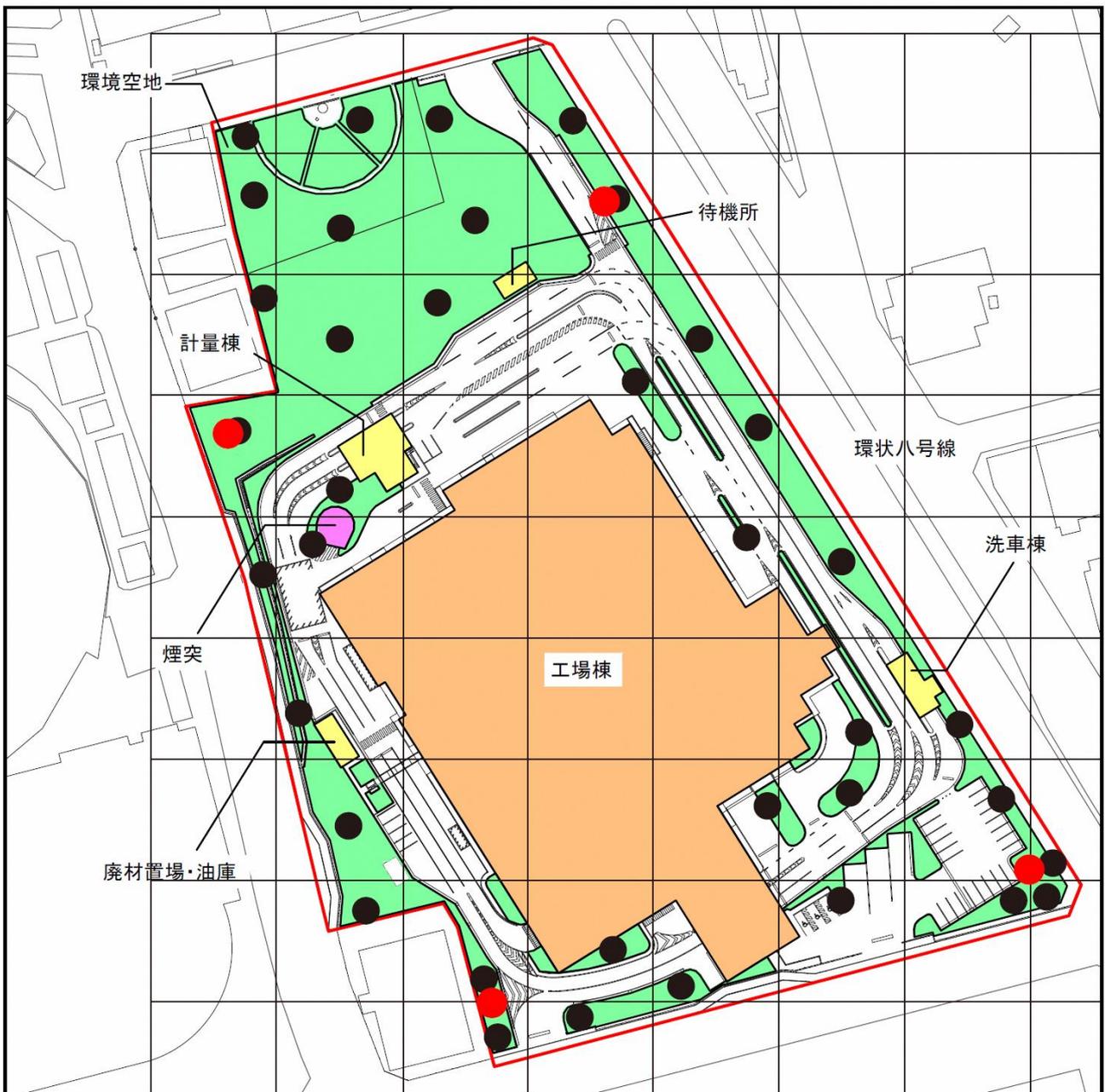
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-16、現地調査方法は表 8-17、現地調査地点は図 8-4 に示すとおりである。

表 8-16 調査方法（既存資料調査）：土壌汚染

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①土地利用の履歴等の状況	計画地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の地形図（国土地理院）</li> <li>航空写真（国土地理院）</li> <li>「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
③地形、地質、地下水及び土壌の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形分類図」（国土地理院）</li> <li>「東京都地盤地質図」（東京都）</li> </ul>	
④気象の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）</li> <li>「気象月報」（東京管区气象台）</li> </ul>	
⑤土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「世田谷区土地利用現況調査」（世田谷区）</li> <li>「世田谷区都市計画図」</li> </ul>	
⑥発生源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等</li> </ul>	
⑦利水の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等</li> </ul>	
⑧法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基本法」</li> <li>「土壌汚染対策法」</li> <li>「東京都環境確保条例」（東京都）</li> </ul>	

表 8-17 調査方法（現地調査）：土壌汚染

調査事項	調査地域・地点	調査時期	調査方法
②土壌汚染の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内の表層土 37 地点及び地下水 4 地点とする。</li> <li>調査位置は図 8-4 に示すとおりである。</li> </ul>	現工場の操業停止後とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。</li> <li>「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（令和 4 年環境省）に定める方法とする。</li> </ul>



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 土壌調査地点
- : 地下水調査地点

注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

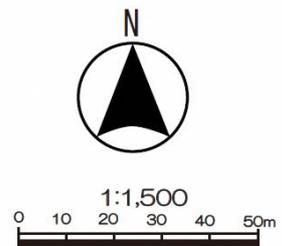


図 8-4 現地調査地点位置図 (土壤汚染)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-18 に示すとおりである。

表 8-18 予測及び評価の方法：土壤汚染

予測事項	予測の対象時点	予測地域	予測方法	評価方法
<p>土壤中の有害物質の濃度</p> <p>地下水への溶出の可能性の有無</p> <p>新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無</p> <p>工事の施行中</p>	<p>建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。</p>	<p>計画地内とする。</p>	<p>現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。</p>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める基準</li> <li>・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める基準</li> <li>・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準</li> <li>・新たな地域に土壤汚染を拡散させないこと。</li> </ul>

## 8.2.5 地盤

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-19 に示すとおりである。

表 8-19 調査事項及びその選択理由：地盤

調査事項	選択理由
①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	<p>工事の施行中において、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。</p> <p>工事の完了後において、地下構造物の存在により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>

### (2) 調査方法

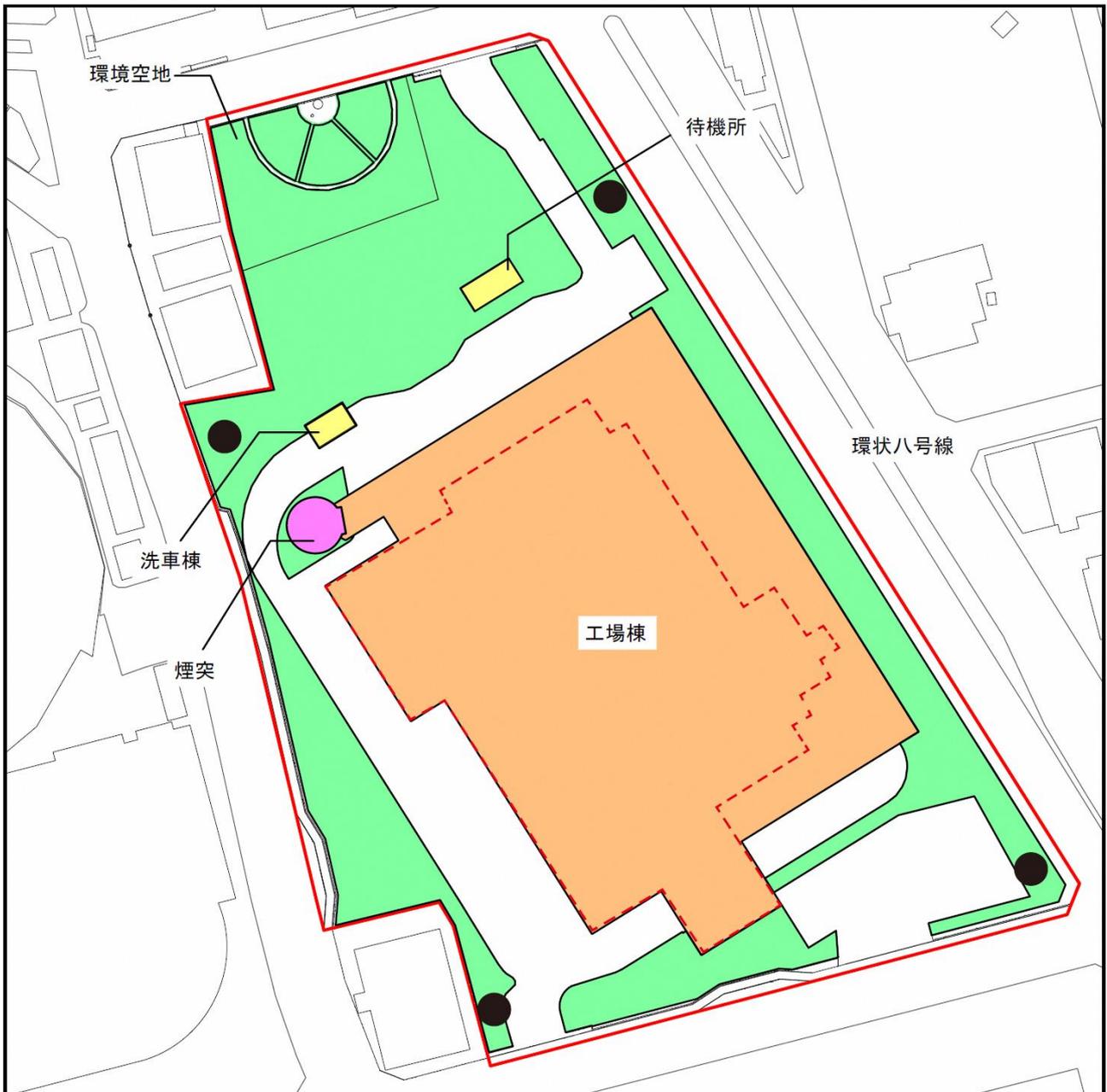
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-20、現地調査方法は表 8-21、現地調査地点は図 8-5 に示すとおりである。

表 8-20 調査方法（既存資料調査）：地盤

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
① 地盤の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地盤沈下調査報告」（東京都）</li> <li>「環境影響評価書―世田谷清掃工場建替事業―」（東京二十三区清掃一部事務組合）</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②地下水の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地下水図面」</li> <li>「被圧地下水等高線図」</li> <li>「東京都の代表的な湧水」</li> </ul>	
③地盤沈下又は地盤の変形の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地盤沈下調査報告書」（東京都）</li> <li>「水準基標測量成果表」（東京都）</li> </ul>	
④土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「世田谷区土地利用現況調査」（世田谷区）</li> <li>「世田谷区都市計画図」（世田谷区）</li> </ul>	
⑤法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「工業用水法」</li> <li>「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」</li> <li>「東京都環境確保条例」（東京都）</li> </ul>	

表 8-21 調査方法（現地調査）：地盤

調査事項	調査地域・地点	調査期間	調査方法
①地盤の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに、計画地周辺への影響を把握できる計画地内の4地点とする。 調査位置は図 8-5 に示すとおりである。	計画地の地盤状況を把握できる時期とする。	ボーリング調査及び土質試験による方法とする。
②地下水の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに、計画地周辺への影響を把握できる計画地内の4地点とする。 調査位置は図 8-5 に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる1年間とする。	不圧地下水位用の観測井4地点及び被圧地下水位用の観測井4地点での自記水位計を用いた連続測定による方法とする。



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟
- : 地盤・地下水位調査地点

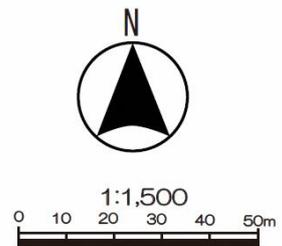


図 8-5 現地調査地点位置図（地盤・水循環）

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-22 に示すとおりである。

表 8-22 予測及び評価の方法：地盤

予測事項		予測の対象時点	予測地域	予測方法	評価方法
工 事 の 施 行 中	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度	掘削工事が実施される時点とする。	計画地及びその周辺地域とする。	工事施工計画や現地調査結果を基に、地盤に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形を定性的に予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
	地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度				
工 事 の 完 了 後	地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度	地下く体工事が完了し、地盤の状況が安定した時点とする。			
	地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度				

## 8.2.6 水循環

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-23 に示すとおりである。

表 8-23 調査事項及びその選択理由：水循環

調査事項	選択理由
①地下水の状況 ②気象の状況 ③地形・地質、土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	<p>工事の施行中において、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響が考えられる。</p> <p>工事の完了後において、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の影響並びに地表構造物の存在等による雨水の表面流出量への影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>

### (2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-24、現地調査方法は表 8-25、現地調査地点は図 8-5 に示すとおりである。

表 8-24 調査方法（既存資料調査）：水循環

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①地下水の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地下水面図」</li> <li>「被圧地下水位等高線図」</li> <li>「東京都の代表的な湧水」</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②気象の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）</li> </ul>	
③地形・地質、土質等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形面区分図」（東京都）</li> <li>「地盤沈下調査報告書」（東京都）</li> <li>「水準基準測量成果表」（東京都）</li> </ul>	
④水利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「都内の地下水揚水の実態」（東京都）</li> <li>「地下水揚水量報告書」（世田谷清掃工場）</li> </ul>	
⑤植生の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「自然環境保全基礎調査」（環境省）</li> </ul>	
⑥土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>「都市計画図」（世田谷区）</li> </ul>	
⑦法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「工業用水法」</li> <li>「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」</li> <li>「東京都環境確保条例」（東京都）</li> </ul>	

表 8-25 調査方法（現地調査）：水循環

調査事項	調査地域・地点	調査時期	調査方法
①水域の状況	<p>建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに、計画地周辺への影響を把握できる計画地内の 4 地点とする。</p> <p>調査位置は図 8-5 に示すとおりである。</p>	<p>計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる 1 年間とする。</p>	<p>不圧地下水位用の観測井 4 地点及び被圧地下水位用の観測井 4 地点での自記水位計を用いた連続測定による方法とする。</p>

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-26 に示すとおりである。

表 8-26 予測及び評価の方法：水循環

予測事項		予測の対象時点	予測地域	予測方法	評価方法
工事の 施行中	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度	建設工事（掘削工事）に伴い山留壁（止水壁）が設置される時点とする。	計画地及びその周辺地域とする。	工事施工計画や現地調査結果を基に、地下水の水位及び流況に影響を及ぼす程度を定性的に予測する方法とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・掘削工事及び山留め壁により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。  ・地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況への影響を及ぼさないこと。
	地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度	地下く体工事が完了し、地下水位の状況が安定した時点とする。			
工事の 完了後	地表構造物の存在等に伴う表面流出量の変化の程度	工事が完了した時点とする。	計画地内とする。	施設計画をもとに表面流出量の変化の程度を把握し、予測する方法とする。	・「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」（平成 22 年 3 月世田谷区）に定める基準。

## 8.2.7 日影

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-27 に示すとおりである。

表 8-27 調査事項及びその選択理由：日影

調査事項	選択理由
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後において、計画建築物等による日影の状況の変化による影響が考えられる。 以上のことから、計画地周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

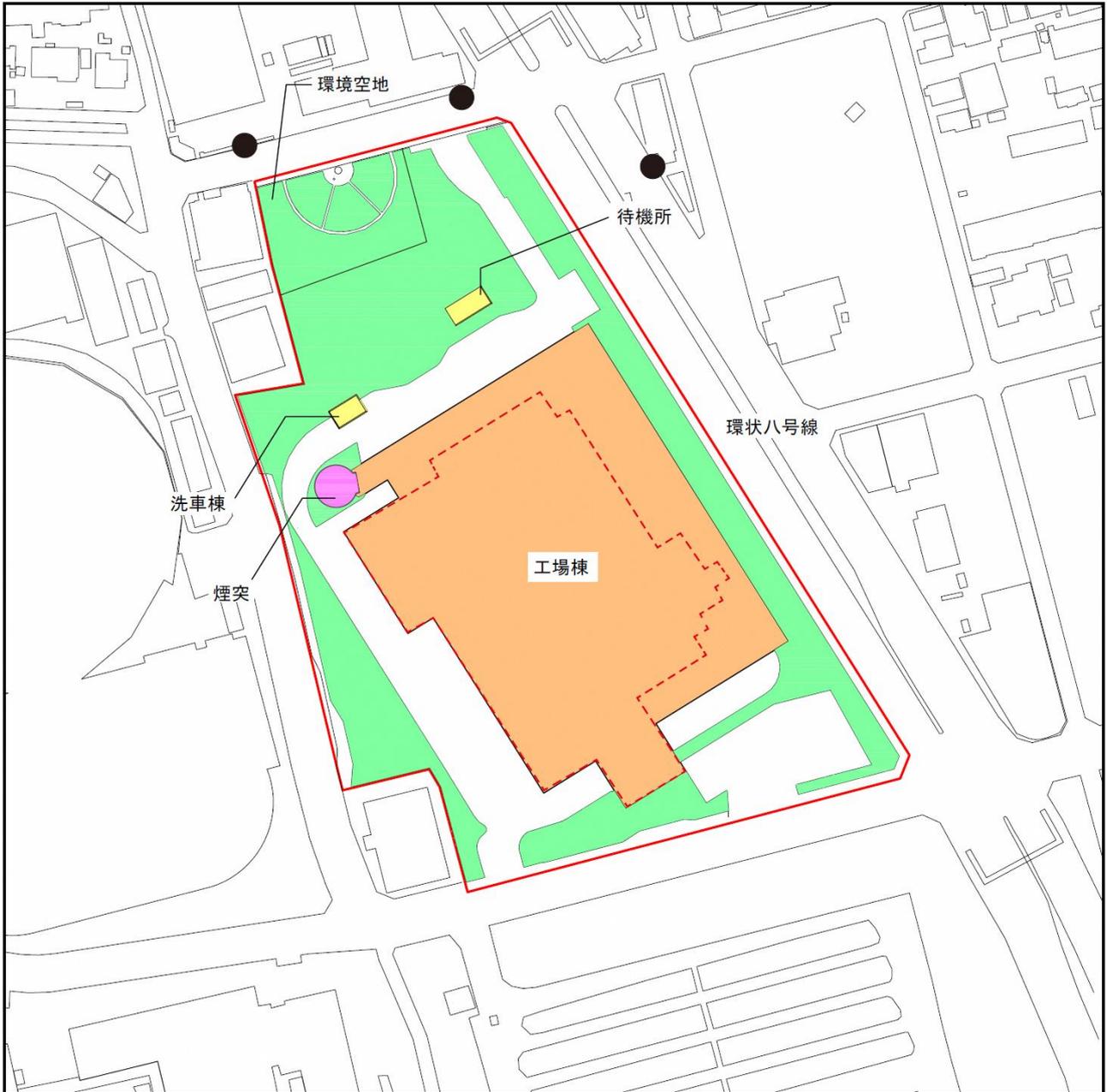
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-28、現地調査方法は表 8-29、現地調査地点は図 8-6 に示すとおりである。

表 8-28 調査方法（既存資料調査）：日影

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①日影の状況	対象事業の実施により日影が生じると予想される範囲とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>「都市計画図」（世田谷区）</li> <li>「地形図」（国土地理院）等</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況			
③既存建築物等の状況			
④地形の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形図」（国土地理院）</li> <li>「地形分類図」（東京都）</li> </ul>	
⑤土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」（東京都）</li> <li>「都市計画図」（世田谷区）</li> </ul>	
⑥法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画法」</li> <li>「建築基準法」</li> <li>「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（東京都）</li> <li>「世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（世田谷区）</li> </ul>	

表 8-29 調査方法（現地調査）：日影

調査事項	調査地域・地点	調査時期	調査方法
①日影の状況	計画建築物等による日影が及ぶと予想され、特に配慮すべき施設等を考慮した3地点とする。 調査位置は図 8-6 に示すとおりである。	日影の状況を適切に把握し得る時期とする。	主要な地点における日影の状況は、現地で天空写真を撮影する方法とする。
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況			現地調査等により把握する方法とする。
③既存建築物等の状況			



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟
- : 日影調査地点



図 8-6 現地調査地点位置図 (日影)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-30 に示すとおりである。

表 8-30 予測及び評価の方法：日影

予測事項		予測の対象時点	予測地域	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	工事が完了した後の冬至日頃。	計画地周辺地域とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京における冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までに生じる計画建築物等の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に定める基準</li> <li>「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年都条例第63号)に定める基準</li> </ul>
	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度			<ul style="list-style-type: none"> <li>現況の天空写真に計画建築物と太陽軌道等の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。</li> </ul>	

## 8.2.8 電波障害

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-31 に示すとおりである。

表 8-31 調査事項及びその選択理由：電波障害

調査事項	選択理由
①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	工事の完了後において、計画建築物等の存在により、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の受信状況に影響を及ぼすことが考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

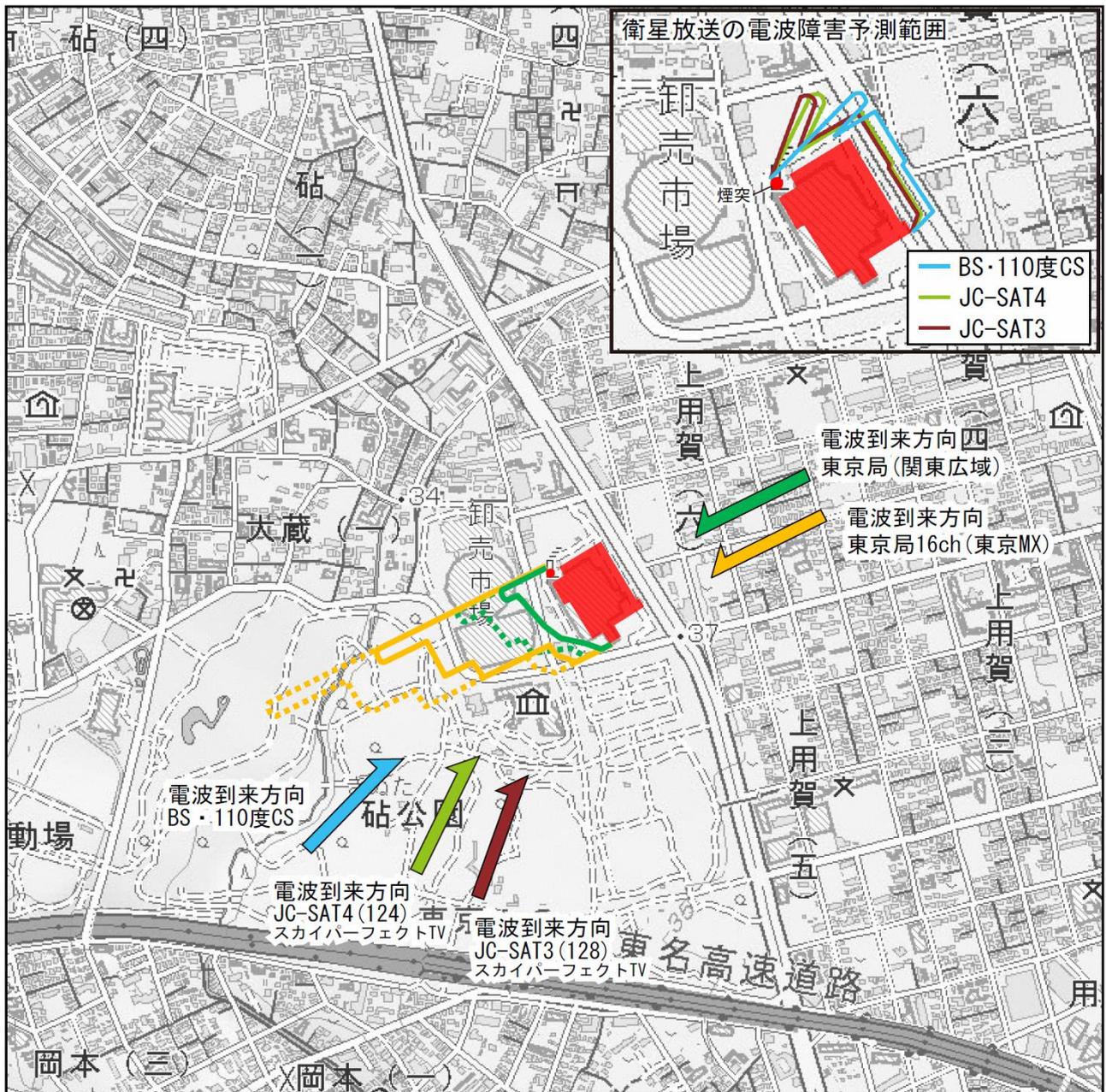
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-32、現地調査方法は表 8-33、現地調査地点は図 8-7 に示すとおりである。

表 8-32 調査方法（既存資料調査）：電波障害

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①テレビ電波の送信の状況	計画地及びその周辺地域	・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHK アイテック編）	最新の資料を参考とする。
②高層建築物及び住宅等の分布状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「住宅地図」（ゼンリン）	
③地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査」（東京都）	

表 8-33 調査方法（現地調査）：電波障害

調査事項	調査地域・地点	調査時期	調査方法
①テレビ電波の受信の状況  ・テレビ受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態	調査地域は、電波障害の発生が推定される地域とし、調査地点は電波到来方向及び遮蔽方向について検討した上で、電波障害が予想される範囲における住宅等の分布状況を考慮し、調査地域内にほぼ均等になるように設定する。 予測される範囲は図 8-7 に示すとおりである。	電波障害の状況を適切に把握できる時期とする。	・テレビ電波の受信画質の調査を行う場合は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成 30 年 6 月社団法人日本 CATV 技術協会）及び建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年 3 月社団法人日本 CATV 技術協会）とする。 ・テレビ電波の強度の調査を行う場合は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 ・受信形態については、聞き取り等の方法とする。



凡 例

- : 対象建造物
- : 電波障害予測範囲
- : 電波障害要確認範囲

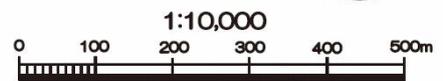


図 8-7 予測範囲図 (電波障害)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-34 に示すとおりである。

表 8-34 予測及び評価の方法：電波障害

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後 計画建築物等の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS)）の遮蔽障害	工事が完了した時点とする。	計画建築物等によるテレビ電波の遮蔽障害が予想される地域及びその周辺地域とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送 2005.3)」(平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会)に基づき、光学的な遮蔽範囲に伝搬の広がりを考慮した予測式により、遮蔽障害の及ぶ範囲の予測を行う。</li> <li>衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。</li> </ul>	テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

## 8.2.9 景観

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-35 に示すとおりである。

表 8-35 調査事項及びその選択理由：景観

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤都市の景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、既存建築物等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地及びその周辺地域の景観に変化が生じると考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

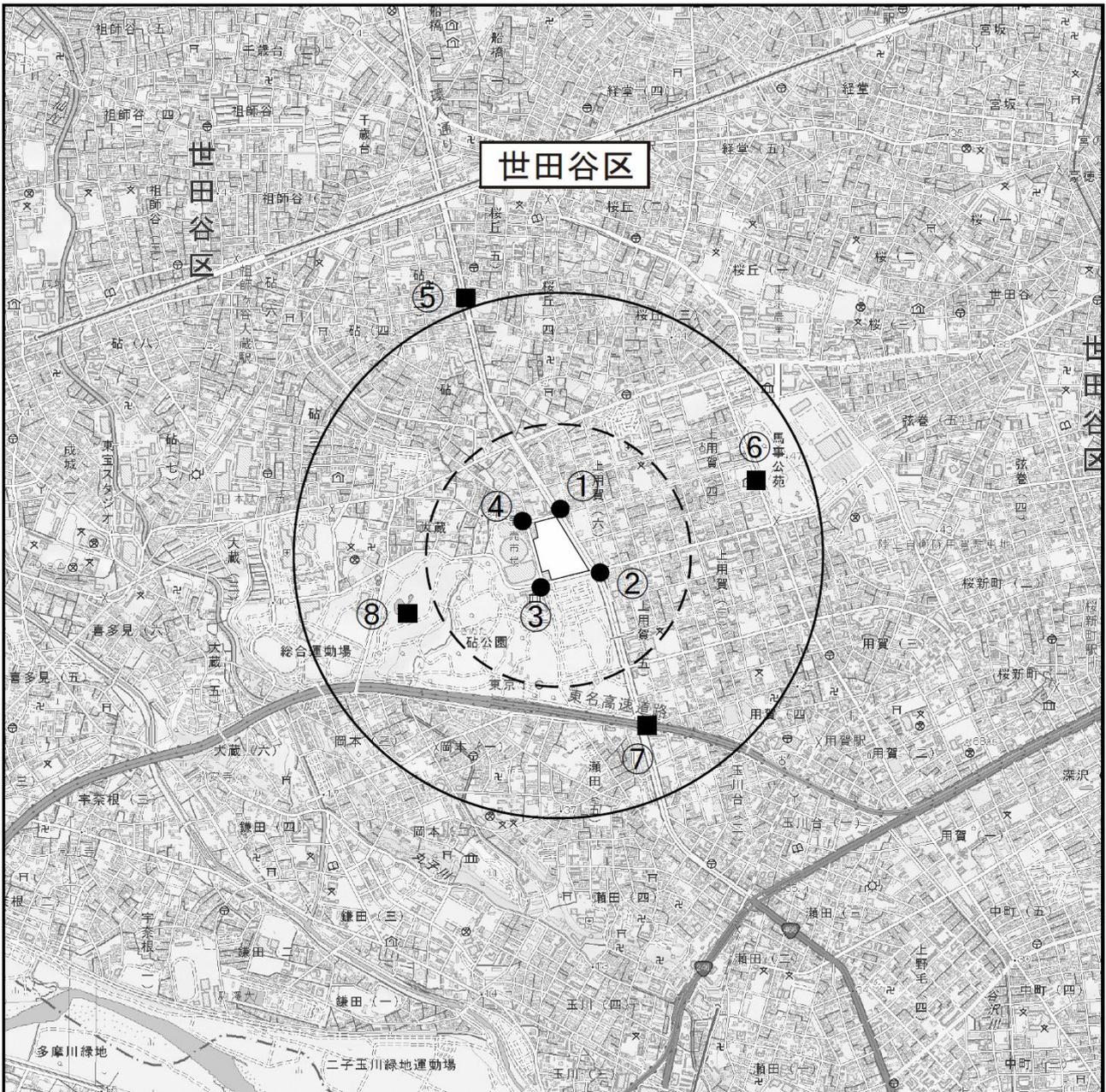
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-36、現地調査方法は表 8-37、現地調査地点は図 8-8 に示すとおりである。

表 8-36 調査方法（既存資料調査）：景観

調査事項	調査地域等	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺地域	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「世田谷区風景づくり条例」（世田谷区）	最新の資料を参考とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）等	
④土地利用の状況			
⑤都市の景観の保全に関する方針等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「東京都景観計画（平成 30 年改訂）」（東京都） ・「世田谷区風景づくり条例」（世田谷区）	
⑥法令による基準等		・「都市計画法」 ・「文化財保護法」 ・「東京都景観条例」（東京都） ・「世田谷区風景づくり条例」（世田谷区）	

表 8-37 調査方法（現地調査）：景観

調査事項	調査地域・地点	調査期間	調査方法
②代表的な眺望地点及び眺望の状況	調査地点は計画建築物等が容易に見渡せると予想される場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等の代表的な 8 地点とする。 調査位置は図 8-8(1) に示すとおりである。	計画地周辺の景観の状況を適切に把握できる時期とする。	現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。
③圧迫感の状況	計画地に接する道路の反対側敷地境界線付近等を含む 4 地点。 調査位置は図 8-8(2) に示すとおりである。		敷地境界付近における圧迫感の状況は、現地で天空写真を撮影する方法とする。



凡 例

□ : 計画地

----- : 都県界

● : 代表的な眺望点及び眺望の調査地点(近景)

- ① 計画地北東角交差点
- ② 計画地南東角交差点
- ③ 世田谷美術館前
- ④ 計画地北西角交差点

○ (虚線) : 計画地から半径 500m

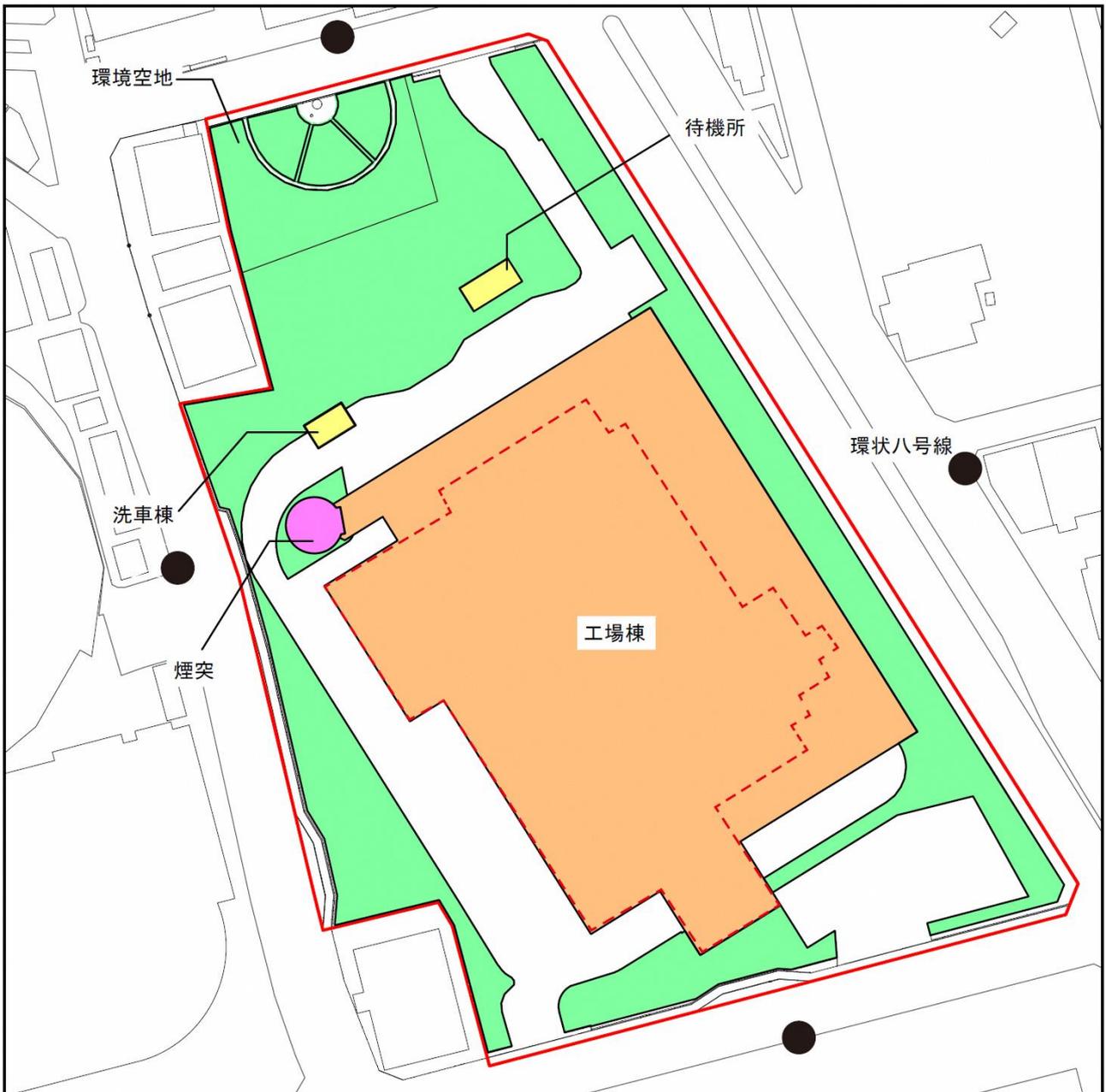
○ (実線) : 計画地から半径 1,000m

■ : 代表的な眺望点及び眺望の調査地点(中景)

- ⑤ 環状八号線陸橋(桜丘4丁目)
- ⑥ 馬事公苑西側歩道
- ⑦ 環八東名入口交差点陸橋
- ⑧ 砦公園



図 8-8(1) 現地調査地点位置図 (景観 : 代表的な眺望点及び眺望の調査地点)



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟・洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地
- : 既存工場棟
- : 圧迫感調査地点

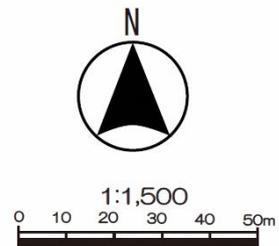


図 8-8(2) 現地調査地点位置図 (景観 : 圧迫感の調査地点)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-38 に示すとおりである。

表 8-38 予測及び評価の方法：景観

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	工事が完了した時点とする。	・予測地域は現況調査の調査地域に準じる。	対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・景観法に基づく「世田谷区風景づくり条例」に定められた景観形成基準  ・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた景観形成基準  ・圧迫感の軽減を図ること
	計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度		・予測地点は現況調査の調査地点に準じる。	計画建築物等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。	
	計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度			現況の天空写真に計画建築物等の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	

## 8.2.10 廃棄物

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-39 に示すとおりである。

表 8-39 調査事項及びその選択理由：廃棄物

調査事項	選択理由
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中においては、既存建築物等の解体・撤去、計画建築物等の建設により廃棄物及び建設発生土が発生する。 工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生する。 以上のことから、計画地内について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-40 に示すとおりである。

表 8-40 調査方法（既存資料調査）：廃棄物

調査事項	調査地域	使用する主な資料	備考
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況	計画地内	・「事業概要」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	最新の資料を参考とする。
②建設発生土の状況			
③特別管理廃棄物の状況			
④廃棄物処理の状況			
⑤法令による基準等		・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「東京都廃棄物条例」（東京都） ・「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都）等	

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-41 に示すとおりである。

表 8-41 予測及び評価の方法：廃棄物

	予測事項	予測の対象時点	予測地域	予測方法	評価方法
工 事 の 施 行 中	計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物(建設廃棄物)の発生量、再利用量及び処理・処分方法	建設廃棄物及び建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。	計画地内とする。	計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)に準ずる事業者の責務
工 事 の 完 了 後	施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	工事が完了し、事業活動が通常の状態に達した時点とする。		施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に定める事業者の責務  ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)に定める事業者の責務に定める事業者の責務  ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律 104 号)  ・「東京都廃棄物条例」(平成 4 年東京都条例第 140 号)に定める事業者の基本的責務  ・「東京都建設リサイクル推進計画」(令和 4 年東京都)に定める事業者の責務  ・「世田谷区清掃・リサイクル条例」(平成 11 年世田谷区条例第 52 号)に定める事業者の責務

## 8.2.11 温室効果ガス

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-42 に示すとおりである。

表 8-42 調査事項及びその選択理由：温室効果ガス

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-43 に示すとおりである。

表 8-43 調査方法（既存資料調査）：温室効果ガス

調査事項	調査地域	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及びその周辺地域	・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（東京都） ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）等	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		・「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	
③地域内エネルギー資源の状況		・「清掃事業年報」（東京二十三区清掃一部事務組合）等	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		・事業者資料等	
⑤法令による基準等		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-44 に示すとおりである。

表 8-44 予測及び評価の方法：温室効果ガス

予測事項	予測の対象時点	予測地域	予測方法	評価方法
施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度  工 事 の 完 了 後	工事が完了し、事業活動が通常の状態に達した時点とする。	計画地及びその周辺地域とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。</li> <li>ごみ発電、場外への余熱供給、太陽光発電等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。</li> </ul>	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める基本方針</li> <li>「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に定める基準</li> <li>「東京都地球温暖化対策指針」（平成 21 年東京都告示第 989 号）に定める数値</li> </ul>

9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区  
又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図 9-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすと予想される範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲（半径 1.5km）とした。

当該地域を管轄する特別区の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都世田谷区	桜二丁目の一部、桜三丁目の一部、弦巻四丁目の一部、弦巻五丁目の一部、 桜丘一丁目の一部、桜丘二丁目の一部、桜丘三丁目、桜丘四丁目、 桜丘五丁目の一部、経堂四丁目の一部、経堂五丁目の一部、上用賀一丁目、 上用賀二丁目、上用賀三丁目、上用賀四丁目、上用賀五丁目、 上用賀六丁目、用賀二丁目の一部、用賀三丁目の一部、用賀四丁目、 玉川台一丁目の一部、玉川台二丁目、玉川四丁目の一部、 瀬田二丁目の一部、瀬田四丁目の一部、瀬田五丁目、 桜新町二丁目の一部、祖師谷一丁目の一部、千歳台一丁目の一部、 成城一丁目の一部、喜多見六丁目の一部、鎌田三丁目の一部、 鎌田四丁目の一部、岡本一丁目、岡本二丁目の一部、岡本三丁目、 大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目の一部、大蔵四丁目、 大蔵五丁目の一部、大蔵六丁目の一部、砧一丁目、砧二丁目、砧三丁目、 砧四丁目、砧五丁目の一部、砧六丁目の一部、砧七丁目の一部、 砧八丁目の一部、砧公園



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 町丁界
- : 環境に影響を及ぼすと予想される地域 (半径1.5km)

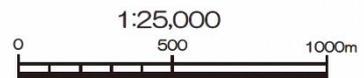


図 9-1 環境に影響を及ぼすと予想される地域

## 10 その他

### 10.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条の3
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条
水銀排出施設の設置届出	大気汚染防止法第18条の28

### 10.2 調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 山崎 孝明 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 株式会社総合環境計画 代表者 : 代表取締役 横山 隆二郎 所在地 : 東京都江東区牡丹一丁目14番1号

### 10.3 調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」  
(平成 26 年 1 月、厚生労働省労働基準局長通達)
- ・「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」  
(令和 3 年 2 月、東京都環境局)
- ・「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和 4 年 1 月、東京都総務局ホームページ)
- ・「人口の動き (令和 3 年中)」(東京都総務局ホームページ)
- ・「町丁目別人口 令和 4 年 1 月 1 日現在」(令和 4 年 4 月、世田谷区ホームページ)
- ・「平成 26 年経済センサス 基礎調査」(総務省統計局ホームページ)
- ・「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都建設局ホームページ)
- ・「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都建設局ホームページ)
- ・「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」  
(国土交通省関東地方整備局ホームページ)
- ・「1 日平均駅別乗降人員」(小田急電鉄ホームページ)
- ・「各駅 1 日平均乗降人員」(小田急交通広告ホームページ)
- ・「経堂駅、千歳船橋駅、祖師ヶ谷大蔵駅 (小田急線) の乗降客数の統計」  
(統計情報リサーチホームページ)
- ・「2016、2017、2018、2019、2020 年度乗降人員」(東急電鉄ホームページ)
- ・「特別区の統計」(令和 3 年 3 月、特別区協議会ホームページ)
- ・「世田谷の土地利用 2016」(平成 30 年 5 月、世田谷区ホームページ)
- ・「せたがや iMap『R03 建物高さランク図』(世田谷区電子地図情報配信サービス)」  
(世田谷区ホームページ)
- ・「世田谷区都市計画図 1」(令和 4 年 3 月、世田谷区都市整備政策部 都市計画課)
- ・「学校基本調査報告 令和 2 年度」(東京都総務局ホームページ)
- ・「文部科学省関係機関リンク集 教育」(文部科学省ホームページ)
- ・「社会福祉施設等一覧」(令和 3 年 5 月 1 日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「医療機関届出情報」(令和 3 年 7 月 1 日現在、医療介護情報局ホームページ)
- ・「都内公立図書館一覧」(東京都立図書館ホームページ)
- ・「東京都認証保育所一覧」(令和 3 年 11 月 1 日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「幼保連携型認定こども園 施設一覧」  
(令和 2 年 10 月 1 日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「高齢者施設一覧」(令和 3 年 11 月 1 日現在、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「世田谷の美術館・博物館・ギャラリー一覧」(世田谷ガイドホームページ)
- ・「公園・緑地」(世田谷区ホームページ)
- ・「公園調書」(東京都ホームページ)
- ・「世田谷区ウォーキングマップ (「歩こう、動こう」の取組み)」(世田谷区ホームページ)
- ・「関東の一級河川」(国土交通省ホームページ)
- ・「多摩川水系野川流域河川整備計画」(平成 29 年 7 月、東京都)
- ・「多摩川水系谷沢川及び丸子川流域河川整備計画」(平成 29 年 7 月、東京都)

- ・「漁業権設定状況」（平成 30 年 4 月現在、東京都産業労働局ホームページ）
- ・「河川整備基本方針 多摩川水系」（国土交通省ホームページ）
- ・「東京都下水道局事業概要(令和 3 年版)」（東京都下水道局ホームページ）
- ・「地域気象観測所一覧」（令和 4 年 3 月 16 日現在、気象庁ホームページ）
- ・「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（東京都環境局ホームページ）
- ・「神奈川県大気汚染常時監視測定結果」（神奈川県ホームページ）
- ・「未来の東京」戦略 version up 2022（令和 4 年 2 月、東京都）
- ・「都市づくりのグランドデザインー東京の未来を創ろうー」（平成 29 年 9 月、東京都）
- ・「東京の都市づくりビジョン（改定）」（平成 21 年 7 月、東京都）
- ・「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月、東京都）
- ・「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」（令和 3 年 3 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年 7 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年 3 月、東京都）
- ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和 3 年 9 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」（令和 4 年 4 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクルガイドライン」（令和 4 年 4 月、東京都）
- ・「東京地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、東京都）
- ・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」  
(平成 25 年 7 月、東京都)
- ・「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年 5 月、東京都）
- ・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」(平成 24 年 5 月、東京都)
- ・「在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月、東京都）
- ・「東京都景観計画-美しく風格のある東京の再生-」（平成 30 年 8 月改定、東京都）
- ・「世田谷区基本構想」（平成 25 年 9 月議会議決、世田谷区）
- ・「世田谷区基本計画（平成 26 年度（2014 年度）～令和 5 年度（2023 年度））」  
(平成 26 年 3 月、世田谷区)
- ・「世田谷区環境基本計画（後期）」(令和 2 年 3 月、世田谷区)
- ・「みどりの基本計画」（平成 30 年 4 月、世田谷区）
- ・「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」（平成 30 年 3 月策定、世田谷区）
- ・「都市整備方針（都市計画マスタープラン）」(平成 27 年 3 月、世田谷区)
- ・「世田谷区一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年度（2015 年度）～平成 36 年度（2024 年度））」  
(平成 27 年 3 月、世田谷区)
- ・「風景づくり計画」（平成 27 年 4 月、世田谷区）
- ・「公害苦情統計調査」（令和 4 年 4 月、東京都環境局ホームページ）
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（令和 3 年 9 月、東京都環境局ホームページ）
- ・「ダイオキシン類調査結果」（東京都環境局ホームページ）
- ・「世田谷区内の大気汚染調査結果」（世田谷区ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（東京都環境局ホームページ）
- ・「平成 27 年度 自動車交通騒音調査結果」（令和元年 3 月、東京都環境局）

- ・「平成 29 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和元年 7 月、東京都環境局)
- ・「平成 30 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和 2 年 3 月、東京都環境局)
- ・「令和元年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和 3 年 3 月、東京都環境局)
- ・「令和 2 年度 自動車交通騒音・振動調査結果」(令和 4 年 3 月、東京都環境局)
- ・「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・「平成 29 年度 公共用水域水質測定結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・「平成 30 年度 公共用水域水質測定結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・「令和元年度 公共用水域水質測定結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・「令和 2 年度 公共用水域水質測定結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・「平成 30 年度 河川水質調査結果」(世田谷区ホームページ)
- ・「平成 31 年度 河川水質調査結果」(世田谷区ホームページ)
- ・「令和 2 年度 河川水質調査結果」(世田谷区ホームページ)
- ・「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)
- ・「要措置区域等の指定状況」(東京都環境局ホームページ)
- ・「水準基標測量成果表」(東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ)
- ・「令和 2 年地盤沈下調査報告書」(令和 3 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)
- ・「日本の地形レッドデータブック第 1 集―危機にある地形―」(平成 12 年 12 月、古今書院)
- ・「日本の地形レッドデータブック第 2 集―危機にある地形―」(平成 14 年 3 月、古今書院)
- ・「数値地図」(令和 3 年 12 月閲覧、国土地理院ホームページ)
- ・「土地分類基本調査(垂直調査)地質断面図」  
(国土交通省国土制作局国土情報課ホームページ)
- ・「環境影響評価書―世田谷区清掃工場建替事業―」  
(平成 14 年 7 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「令和 2 年地盤沈下調査報告書」(令和 3 年 7 月、東京土木技術支援・人材センター)
- ・「東京の湧水マップ 平成 30 年度調査」(平成 31 年 3 月、東京都環境局)
- ・「東京都の代表的な湧水」(環境省ホームページ)
- ・「東京の名湧水 57 選」(東京都環境局ホームページ)
- ・「令和 2 年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」  
(令和 4 年 4 月、東京都環境局)
- ・「環境省版レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月、環境省)
- ・「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)解説版～レッドデータブック東京 2013(区部)」  
(平成 25 年 5 月、東京都環境局)
- ・「生きものつながる世田谷プラン」(世田谷区ホームページ)
- ・「世田谷区ウォーキングマップ(「歩こう、動こう」の取組み)」(世田谷区ホームページ)
- ・「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図」  
(環境省生物多様性センターホームページ)
- ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和 53 年 7 月、条例第 63 号)
- ・「世田谷区都市計画図 1」(令和 4 年 3 月、世田谷区都市整備政策部 都市計画課)
- ・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都教育委員会ホームページ)
- ・「一般廃棄物処理基本計画」(令和 3 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

- ・「事業概要 令和3年版」(令和3年7月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成28年度」(平成29年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成29年度」(平成30年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成30年度」(令和元年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 令和元年度」(令和2年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 令和2年度」(令和3年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2019年度速報値)」  
(令和3年6月、東京都環境局)
- ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2018年度実績値)」  
(令和3年3月、東京都環境局)

以上

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/75,000、1/50,000、1/40,000、1/30,000、1/25,000、1/10,000、1/5,000、1/2,000、1/1,500

「電子地形図 25000」（国土地理院）

空中写真：「電子国土基本図（オルソ画像）」（国土地理院）



令和4年8月発行

印刷物登録

令和4年度第18号

## 環境影響評価調査計画書

— 世田谷清掃工場建替事業 —

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部  
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階  
電話番号 03(6238)0915

印刷 株式会社サン印刷  
東京都杉並区和泉丁目40番29号  
電話番号 03(6304)3001

再生紙を使用しています。

